

平成22年度予算概算要求
主要新規事項等の概要

平成21年10月

環 境 省

平成22年度環境省予算概算要求主要新規事項等の概要

事 項	平成22年度 概算要求額	担当局(部)課(室)名	頁
1. 25%削減目標の達成と豊かな暮らしの実現に向けた社会の変革			
(1) 25%削減に向けた社会・経済の取組			
低炭素社会づくりのための中・長期目標達成ロードマップ策定費	203	地球環境局総務課研究調査室、地球温暖化対策課	1
国内排出量取引推進事業	2,500	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室	4
カーボン・オフセット推進事業	200	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室	7
環境政策における地球温暖化対策税を含む税制のグリーン化検討経費	29	総合環境政策局環境経済課	9
地球温暖化対策技術開発等事業	5,071	地球環境局地球温暖化対策課	10
(新) 再生可能エネルギー二酸化炭素削減効果検証費	30	地球環境局地球温暖化対策課	13
エコ燃料実用化地域システム実証事業	2,800	地球環境局地球温暖化対策課	15
(新) 温泉施設における温暖化対策事業	50	自然環境局自然環境整備担当参事官室	17
(新) 洋上風力発電実証事業	100	地球環境局地球温暖化対策課	19
(新) 市民参画型小水力発電推進事業	400	地球環境局地球温暖化対策課	21
(新) 国際再生可能エネルギー機関分担金	52	地球環境局総務課、地球温暖化対策課	23
気候変動影響モニタリング・評価ネットワーク構築等経費	336	地球環境局総務課研究調査室	25
地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金	215	地球環境局総務課研究調査室	28
(2) 国民とともに取り組む社会の変革			
エコポイント等CO2削減のための環境行動促進事業	750	総合環境政策局環境経済課	31
温室効果ガス排出量見える化及び排出抑制等指針策定事業	200	地球環境局地球温暖化対策課	34
(新) 家庭部門における二酸化炭素排出構造詳細把握業務	86	地球環境局地球温暖化対策課	36
フロン等対策推進調査費	141	地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室	38
(新) サプライチェーンにおける排出量算定事業費	31	地球環境局地球温暖化対策課	40
環境金融普及促進事業	196	総合環境政策局環境経済課	42
環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業	350	総合環境政策局環境経済課	45
(新) 地方公共団体実行計画実施推進事業費	117	総合環境政策局環境計画課	47
(新) 火力発電所リプレース促進モデル事業等	69	総合環境政策局環境影響評価課環境影響審査室	49
廃棄物処理施設の基幹的設備改良支援(循環型社会形成推進交付金の内数)	-	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	142
国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年促進事業	176	総合環境政策局環境経済課環境教育推進室	52
世界に貢献する環境経済の政策研究	400	総合環境政策局環境計画課	55
環境研究総合推進費	5,420	総合環境政策局総務課環境研究技術室、地球環境局総務課研究調査室	57
(3) 現地の環境管理能力を育て持続可能な開発を実現する戦略的な国際協力			
(新) アジア・コベネフィット・フォーラム構築事業	106	水・大気環境局総務課	60
京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策等と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業	1,668	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室、水・大気環境局総務課	62
(新) 国連大学拠出金(コベネフィット型都市開発情報整備費)	100	水・大気環境局総務課	66
(新) 中国における大気汚染対策協力事業	19	水・大気環境局大気環境課	68
クリーンアジア・イニシアティブ推進費	167	地球環境局環境保全対策課環境協力室	70
2. 生物多様性の保全と持続可能な利用による自然共生社会の実現に向けて			
(1) COP10の成果につながる施策の展開			
(新) 生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議関係経費	1,443	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室	73
(新) 生物多様性日本基金(仮称)の創設	1,000	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室	79
地球規模生物多様性モニタリング推進事業関係経費	751	自然環境局生物多様性センター	81
国連大学拠出金(国際SATOYAMAイニシアティブ 構想推進事業)	150	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室	84
自然環境保全基礎調査費	400	自然環境局生物多様性センター	86
(新) 野生動物植物資源管理・利用ネットワーク事業	160	自然環境局野生生物課	88
海洋生物多様性情報整備及び保全戦略策定事業費	50	自然環境局自然環境計画課、生物多様性センター	89
海域の国立・国定公園保全管理強化事業費	135	自然環境局国立公園課	91
特定外来生物防除等推進事業	349	自然環境局野生生物課外来生物対策室	93
(新) 国際生物多様性年関連経費	314	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室	95
(新) 生物多様性国民運動関連事業費	115	自然環境局総務課自然ふれあい推進室	98
(新) COP10/MOP5開催に伴う希少種保全策検討事業	98	自然環境局野生生物課	99

事 項	平成22年度 要 求	担当局(部)課(室)名	頁
地域生物多様性保全活動支援事業	245	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室	100
(2) 生物多様性の恵みを実感できる国立公園等の実現			
国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンカー)事業費	400	自然環境局国立公園課	102
国立公園内生物多様性保全対策費	83	自然環境局国立公園課	104
国立公園等における大型獣との共生推進費	73	自然環境局国立公園課	106
(新) 国立公園等における協働型管理運営推進事業	60	自然環境局国立公園課	108
自然公園等事業費(公共)	10,717	自然環境局自然環境整備担当参事官室	110
遺産地域等貴重な自然環境保全推進費	111	自然環境局自然環境計画課	112
(新) 原生的な自然環境の危機対策事業	15	自然環境局自然環境計画課	116
(3) 人といきものが共生する自然保護管理等の実現			
鳥獣保護管理に係る人材育成事業	48	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室	118
国指定鳥獣保護区における環境学習・保全調査拠点整備	190	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室	120
(新) 皇居外苑水環境改善事業(自然公園等事業費(公共)の内数)	-	自然環境局総務課皇居外苑管理事務所	122
動物愛護管理推進費	198	自然環境局総務課動物愛護管理室	124
3. 循環型社会づくりに向けて			
(1) 循環産業の育成等を通じた3Rの戦略的高度化			
廃棄物処理・リサイクル事業連携促進3R高度化事業	80	廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	126
使用済製品等の総合的なリユース促進事業費	53	廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	129
(新) 産業廃棄物処理業経営基盤安定化・振興対策検討費	51	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	132
使用済電気電子機器の有害物質適正処理及びレアメタルリサイクル推進事業費	100	廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	134
(新) 自動車リサイクル推進事業費	10	廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	137
(2) 地域循環圏の形成やアジアにおける適切な循環の確保			
循環型社会推進等経費	200	廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室	140
循環型社会形成推進交付金(公共)(浄化槽分を除く)	34,841	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	142
廃棄物等の越境移動に係る国際的環境問題対策費	77	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室	149
(新) 国連廃棄物リサイクル会議開催経費	40	廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室	151
(3) 安全・安心な廃棄物処理・リサイクルの推進			
産業廃棄物行政情報システム構築事業費	52	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	153
(新) 移動式廃棄物処理施設に係る基準設定検討事業	21	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	154
衛星画像を使った不法投棄等の未然防止等対策	101	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室	156
(新) 処理困難なPCB廃棄物の適正処理モデル事業	50	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	158
(新) 海中ごみ等の陸上における処理システムの検討	18	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物対策課	159
4. 安全・安心な社会づくりに向けた環境保全の取組			
(1) 新しい課題を踏まえた国民の安全・安心の基盤となる環境管理			
微小粒子状物質(PM2.5)総合対策費	200	水・大気環境局大気環境課、自動車環境対策課	161
有害大気汚染物質等対策推進費	273	水・大気環境局大気環境課	163
総量削減計画改訂調査	49	水・大気環境局自動車環境対策課	165
自動車環境性能評価法国際標準化等推進費	50	水・大気環境局総務課環境管理技術室	167
水生生物保全に係る環境基準策定費	78	水・大気環境局水環境課	170
(新) 底層DO等を用いた水質環境評価事業	150	水・大気環境局水環境課	172
(新) 湖沼水質保全施策枠組み再構築事業	17	水・大気環境局水環境課	174
(新) 海域の物質循環健全化計画策定事業	68	水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	176
(新) 浄化槽整備区域設定支援事業費	30	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物対策課浄化槽推進室	178
循環型社会形成推進交付金(公共)(浄化槽分)	12,838	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物対策課浄化槽推進室	180
(新) 海岸漂着物処理推進経費	20	地球環境局環境保全対策課	183
漂流・漂着ゴミに係る削減策調査費	256	地球環境局環境保全対策課	185
(新) 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の技術的能力確保・向上業務	77	水・大気環境局土壌環境課	188
(新) 微生物によるバイオレメディエーションの普及促進に係る技術指針策定費	20	水・大気環境局総務課環境管理技術室	190
(新) 農薬の大気経路による影響評価事業	154	水・大気環境局土壌環境課農業環境管理室	192

事 項	平成 22 年 度 要 求 額	担当局 (部) 課 (室) 名	頁
(2) 「子どもの健康と環境」を始めとした化学物質対策			
子どもの健康と環境に関する全国調査 (エコチル調査)	3,403	環境保健部環境安全課環境リスク評価室	195
(新) ナノ材料の環境影響未然防止方策検討事業	30	環境保健部環境安全課	197
既存化学物質等安全性点検・評価事業	273	環境保健部企画課化学物質審査室	199
POPs (残留性有機汚染物質) 監視事業費	229	環境保健部環境安全課	201
(新) 水銀規制に関する条約制定対応	56	環境保健部環境安全課	203
(3) 水俣病を始めとする公害健康被害者対策等			
水俣病総合対策関係経費等	11,471	環境保健部企画課特殊疾病対策室	205
茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業費	110	環境保健部環境安全課環境リスク評価室	207
有機ヒ素化合物の汚染源周辺地域における高濃度汚染対策	284	環境保健部環境安全課環境リスク評価室	209
一般環境経路による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査	265	環境保健部企画課石綿健康被害対策室	211
石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査・還元等事業	85	環境保健部企画課石綿健康被害対策室	213

低炭素社会づくりのための中・長期目標達成ロードマップ策定
費

203百万円(150百万円)

地球環境局総務課研究調査室
地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

低炭素社会を構築するために、我が国は、長期目標については、平成20年7月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」において、我が国は2050年までに温室効果ガスの排出量を現状から60～80%削減することとしている。また、本年7月に開催されたG8ラクイラサミットにおいて、先進国全体で80%、またはそれ以上、削減することについて合意している。

一方、中期目標については、本年9月に鳩山総理は、国連気候変動首脳会合において、温暖化を止めるために科学が要請する水準に基づくものとして、1990年比で2020年までに25%削減を目指すことを表明し、その実現に向けて、あらゆる政策を総動員する決意を示されている。

また、世界で同時に金融危機が起こり、経済情勢が一変したことで、低炭素社会の構築の点においても、「緑の経済と社会の変革」等において低炭素革命が位置づけられるなど、足下の状況が激変している。加えて、アメリカが国際交渉において2020年以外の中期目標も提示するよう主張するなど、国際的な情勢も大きく変化している。

本事業では中・長期の目標を確実に達成し、低炭素社会を実現するため、中・長期目標の達成に向けたロードマップの策定を行うものである。

2. 事業計画

平成20年5月に地球環境研究総合推進費「脱温暖化2050プロジェクト」が公表した「低炭素社会に向けた12の方策」に掲げられている部門を基本として、中期目標達成ロードマップ、長期ロードマップを策定する。

①中期目標達成ロードマップ

中期目標を達成するために必要な各ガス・各部門における削減量や対策について検討を行う。〔H21年度〕

あわせて、対策を実現するための施策について、費用対効果や公平な負担の観点から、政策手法の在り方(自主的手法、規制的手法、経済的手法、情報的手法等のポリシーミックス)の検討・評価を行う。その際、足下の経済・社会情勢の変化を適確に把握し、今後の方向性を見極めるとともに、内外の情勢の変化に即応できるよう、様々な選択肢を含めて検討する。〔H21年度～22年度〕

長期目標の達成を見据えつつ、目標や削減シナリオについて、複数の選択肢を検討し、中期目標達成ロードマップを策定する。〔H22 年度〕

②長期ロードマップ

①で策定した中期目標達成ロードマップを踏まえつつ、革新的な技術を導入する際に障害となる制度的課題や普及のための方策を明らかにする。なお、平成 21 年度は12の方策のうち6つ程度のテーマについて検討する。平成 22 年度は、残り6つ程度のテーマについて検討し、これらを合わせて、2050 年のあるべき低炭素社会の姿の実現に向けたロードマップを策定する。

3. 施策の効果

本事業で策定されたロードマップに沿った政策を実施することで低炭素社会の実現に資する。

低炭素社会づくりのための 中・長期目標達成ロードマップ策定費

〔京都議定書目標達成計画〕
- 6%達成(～2012年)

【現状】

【2020年】
-25%
達成

**中期目標
ロードマップ**
2020年 - 25%

・本年9月に鳩山総理より、
温暖化を止めるために科学が
要請する水準に基づくもの
として、1990年比で2020年
までに25%削減を目指すこと
を表明

【事業内容】

「低炭素社会に向けた12の方策(地球環境研究総合推進費「脱温暖化2050プロジェクト」により2008年5月公表)」に掲げられた部門を基本とする

各部門における対策・施策について、費用対効果をできる限り定量的に評価しつつ検討

ロードマップの策定

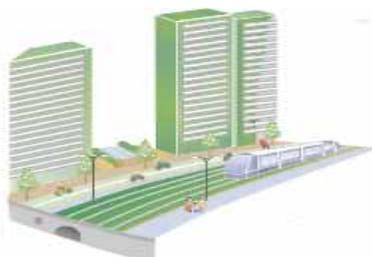
**長期目標
ロードマップ**

2050年 -60～-80%

・低炭素社会づくり行動計画(2008年7月閣議決定)に基づき、2050年までに現状から60～80%削減
・本年7月のG8ラクイラサミットで先進国全体で80%以上削減を合意

【2050年】
-60～
-80%
達成

低炭素社会の実現へ



地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

1．事業の概要

鳩山総理が、中期目標の達成のために国内排出量取引制度の導入等を表明されたことを受け、国内排出量取引制度の本格導入に向けた準備が急務となっている。そのため、制度設計の詳細な検討を加速し、国内排出量取引制度の本格導入時の制度設計を具体化する。

その際、自主参加型国内排出量取引制度（以下「J V E T S」という。）の拡充や、J V E T Sを含む排出量取引の国内統合市場の試行的実施（以下「試行実施」という。）の着実かつ円滑な運営等により、経験・知見の更なる蓄積を図り、制度設計の検討に生かす。

2．事業計画（年次計画については別紙参照。）

J V E T Sについては、第4期の実施年度排出量検証及び排出枠償却、第5期の排出削減実施、第6期の設備整備と基準年排出量の検証に加え、将来の案件掘り起こしに向けた温暖化対策診断や排出量のモニタリング・算定、検討の効率化等により拡充を図る。

（ J V E T S運営のため本事業の一部として「温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業」を実施。100 百万円×66 件、補助率 1/3 ）
試行実施については、今後のフォローアップ結果を踏まえた運営を行う。2010 年 10 月中旬に 2009 年度参加者の排出量実績の確定、11 月末日～12 月中旬を償却期限とし、目標達成確認を行う。

具体的な制度設計については、上記の経験・知見を踏まえつつ、制度設計における諸論点の検討、海外の制度の情報収集・分析等を行いながら、詳細な検討を行う。また、諸外国との連携や海外への情報発信等を行う。

3．施策の効果

J V E T Sを含む試行実施の円滑な運営等を通じ更なる経験・知見の蓄積を図りながら、国内排出量取引制度の制度設計の詳細について検討を加速し、本格導入時の制度設計を具体化する。

J V E T Sにより、特に中小規模工場・事業場において費用効率的かつ確実な削減を実現する。

別紙：年次計画

平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)
【J V E T S 第 4 期 (平成20年度開始)】 排出削減実施年度の排 出量検証 排出枠償却		
【J V E T S 第 5 期 (平成21年度開始)】 参加者の排出削減実施 排出枠の取引	【J V E T S 第 5 期 (平成21年度開始)】 排出削減実施年度の排 出量検証 排出枠償却	
【J V E T S 第 6 期 (平成22年度開始)】 参加者の設備整備 基準年排出量の検証	【J V E T S 第 6 期 (平成22年度開始)】 参加者の排出削減実施 排出枠の取引	【J V E T S 第 6 期 (平成22年度開始)】 排出削減実施年度の排 出量検証 排出枠償却
	【J V E T S 第 7 期以降】	
【試行実施】 排出量の検証、排出枠の取引・償却、制度の評価		
【国内排出量取引制度（本格導入）】 制度化（施行時期未定）		

国内排出量取引推進事業

国内排出量取引制度の本格導入の表明

鳩山総理が、中期目標の達成のために**国内排出量取引制度の導入**等を表明。これを受け、その**本格導入の準備**として、**国内排出量取引制度の具体的な制度設計の検討**が急務。

国内排出量取引推進事業の展開

【1. 自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)の拡充】

- ・排出削減設備の導入支援
- ・「温暖化対策診断」等のソフト支援による削減ポテンシャルの発掘
- ・排出量のモニタリング・算定、検証の効率化等

【2. 排出量取引の試行実施の運営】

- ・JVETSを含む排出量取引の試行実施の円滑な運用を通じた、国内排出量取引制度に関する経験・知見の更なる蓄積

【3. 国内排出量取引制度の制度設計の詳細検討】

- ・1. 2. の成果も踏まえつつ、海外制度の情報収集・分析等も行いながら、制度設計の詳細な検討
- ・諸外国との積極的な連携・情報発信

国内排出量取引制度の具体化

JVETSを含む試行実施の運営等を通じ更なる経験・知見の蓄積を図りながら、**国内排出量取引制度の制度設計の詳細について検討を加速し、本格導入時の制度設計を具体化**。

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

1. 事業の概要

カーボン・オフセットとは、自らの温室効果ガス(GHG)排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量を把握し、他の場所で実現したGHG排出削減・吸収量等の購入、他の場所でGHG排出削減・吸収を行うプロジェクトや活動の実施等により、その全部又は一部を埋め合わせるという考え方である。本事業では、カーボン・オフセットに関する情報提供、各種ガイドラインの整備、モデル事業等を実施する。また、信頼性の高いクレジットを認証する「オフセット・クレジット(J-VER)制度」を運営する。これらを通じて、信頼性の高いカーボン・オフセットの取組の普及に努める。

2. 事業計画

国内の排出削減・吸収量をカーボン・オフセットに用いるクレジットとして認証する「オフセット・クレジット(J-VER)制度」について、J-VERの認証や制度改正、登録簿の管理等の制度運営を行うと共に、本制度の活用を促進するため、全国説明会の開催等を通じた広報やJ-VER認証に係る手続きの効率化を行う。

カーボン・オフセットに関する相談支援や情報提供等を行うカーボン・オフセットフォーラムを、平成20年度に引き続き、設置する。また、日英カーボン・オフセット情報交換協定に基づくワークショップの開催や先駆的な取組を行う国々(米、英、仏、豪等)との情報交換を行う。

カーボン・オフセットについて、地域の特色を活かした取組や国民・事業者への普及効果の高い取組等を創出するための事業を実施する。

3. 施策の効果

カーボン・オフセットの推進は、事業者、国民など幅広い主体による主体的な排出削減対策を促進し、温室効果ガス排出90年比25%削減という中期目標の達成に貢献すると共に、J-VER制度の活用により、国内における排出削減・吸収プロジェクトに資金が還流するため、中山間地域の活性化が図られる。

カーボン・オフセット推進事業

<カーボン・オフセット>

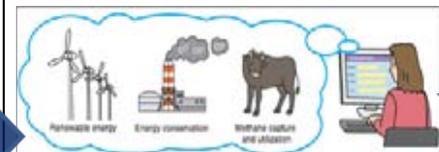
市民・企業等が、自身の温室効果ガスの排出量を認識し、削減努力を行った上で、どうしても削減できない部分を、他の場所の削減・吸収量(クレジット等)で埋め合わせること。



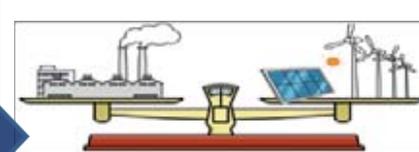
家庭やオフィス、移動(自動車・飛行機)での温室効果ガス排出量を把握する



省エネ活動や環境負荷の少ない交通手段の選択など、温室効果ガスの削減努力を行う



削減が困難な排出量を把握し、他の場所で実現したクレジットの購入または他の場所での排出削減活動を実施



対象となる活動の排出量と同量のクレジットで埋め合わせ(相殺)する

事業概要

適切なカーボン・オフセットの普及

- ・カーボン・オフセットに関する相談支援、セミナーの開催、諸外国との情報交換
- ・各種ガイドライン類の改訂
- ・先進的な取組をモデル事業として支援

信頼性の高いクレジット(J-VER)の創出

- ・オフセット・クレジット(J-VER)制度の運営(J-VER認証、新規プロジェクト種類の承認、登録簿管理、制度改正等)
- ・説明会、研修会等の開催によるJ-VER制度の普及

事業の効果

カーボン・オフセットの普及を通じて温室効果ガス排出90年比25%削減という中期目標に貢献
J-VER制度を活用して、国内の山村地域への民間資金の還流を通じた地域活性化を実現

環境政策における地球温暖化対策税を含む税制のグリーン化検討経費 29百万円(17百万円)

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の概要

地球温暖化対策税を含めた税制全体のグリーン化の実現に向けた今後の税制改正論議に備えるため、2007年温室効果ガス排出量の確定値の公表や、中期目標の公表等の動向を踏まえ、諸外国の地球温暖化対策税を含む税制のグリーン化に関する実態調査、排出量取引制度等とのポリシーミックスの状況調査等をさらに深めることに加え、新たに、自動車関係諸税のグリーン化等によるエネルギー消費量の変化についての実態調査、中期目標における限界削減費用と地球温暖化対策税等による削減の関係についての調査等を行う。

2. 事業計画 (主な内容)

- (1) 諸外国において、近年導入、評価、見直し等が行われている地球温暖化対策税を含む税制のグリーン化について、最新情報の収集及び整理を行う。
- (2) 諸外国における排出量取引制度や協定と、地球温暖化対策税・既存エネルギー税のポリシーミックスの状況調査の詳細について調査を行う。
- (3) 自動車関係諸税のグリーン化等によるエネルギー消費量の変化について、実態調査を行う。
- (4) 中期目標における限界削減費用と、地球温暖化対策税等地球温暖化対策税制による削減の関係等について、調査・検討を行う。
- (5) 最新の経済状況や対策技術、中期目標達成のためのその他の施策との関係等を踏まえ、地球温暖化対策税の温室効果ガス削減効果及び経済影響の分析を行う。

3. 施策の効果

地球温暖化対策税を含めた税制全体のグリーン化の検討に資する情報・データを収集・分析し、その実現へ向けた取組みを後押しすることができる。

地球温暖化対策技術開発等事業（エネ特）

5,071百万円（3,805百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

地球温暖化対策技術の研究開発・実用化は、温室効果ガスの25%削減と再生可能エネルギー供給目標を達成し、経済と環境との両立により「国際競争力を維持・向上させる」とともに「雇用を創出する新産業として育成を図る」上で不可欠。

こうした方針を踏まえ、早期に実用化が必要かつ可能な省エネルギー技術・再生可能エネルギー導入技術の開発に加え、先端的技術によるグリーンイノベーションを推進し、成果の社会還元を加速するための実証研究について、民間企業、公的研究機関等から広く公募。

2. 事業計画

(1) 【拡充】グリーンイノベーション推進実証研究領域

1) 次世代自動車普及モデル実証研究

次世代自動車の普及に向け、次世代自動車の利用機能強化に資する実証研究(例えば電気自動車への緊急充電用バックアップ車両の開発と運用)、次世代自動車の特性をWinWinで活用した使用の提言に資する実証研究(例えば騒音が小さく排出ガスがない等の電気自動車の様々な特性を活かした提言)等を行う。

2) ゼロエミッション住宅・オフィス普及実証研究

再生可能エネルギーの負荷変動緩和による分散型システムの構築に向けて、将来設置が想定される拠点的蓄電施設や電気自動車等のバッテリーを定置型蓄電池として用いた住宅・オフィスの消費エネルギー最適化を図る社会実証研究等を行う。

3) 再生可能エネルギー地域実証研究

地域の特性を活かした再生可能エネルギー関係施設（例えば太陽熱を用いた冷房や海洋エネルギー利用等）の設置に向けた地域実証研究を行う。

(2) 地球温暖化技術開発領域

1) 重点的に取り組む技術開発 (委託事業)

民生部門省エネ対策技術実用化開発

住宅・オフィスの消費エネルギー最適化、断熱などの民生部門における省エネ対策技術の分野

再生可能エネルギー導入技術実用化開発

地域の特性を活かした再生可能エネルギー導入技術の分野

都市再生環境モデル技術開発

新エネルギーの面的利用技術など、都市の特性を踏まえ、広域に活用できる都市再生環境モデル技術の分野

2) 重点的に取り組む技術開発 (補助事業)

循環資源由来エネルギー利用技術実用化開発

循環資源由来エネルギーによる高効率発電技術等の実用化に係る技術開発を実施。

製品化技術開発

省エネ技術や再生可能エネルギー導入技術について、これまでの成果等により、製品化が期待できる有望な技術を対象として技術開発を実施。

【補助内容等】

補助先 民間企業等

補助率 1 / 2

3 . 施策の効果

新たなエネルギー起源二酸化炭素排出量削減対策技術の開発・普及。国際競争力の維持・向上、雇用を創出する新産業として育成。

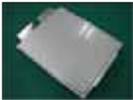
合計1千万t-CO₂/年程度の削減につながることを期待。

地球温暖化対策技術開発等事業(競争的資金)

早期に実用化が必要かつ可能な省エネルギー技術・再生可能エネルギー導入技術の開発に加え、先端的技術によるグリーンイノベーションを推進し、成果の社会還元を加速するための実証研究について、民間企業、公的研究機関等から広く公募。

これまでの主な成果

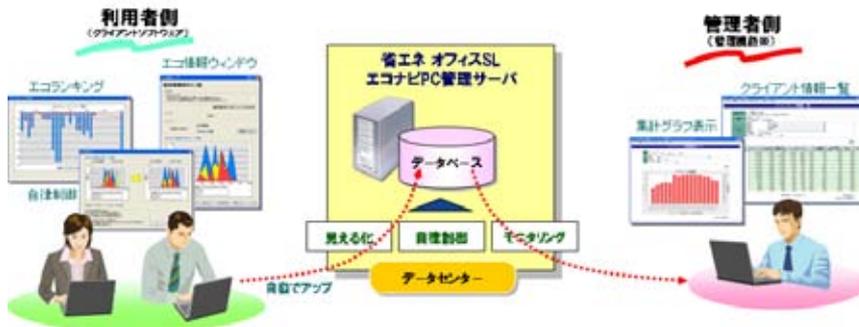
・リチウムイオン二次電池
(2010年に市場投入される電気自動車に搭載予定)



・潜熱顕熱分離型
新ビル空調システム
(2007年 商品化)



・PC等消費電力削減システム
(2009年 商品化予定)



【拡充】グリーンイノベーション推進実証研究領域

次世代自動車普及モデル実証研究



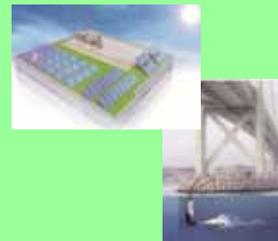
次世代自動車の利用機能強化に資する実証研究、次世代自動車の特性をWinWinで活用した使用の提言に資する実証研究等を実施。

ゼロエミッション住宅・オフィス普及実証研究



将来設置が想定される拠点的蓄電施設や電気自動車等のバッテリーを定置型蓄電池として用いた住宅・オフィスの消費エネルギー最適化を図る社会実証研究等を実施。

再生可能エネルギー地域実証研究



地域の特性を活かした再生可能エネルギー関係施設(例えば太陽熱利用冷房、海洋エネルギー利用設備)の設置に向けた地域実証研究を実施。

1. 事業の概要

低炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入を拡大していく必要があるが、再生可能エネルギーによる二酸化炭素の削減については、例えばバイオ燃料は、原料の生産・燃料の製造から、輸送・貯蔵を経て、利用に至るまで、各段階において実際には二酸化炭素を排出しており、ライフサイクル全体を考慮した実際の削減量を評価する必要がある。

そこで、バイオ燃料等の各再生可能エネルギー技術について、原料、設置、使用等の各工程の二酸化炭素排出削減量を検証するとともに、将来にわたる削減可能性について推計し、中長期的に国内の排出量を効果的に削減する。

2. 事業計画

各再生可能エネルギーについて、原料、設置、使用等の各工程における二酸化炭素排出削減量を検証するとともに、将来にわたる削減可能性について推計する。

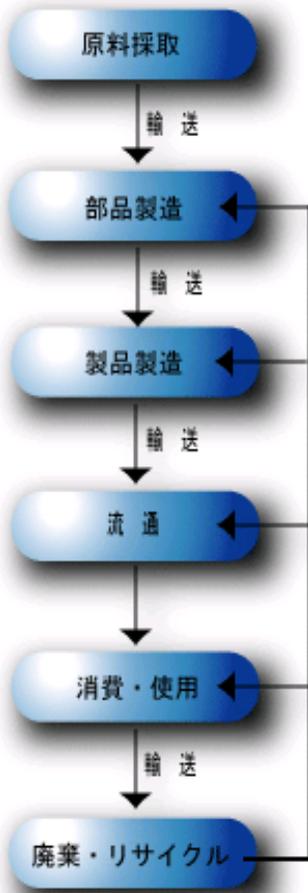
- ・平成 22 年度～ バイオ燃料、小水力発電、風力発電
- ・平成 23 年度～ 太陽熱利用、地中熱利用、バイオガス
- ・平成 24 年度～ 太陽光発電、その他及び 3 年間のとりまとめ

3. 施策の効果

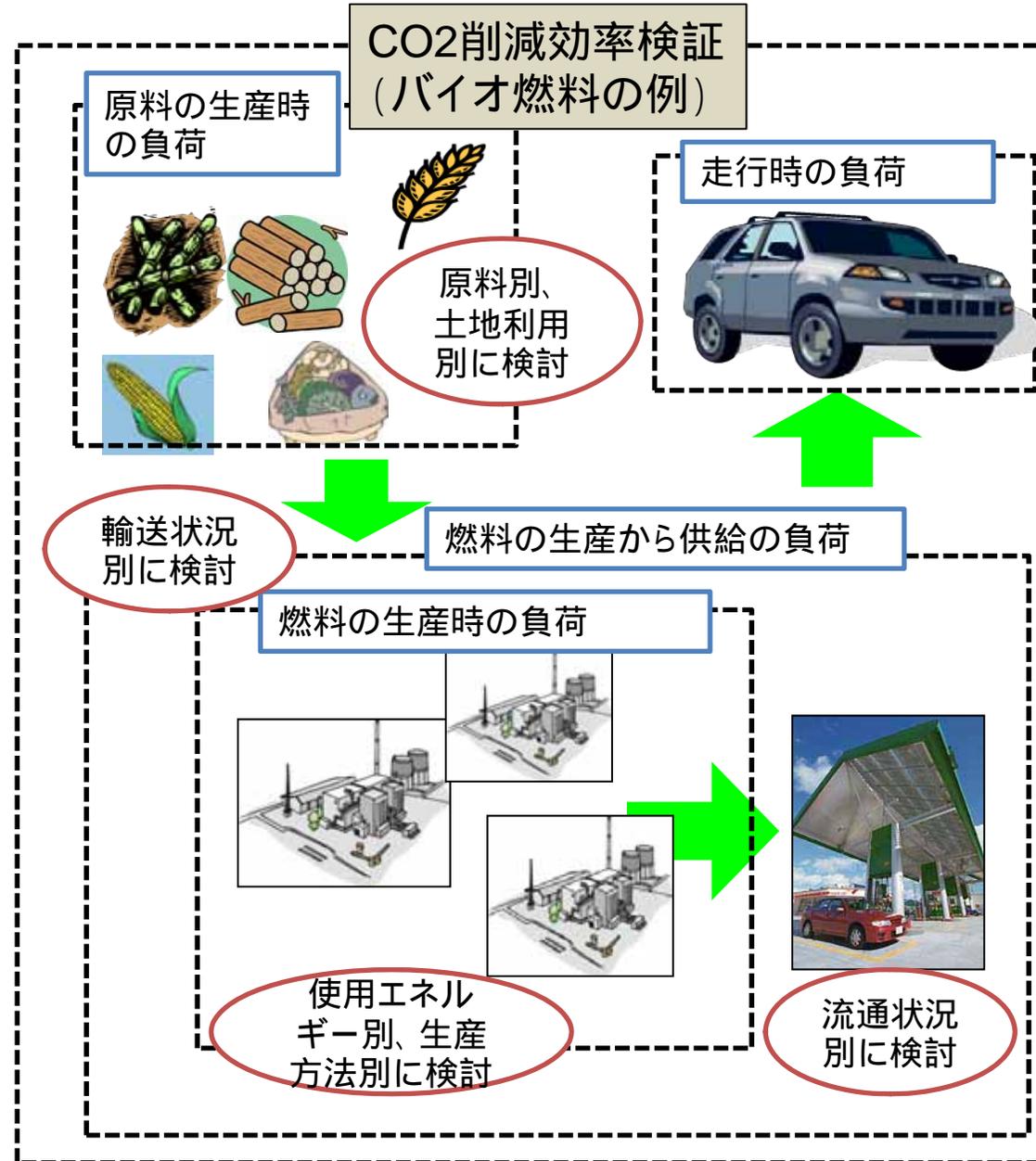
ライフサイクル全体で見て二酸化炭素削減に効果的な再生可能エネルギー技術を導出し、中長期的な国内排出量の効果的な削減に活用する。

再生可能エネルギー二酸化炭素削減効果検証費

再生可能エネルギーに関して、ライフサイクルの各段階におけるCO2排出量を積算し、再生可能エネルギーの種類毎のCO2削減効果を検証する。



LCA(ライフサイクルアセスメント): 製品等の原料採取から製造、使用から廃棄に至るまで、ライフサイクル全ての過程を通して、環境に与える様々な負荷の大きさを定量化し、評価する手法。



エコ燃料実用化地域システム実証事業（エネ特）

2,800百万円（1,710百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

温室効果ガスの25%削減、再生可能エネルギーの供給目標を達成するためには、再生可能エネルギー技術の一層の活用が必要。中でもバイオ燃料は、即効的な温室効果ガス削減効果をもたらすことから、自動車交通量の増加が想定されている中、その導入を一層加速する必要。

輸送用バイオ燃料導入目標は50万kL(原油換算、2010年、京都議定書目標達成計画等)と定められているが、関係企業団体は21万kLの導入を表明しているに過ぎず、導入量のかさ上げに一層の努力が必要。本事業では、E3ガソリン(バイオエタノール混合率3%のガソリン)の供給量を19年度の50kLから20年度には4,380kLまで着実に伸ばしてきており21年度は約2万kLを計画。22年度もできる限りの上積みを図ることが必要。

このため、地域のバイオマス資源を活用したエコ燃料生産・利用の拠点づくりを支援し、自立的なエコ燃料生産・利用システムの成立を実証するもの。

2. 事業計画（平成19～23年度）

(1)エコ燃料生産・利用実用化地域システム実証事業

大都市圏及び沖縄において、残渣処理・利用プロセスの確立、低コスト化、エネルギー収支の改善などの課題に対応しつつ、自立性なエコ燃料・生産利用システムを実証。

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
宮古島	0kL	180kL	5000kL	12000kL	24000kL
近畿圏	50kL	4200kL	11000kL	18000kL	20000kL
首都圏			2500kL	18000kL	20000kL

*E3導入量

(2)輸入バイオエタノール導入事業可能性調査

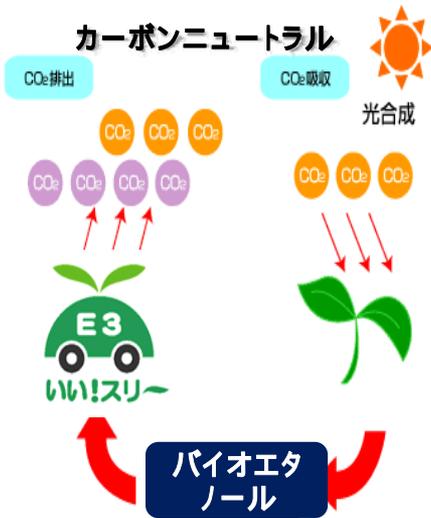
バイオエタノールを輸入し、我が国でE3製造・供給を行う事業に関し、必要な設備(備蓄設備、荷揚げ設備等)の整備計画等を立案し、事業可能性を検討。

3. 施策の効果

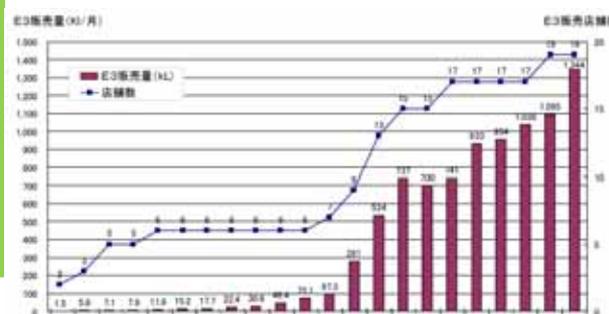
本事業、高濃度バイオ燃料実証事業等により、2020年にバイオ燃料の導入量を200万kL-原油/年とすれば、460万t-CO₂/年の削減が可能。

エコ燃料実用化地域システム実証事業

- 温室効果ガスの25%削減、再生可能エネルギーの供給目標を達成するためには、再生可能エネルギー技術の一層の活用が必要。中でもバイオ燃料は、即効的な温室効果ガス削減効果をもたらすことから、自動車交通量の増加が想定されている中、その導入を一層加速する必要。
- 輸送用バイオ燃料導入目標は50万kL(2010年)と定められているが、関係企業団体は21万kLの導入を表明しているに過ぎず、導入量のかさ上げに一層の努力が必要。
- このため、地域のバイオマス資源を活用したエコ燃料生産・利用の拠点づくりを支援し、自立的なエコ燃料生産・利用システムの成立を実証。



ドイツ、フランス等では、石油精製の副生成物であるイソブテンとバイオエタノールからETBEを合成し、ガソリンに添加してきた。但し、最近では、高濃度添加が可能なバイオエタノールの直接添加に移行しつつある。



(新) 温泉施設における温暖化対策事業 (エネ特会)

50百万円 (0百万円)

自然環境局自然環境整備担当参事官室

1. 事業の概要

温泉の熱や温泉の採取に伴い発生するガス(温泉付随ガス)を活用した温暖化対策は、二酸化炭素削減量が大きく、非常に有効な手段である。また、京都議定書目標達成計画においても、「地域の特性を活かした未利用エネルギー、廃棄物焼却等の廃熱の利用を促進し、地域における効率的なエネルギー供給を行う。」とされており、こうした取組の一層の促進が必要である。

しかしながら、一部の事業者は、環境意識の向上等からこうした取組に意欲があるものの、初期投資費用の調達がままならない場合も多く、また、こうした取組が十分に認知されていない状況でもある。

このため、温泉の熱や温泉付随ガスを活用した温暖化対策を行う事業者を支援し、対策の普及を図る。

2. 事業計画

(1) 補助対象となる施設

ヒートポンプによる温泉熱の熱利用
温泉付随ガスの熱利用
温泉付随ガスのコジェネレーション

(2) 補助額

(1)の : 事業費の1/3を限度
(1)の ~ : 事業費の1/2を限度

(3) 補助対象者

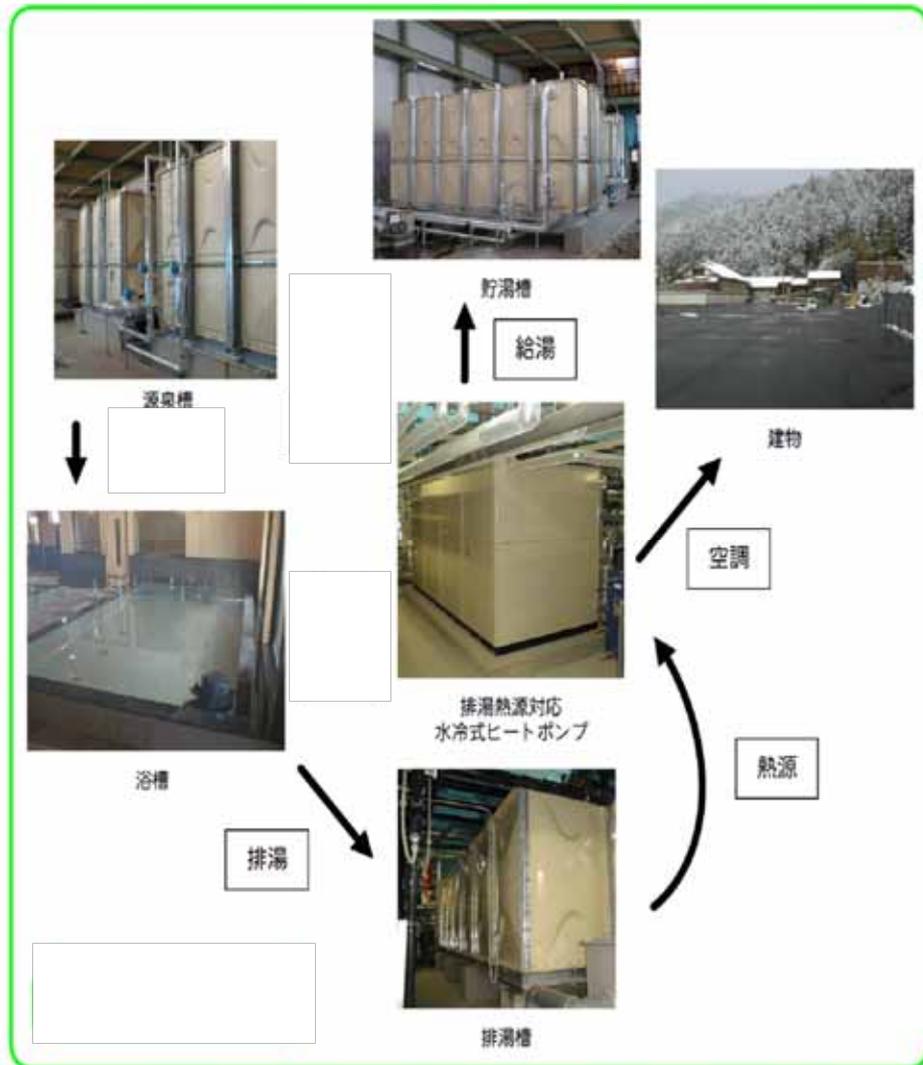
民間団体

3. 施策の効果

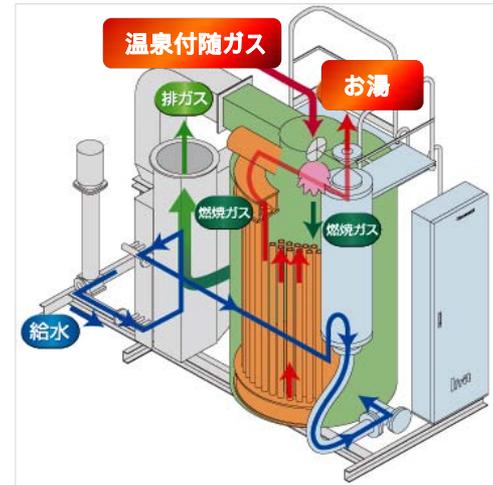
- ・エネルギーの有効利用による化石燃料の節減、二酸化炭素の排出削減
- ・温泉利用施設における温暖化対策の全国的な普及
- ・燃料費の節減により温泉地の経済的な活性化に寄与

温泉施設における温暖化対策事業

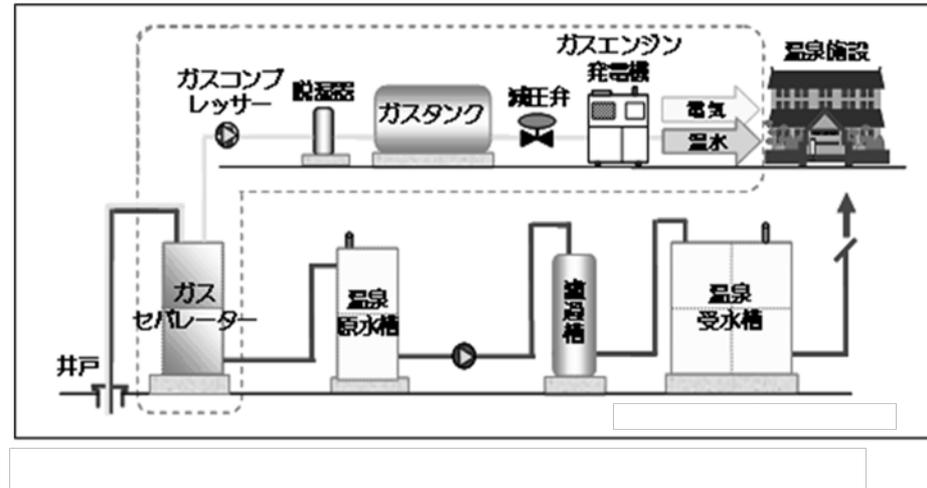
1. ヒートポンプによる温泉熱の熱利用



2. 温泉付随ガスの熱利用



3. 温泉付随ガスのコジェネレーション



(新) 洋上風力発電実証事業

100百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

温室効果ガスの25%削減、再生可能エネルギーの供給目標を達成するためには、再生可能エネルギー技術の一層の活用が必要。さらに経済と環境との両立により国際競争力を維持・向上させるとともに雇用を創出する新産業として育成を図る上でも重要。

こうした中、風力発電については、風況が良く、生態系への悪影響が懸念されない等の適地を陸域で確保することが困難となっており、大きな賦存量を有する洋上風力についての期待が上昇。

このため、ノルウェーで実証試験が着手された浮体式洋上風力発電の早期実用化を促進するため、環境影響の把握や地域への受容性を評価した上で、実海域における実証事業を実施。

2. 事業計画

陸域に比べ安定した風速が得られる外洋域を対象に、浮体式洋上風力発電システムについて、環境影響の把握や地域への受容性の評価、大型浮体及び風力発電の設計、陸上に低損失で配電するシステム等を検討した上で、実海域に設置して実証調査を実施する提案を公募。

22年度	環境影響評価方法検討、地域受容性評価、基本設計
23～24年度	生態系、風況、海象等環境調査と評価、設計と実証機製造、実海域設置(24年度)、配電システム設置、実証試験開始
25～26年度	実証試験、大規模ウィンドファーム評価手法検討
27年度	事業性等の最終評価

3. 施策の効果

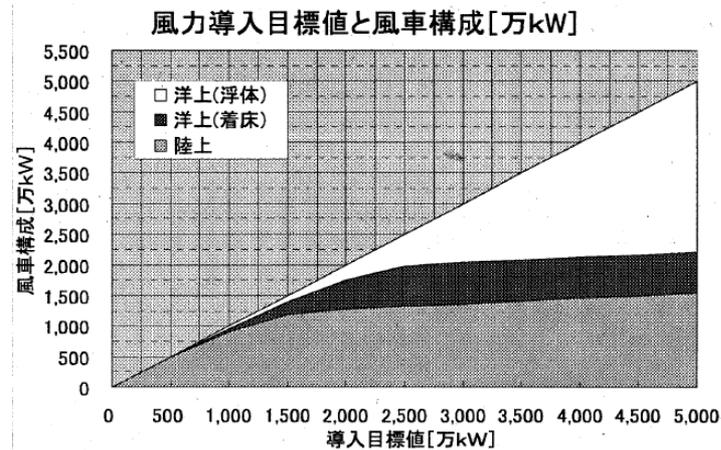
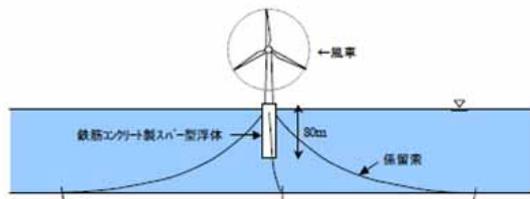
本事業により、浮体式洋上風力発電システムの設置が進み、2020年に260万kW(NEDO「ドマップ」)導入されたとすれば、500万t-CO₂/年の削減が可能。

洋上風力発電実証事業

浮体式洋上風力発電システムについて、環境影響の把握や地域への受容性の評価、大型浮体及び風力発電の設計、陸上に低損失で配電するシステム等を検討した上で、実海域に設置して実証調査を実施する提案を公募。



ノルウェーにおける実証の例
2009年9月より実証試験開始(2年間)
沖合10km 水深220mに設置
出力2.3MW、SPAR型



(日本風力発電協会)

着床型と浮体型の比較表

	着床型	浮体型
適応海域(水深)	~ 30m	30 ~ 300m
設置コスト(普及時)	約40 ~ 60万円/kW	約60 ~ 90万円/kW
発電コスト	9.9円/kWh	11.8円/kWh
ポテンシャル (日本風力発電協会)	1,800万kW	3,800万kW
導入目標 (NEDO)	2020年 120万kW 2030年 300万kW	2020年 260万kW 2030年 1,000万kW
開発状況	2004年 商業運転開始 (600kW × 2、@北海道瀬棚町) 2009年 洋上風況観測システム 実証研究開始(東京大学、東京 電力、@銚子沖)	2009年 1/10スケール実証 試験(戸田建設と京都大 学、佐世保重工業、日本 ヒューム、@佐世保港) 2009年 ノルウェー (2.3MW)

(新) 市民参画型小水力発電推進事業 (エネ特)

400百万円 (0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

温室効果ガスの25%削減、再生可能エネルギーの供給目標を達成するためには、再生可能エネルギー技術の一層の活用が必要。さらに経済と環境との両立により国際競争力を維持・向上させるとともに雇用を創出する新産業として育成を図る上でも重要。

小水力発電はCO₂排出量が少ないエネルギー源で、大規模な土地改変も伴わない開発が可能で、設置ポテンシャルが高い地点も多いが、維持管理体制の構築が課題の一つとなっており、市民参画がその解決手法になり得る。

このため、本事業では、運用段階の協力、市民の出資、寄付など、市民の参画を伴う小水力発電設備の設置を支援する。

2. 事業計画

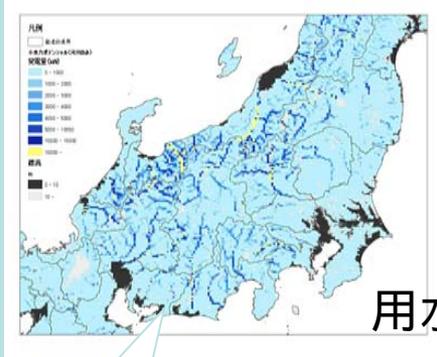
NPO等が地方公共団体と連携し、清掃等運用段階の協力、出資、寄付、環境学習での利活用など多様な形で小水力発電設備の設置に市民が参画する事業に対して、その設置に係る費用の1/2を補助することにより、全国での小水力発電の導入を促進する。

また、合わせて実際の発電量等のデータ収集・解析、導入効果の予測や手続き・技術面などの相談業務、地域における先進的な活動の情報発信を行うことにより、全国への波及を図る。

3. 施策の効果

本事業により、小水力発電システムの設置が進み、2020年に59万kW導入されたとすれば、200万t-CO₂/年の削減が可能。

(新)市民参画型小水力発電推進事業



用水路

小水力発電
全国ポテン
シャルマップ

小水力発電によ
る市民共同発電
実現可能性
調査



管路



運用段階の協力、出資、寄付など、市民の参画による小水力発電設備の設置費用の1/2以内を補助

市民

参画



設備整備
や活動を
支援

環境省

【効果】

- ・再生可能エネルギーの利用促進
59万kWの開発へ
この場合、200万t-CO2/年の削減
- ・市民の参画による温暖化対策の推進
- ・規格化、仕様の見直しによるコストダウン

関連施策への拡大

- ・自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)の設備補助対象への追加
- ・エコツーリズムアドバイザーの派遣
- ・地方公共団体の施設における導入支援の拡充

地球環境局総務課・地球温暖化対策課

1. 事業の概要

再生可能エネルギーの開発とグローバルな普及促進を目的として、平成21年1月、「国際再生可能エネルギー機関（IRENA）」の設立が国際的に合意され、日本は平成21年6月の設立準備委員会において、設立憲章に署名した。平成22年度中には設立憲章が発効し正式に設立する見込みであり、日本は加盟国として分担金の負担を求められる。

温室効果ガス濃度の安定化や低炭素社会への移行に向け、再生可能エネルギーの果たす役割は極めて重要であることから、環境省も日本政府の一員として、分担金の拠出を行い、環境先進国としてこの分野をリードしていく必要がある。

2. 事業計画

- ・加盟国として求められる分担金の負担
- ・IRENAは、環境保全、気候保護、経済成長、持続可能な開発、エネルギーの安定供給などを図りつつ再生可能エネルギー（太陽光、風力、バイオ、地熱、水力及び海洋エネルギー）の導入と持続可能な利用の促進等を目的としており、この目的のため、加盟国の再生可能エネルギー促進政策に関する助言、技術移転・キャパシティビルディング、国際的な基準づくりへの参加等を行うこととしている。

3. 施策の効果

憲章署名国の責務として、その活動を着実にサポートし、世界的な低炭素社会の実現に貢献するとともに、我が国の優れた再生可能エネルギー技術の活用・普及を国際的に促進することにより、我が国の関連産業を一層活性化し、国内における再生可能エネルギーの一層の普及促進に繋げる。

背景

温室効果ガス濃度の安定化や、低炭素社会への移行が喫緊の課題

再生可能エネルギーの開発と世界的な普及促進が急務



運営準備委員会第2回会合(エジプト)

国際再生可能エネルギー機関 (IRENA)

太陽エネルギー、風力、バイオ、地熱、水力、海洋利用等の再生可能エネルギーの持続可能な方法による利用促進が目的。

再生可能エネルギー促進政策に関する助言、技術移転・能力開発、国際的な基準づくり等。

平成21年1月26日、本機関設立の根拠となる「国際再生可能エネルギー機関憲章」を採択。

我が国は平成21年6月に同憲章へ署名(2009年7月現在、136ヶ国が署名)。

事務局はアブダビ(アラブ首長国連邦)に設置。

平成22年に正式に設立の見込み。

事業内容

加盟国として求められる
分担金の負担。

施策の効果

世界的な低炭素社会の実現に貢献

我が国の優れた再生可能エネルギー技術の一層の活用・普及

国内関連産業の活性化

国内における再生可能エネルギーの一層の普及・促進



気候変動影響モニタリング・評価ネットワーク構築等経費

336百万円(237百万円)

地球環境局総務課研究調査室

1. 事業の概要

地球温暖化に対処するためには、国内・国際的な連携をとった影響監視・評価、効果的適応策を推進する体制作りが必要。本事業では、国内において関係府省・機関連携の下、温暖化影響の監視、評価、情報提供を行うシステムを構築する。国際的には、途上国での適応対策の強化が喫緊の課題であり、気候変動枠組条約の次期枠組の要素となる見込みであることに鑑み、H21年度に国連環境計画（UNEP）が着手した世界適応ネットワークの一環として、アジア・太平洋地域の適応能力の向上に対し人的・知的貢献を行う。

2. 事業計画

(1) 地球観測連携拠点の運営等による気候変動影響監視

関係府省・機関が参加する地球観測連携拠点（温暖化分野）の事務局を運営するとともに、最新の気候変動影響に係る観測成果等を国際的に発信するためのワークショップを開催する。平成22年度は、海洋酸性化に関する国際ワークショップを開催。

(2) 気候変動影響評価パートナーシップ推進事業

これまで、東アジア地域で衛星・地上統合観測システム活用による温暖化影響早期観測ネットワークを構築してきた。H22年度はこれを活用し、モンゴル等の気候変動に対し脆弱性の高い地域で実証サイトを設けて科学的な影響評価に基づき適応効果の実証を行う。また、UNEPの適応ネットワーク情報交換ハブセンター（アジア太平洋地域）の構築等を支援する。

3. 施策の効果

(1) 総合科学技術会議「地球観測の推進戦略」を踏まえ、国内の関係府省・機関の連携のもと、地球観測を統合的・効率的に推進する体制整備に貢献。

(2) 地球温暖化に関する最新の観測データ、科学的知見の発信を通じて、我が国の観測・研究成果の国際発信や一般への普及啓発の促進に貢献。

(3) 地球温暖化影響に対して脆弱なアジア太平洋地域途上国における影響評価適応策実施を推進することにより、途上国の取組に寄与し、気候変動対策に係る将来の国際枠組み構築にも貢献。

気候変動影響監視評価センターの設置

【連携拠点事務局としての機能】

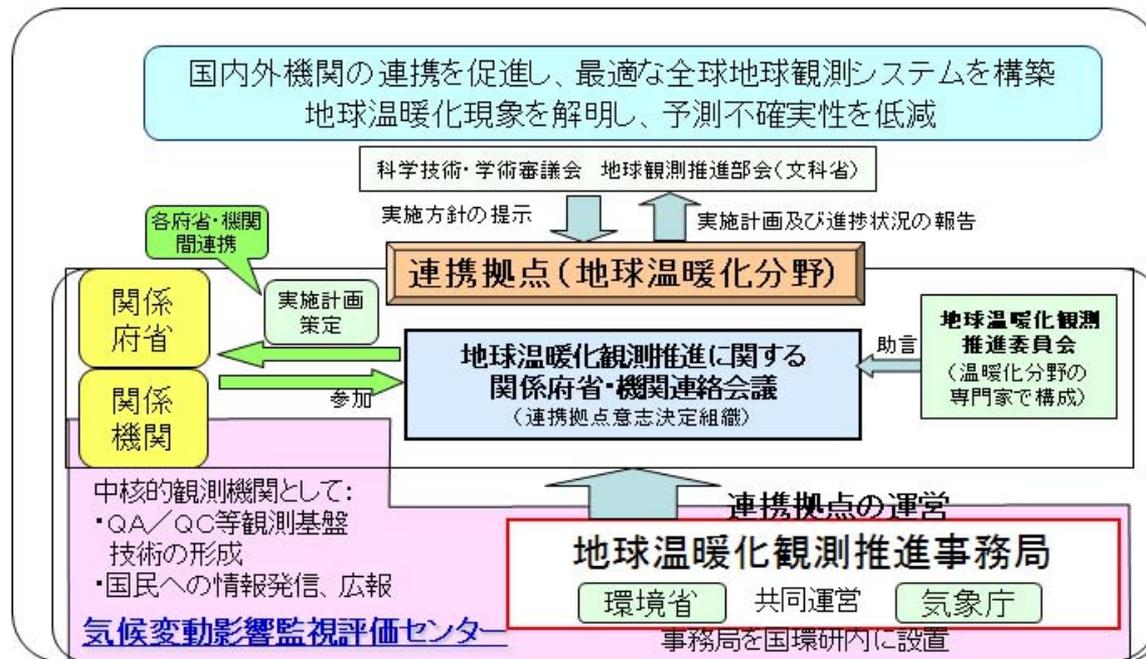
- ・観測実施状況の把握、ニーズの集約、実施計画作成、実施状況報告
- ・連携促進のための情報分析、ワーキンググループ運営等(例:情報源情報の整備、データ標準化・相乗り観測・データの相互利用等の推進)

【温暖化分野観測の中核的役割を担う機関としての機能】

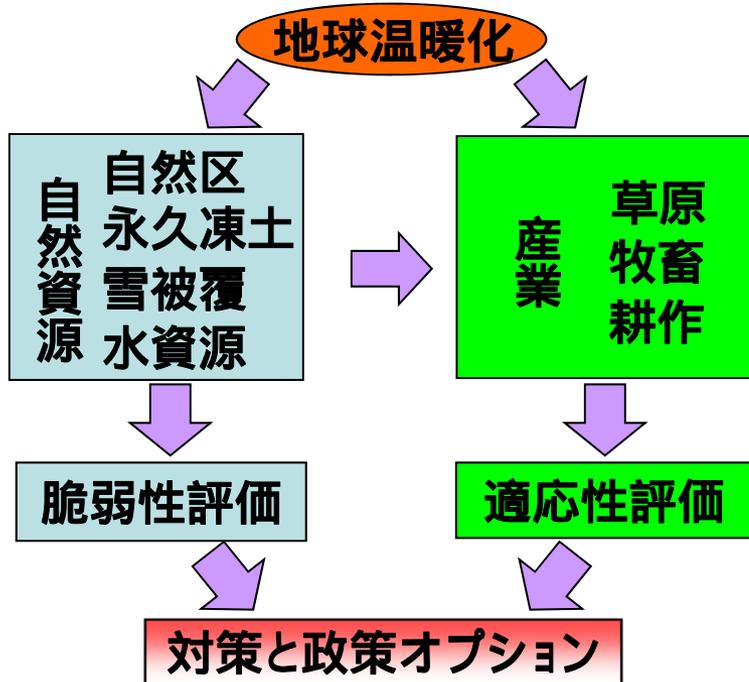
- ・QA/QC(品質保証・品質管理)など観測基盤技術の形成
- ・最新の観測データを活用した国民への情報発信(統計整備等)、広報等

・最新の気候変動に係る観測結果を国際的に発信するためのワークショップ開催

H22年度～23年度は海洋酸性化に関する国際ワークショップを実施。成果をIPCC第5次評価報告書にインプット。



脆弱な途上国における影響評価・適応実証



- 温暖化最前線のリアルタイム評価
- 水・熱管理による森林・草原・農地・水田・凍土域の持続利用対策



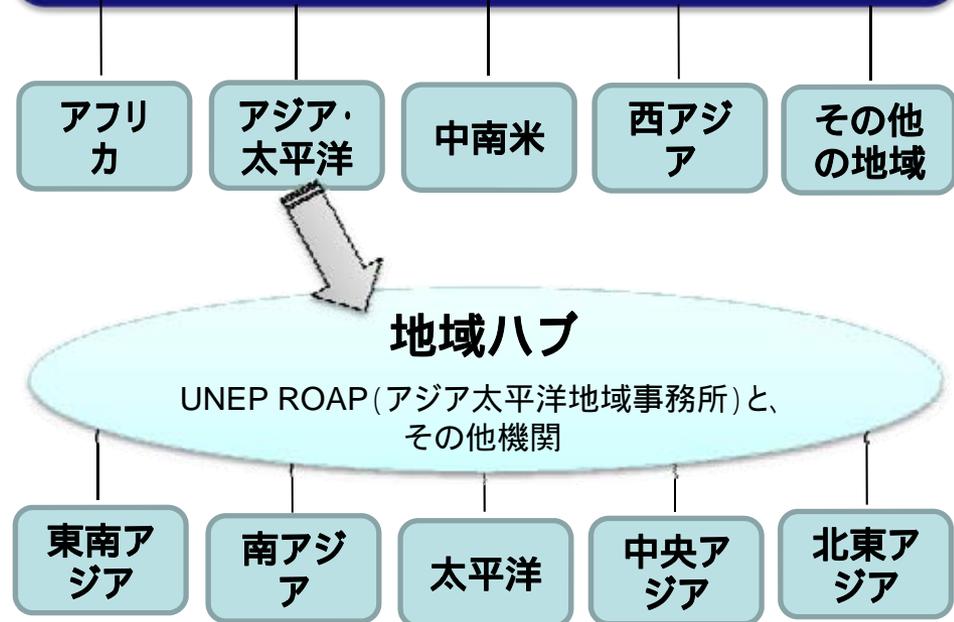
MODISによるモンゴル高原での雪・植生被覆データ

アジア太平洋地域ハブセンター支援事業

COP15(2009年12月)での合意を目指す次期枠組みの交渉における、適応分野の柱の1つとして、適応に関する国際的な知識ネットワークの構築が議論されている。

グローバル適応ネットワーク (UNEP等)

適応策の設定、計画、実行のための知見・技術の流動化により、気候変動に対して脆弱な人間社会、生態系、経済の復元力を構築



我が国の貢献

- ・ 情報交換ハブセンター設立・運営支援
- ・ アジア・太平洋地域以外の地域の適応技術・知識ネットワークとの連携構築

地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金

215百万円(134百万円)

【 】

185百万円(134百万円)

地球環境局総務課研究調査室

1. 事業の概要

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）は、21ヶ国が参加し、地球変動研究に対する競争的な研究資金を提供する機関。政府間会合・科学企画委員会を開催し、地域の政策ニーズと科学的な研究ニーズに基づいて、共同研究・能力開発プログラムへの支援を行っている。

本事業では、既存のプログラムに加えて、途上国における森林減少・劣化に由来する温室効果ガス排出削減（REDD）に焦点をあてた特別枠を新たに創設し、途上国における影響予測を踏まえた適応能力の向上を図る。

2. 事業計画

- (1) 政府間会合及び科学企画グループ会合の開催等
- (2) 開発途上国の研究能力開発・向上プログラム
- (3) 公募型共同研究プログラム
- (4) 気候変動による影響予測に係る研究能力開発及び公募型共同研究の推進
- (5) 途上国における森林減少・劣化に由来する温室効果ガス排出削減（REDD）のための国際研究協力の推進〔新規〕

3. 施策の効果

アジア太平洋地域における地球環境変動研究と、その研究への途上国からの参加の促進により、科学研究と政策決定の連携が強化される。

気候変動に係る緩和・適応や水・食糧の安全保障、さらに森林減少・劣化に由来する排出の削減について、途上国自身の対処能力が向上する。

気候変動に関する科学的能力の強化により、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書の作成に貢献するとともに、地球温暖化対策への途上国の取組が促進される。

廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

1. 事業の概要

アジア太平洋の各国においては、循環型社会の構築に向けた政策立案の基礎となる科学的知見が大きく不足している。例えば、国際的な循環資源の移動や各国内での資源循環の実態が十分明らかにされていないために、有用な資源の流出や、輸入国の制度・技術が未成熟であること等による環境汚染の発生といった負の影響を緩和するための政策手段の検討が十分進められていない。また、資源の有効利用に伴う温室効果ガスの排出抑制効果に係る科学的知見の不足により、循環型社会及び低炭素社会づくりに相乗的に効果を発揮するコベネフィット型政策措置の検討が遅れている。

こうした状況を踏まえ、同地域における資源利用に伴う環境負荷の低減・有効利用を促進する科学的知見の充実を図るため、アジア太平洋地域における科学的能力の向上等を目的に設立され、アジアにおいて地球温暖化関連研究等の推進において実績を上げている「アジア太平洋地球変動研究ネットワーク」(APN)を通じて、国際研究協力及び途上国の科学的能力の向上を推進する。

2. 事業計画

アジア太平洋地域における資源の有効利用及び付随する環境負荷の低減を進めるため、APNに拠出を行い、アジア太平洋地域における研究の状況・ニーズを把握した上で、共同研究及び能力開発を推進する。テーマとしては、主に国際的な循環資源の移動実態の把握、物質フロー分析、資源利用に伴う環境影響の評価、資源の有効利用による温室効果ガス排出抑制効果の評価等に重点を置く。

3. 施策の効果

アジア太平洋において、広く循環資源等の物質面の有効利用や環境負荷の低減に関する知見を充実することにより、各国における循環型社会実現に向けた政策の検討や導入のための基礎情報が充実することが期待される。

アジア太平洋地球変動ネットワーク (APN)

APN - 当該地域の21ヶ国(下記参照)が参加する地球変動研究に対する競争的な研究資金を提供する機関 - では、既存のプログラムに加えて、気候変動への「適応」特別枠を創設し、途上国における「賢い適応」の実施能力の向上を図っている。



アジア太平洋地域における地球変動に関する国際共同研究の推進

公募型共同研究 (2009/2010年度)
新規採択: 11件、 継続: 8件

開発途上国の科学的能力の向上

キャパシティ・ビルディング型研究 (同)
新規採択: 12件、 継続: 2件

[背景]

- 「21世紀環境立国戦略」において、温暖化の影響を受けやすい地域(特に途上国)への対策が必要、と言及。
- IPCC 第4次評価報告書: 自然資源に経済を依存する途上国は、気候変動に対して脆弱。

[施策の効果]

- 途上国自らが温暖化に将来予測や地域の環境・経済・社会状況に基づく適切な脆弱性評価を実施し、リスクを同定し、その回避・低減方策を検討する能力を高める。
- 効果的・効率的な「賢い適応」の実施を推進。

新たに「REDD」枠を創出

REDD: (途上国における) 森林減少・劣化に由来する温室効果ガス排出削減

エコポイント等CO2削減のための環境行動促進事業 (一般会計・エネ特会)	750百万円(370百万円)
---	----------------

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の概要

エコポイントとは、省エネ家電等の温室効果ガスの排出削減に資する商品・サービスの購入・利用や家庭での節電等の省エネ行動によりポイントが貯まり、商品等と交換できる仕組みの総称であり、家庭における温室効果ガス削減行動を誘導する切り札として推進してきた。

具体的には、まず平成20年度より、エコポイントのモデル事業(エコ・アクション・ポイント事業)を継続的に実施してきており、平成20年度には全国型3件と地域型9件、平成21年度には全国型3件と地域型6件のモデル事業を公募の上で採択し、ポイントシステムの立ち上げと充実・強化を支援してきた。全国型事業では、家電や鉄道等の異業種事業者の連携によりエコポイントを発行するもの、地域型事業では、流通や商店街等が参加して進めるものなど、多様な事業が選定され、エコポイントを付与する事業が立ち上げられたところである。

これに加えて、平成21年度補正予算では、経済活性化等の観点も踏まえ、三種のグリーン家電に絞って強力なインセンティブを付与した「エコポイントを活用したグリーン家電普及促進事業」(グリーン家電エコポイント事業)が実施され、エコポイント利用のすそ野は大きく拡大している。

平成22年度においては、これまでのエコ・アクション・ポイント事業及び平成21年度補正予算によるグリーン家電エコポイント事業の成果を活用し、経済的に自立したエコポイントのビジネスモデルを確立することを目指して、以下の事業を実施する。

2. 事業計画

(1) エコ・アクション・ポイント事業の確立に向けた支援

全国型事業において、まず、平成21年度にポイント付与が終了する予定であるグリーン家電エコポイント事業の参加者が、エコ・アクション・ポイント事業に参加し、継続的にCO2削減に資する商品・サービスを購入・利用することを促すため、グリーン家電エコポイントとエコ・アクション・ポイントを連携させ、両システム間の接続、会員管理システム等ポイントを適切に管理するシステムを開発する(一般会計・新規)。

また、エコ・アクション・ポイント事業のビジネスモデルを確立するため、ポイントを消費者により簡易・簡便に付与することができ、また多種多様な業種における商品・サービスの購買に対してポイントを付与することができるポイント管理システムへの改良、全国型事業間の接続システムの開発、対象商品・交換商品の大幅拡充を可能とするシステム開発、グリ

ーン家電エコポイント事業に参加した国民に対する勧誘等を行うことにより、民間主導のモデル事業の自立したビジネスモデルの確立を目指す（特別会計・継続）。

（２）グリーン家電エコポイント事業の検証（一般会計、新規）

グリーン家電エコポイント事業の成果を活用するため、同事業のフォローアップを行い、今後の省エネ家電の効果的な普及促進方策について検討する。

（３）エコ・アクション・ポイントモデル事業（特別会計・継続）

これまでの地域型のモデル事業の成果を活かしつつ、より広がりをもった取組として普及していくため、特定地域での取組にとどまらない、一定の地域的広がり又は分野別の広域ネットワークを活用して広域的に展開する事業について、全国型事業と連携し、かつ当該地域又は分野において広く汎用的なモデルを確立するものを広域型事業として支援を行う。

（年次計画）

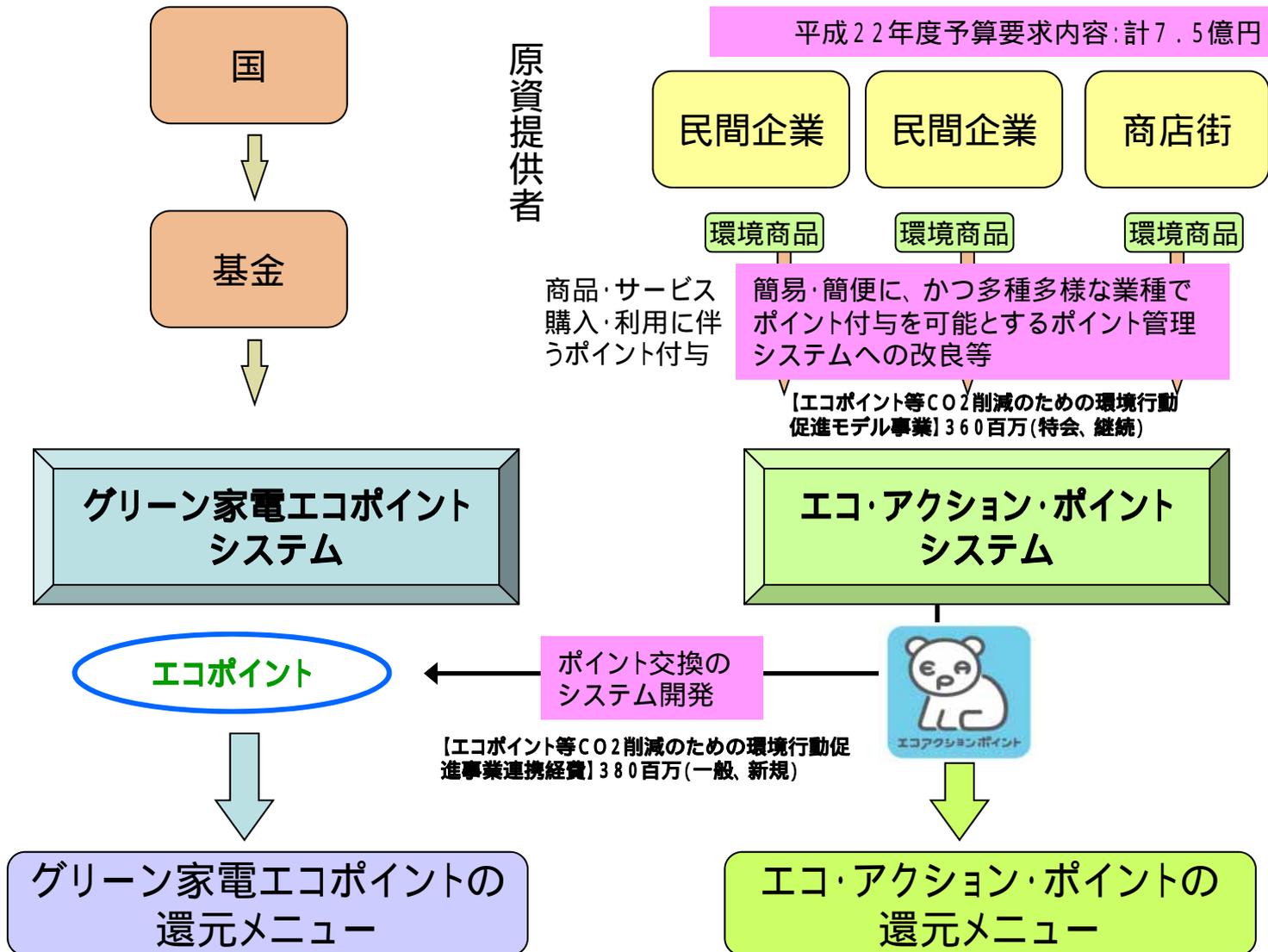
継続	20年度	21～23年度		24年度以降
・エコポイントのモデル事業	立ち上げ	本格展開 ビジネスモデルの確立		→
新規	20年度	21年度	22年度以降	
・グリーン家電エコポイント事業の検証 ・グリーン家電エコポイントとエコ・アクション・ポイントの連携			→	

3．施策の効果

モデル事業の実施等を通じ、グリーン家電エコポイント事業の成果も活用しつつ、幅広い国民の参加を得たエコポイント事業を本格展開し、特に近年の増加が著しい家庭・業務部門の温室効果ガス削減を図り、低炭素社会を形成し貢献する。

また、国全体で環境に配慮した商品等の購入や関連ビジネスの活性化が進むことも期待できる。

グリーン家電エコポイントとエコ・アクション・ポイントの連携により 更なる国民のエコ行動推進へ(平成22年度～平成23年度)



省エネ家電普及促進のためのグリーン家電エコポイント事業の検証

【エコポイント等CO2削減のための環境行動促進事業】10百万(一般、新規)

温室効果ガス排出量見える化及び排出抑制等指針策定事業(エネ特会)

200百万円(160百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

本事業では、温室効果ガス排出量や対策を実施した場合の削減量を「見える化」することによる、温室効果ガス排出削減効果を把握するとともに、リアルタイムな「見える化」を行っている商品やサービスの普及を図る。また、地球温暖化対策推進法第21条に規定する「排出抑制等指針」について、対策メニューの拡充等を図る。

2. 事業計画

(1) 温室効果ガス排出量見える化推進事業(平成20~22年度)

温室効果ガス排出量等を計測・表示する機器を家庭内のエネルギー消費機器に設置し、温室効果ガス排出量等を「見える化」することによる温室効果ガス排出削減効果を把握するモデル事業を実施する。また、日常生活から発生する温室効果ガスの量や行動の変化により削減が見込まれる温室効果ガスの量を計算する機能、温室効果ガス排出削減のヒントを提供する等の機能を持った「日常生活CO2情報提供ツール」をインターネット上で公開する。

リアルタイムな「見える化」を行っている商品・サービスについては、温室効果ガス排出削減効果を把握するモデル事業を実施し、商品・サービス側において「見える化」することで温室効果ガス削減に効果のある商品・サービスを検討し、その普及を図る。

(2) 排出抑制等指針策定事業(平成20~22年度)

排出抑制等指針において示している、排出抑制のための対策メニューの拡充や、業種別の原単位による事業者が達成することが望ましい水準の設定を進める。

3. 施策の効果

温室効果ガスの排出量等について見える化・指針化を進めることを通じて、国民や事業者の温室効果ガス排出削減に対する意識を変革し、具体的な行動を惹起させることにより、あらゆる部門の温室効果ガス排出量を削減する。

温室効果ガス排出量見える化及び排出抑制等指針策定事業

見える化の推進

温室効果ガス排出量「見える化」推進戦略会議

家庭での「見える化」

家庭内の主要なエネルギー消費機器のCO2排出量を「見える化」することの効果の把握方法について検討

日常生活CO2情報提供ツール

CO2家計簿やCO2排出量削減のヒントを提供する等の機能を持った「日常生活CO2情報提供ツール」の概要をとりまとめ

商品・サービスの「見える化」

事業者の提供する商品・サービスにおいて「見える化」を行っているものの把握、モデル事業実施方法の検討

平成21年度～平成22年度
家庭内にCO2排出量等を計測・表示する機器を設置し、CO2削減効果を把握。

平成21年度
「日常生活CO2情報提供ツール」の試行版の作成

平成22年度
一般公開

平成21年度～平成22年度
使用段階でのCO2排出量が即時的に「見える化」された商品・サービスについて、CO2削減効果を把握。

排出抑制等指針の策定

業務部門における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項

効果的な実施に係る取組

- ・体制の整備、職員への周知徹底
- ・排出量、設備の設置・運転等の状況の把握
- ・情報収集・整理
- ・PDCAの実施

排出の抑制等に係る措置

熱源設備、空調設備等ごとに、設備の選択及び使用方法について具体的な措置を提示

日常生活における温室効果ガスの排出の抑制への寄与に係る措置に関する事項

事業者が講ずべき一般的な措置

- ・エネルギー消費効率が高い製品等の製造
- ・カーボン・オフセット、エコ・アクション・ポイント等の活用
- ・「見える化」の活用による情報の提供
- ・地方公共団体等との連携 等

事業者が講ずべき具体的な措置

照明機器、冷暖房機器等の製造等において講ずべき措置を提示

平成21年度
～平成22年度

- ・対策メニューの拡充
- ・産業部門等の追加
- ・排出原単位による望ましい水準の設定

(新)家庭部門における二酸化炭素排出構造詳細把握業務

86百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

家庭部門の二酸化炭素排出量は増加傾向にあり、京都議定書の基準年である1990年に比べて4割以上も増加している。今後も排出量の増加が続くと見込まれており、一刻も早い対策が望まれる。

家庭部門の排出削減対策は、地域特性や世帯構成の違いなどによって異なる。家庭部門の排出量の実態については、エネルギー種別による大まかな排出実態は把握できているものの、きめ細かな排出削減対策を検討するためのデータとしては不十分である。

本業務では、地域特性や世帯構成の違いなど、様々な世帯を対象として、1年間にわたり排出パターンを把握することにより、家庭部門の特性に応じた最適な排出抑制対策を検討する基盤を構築することを目的とする。

2. 事業計画

・モデル世帯の選択

気候特性（温暖／寒冷、多雨／少雨）、居住地域（都市部、農村部）、世帯属性（世帯人員、年代、住宅構造、住宅建築時期）等を考慮した上で、対象となるモデル世帯を全国各地から選定する。

・実測調査

モデル世帯を対象に用途別（自家用車、冷暖房機器、給湯機器、厨房機器、テレビ、冷蔵庫、PC、洗濯機、食器乾燥機等）エネルギー種別（電力、都市ガス、LPG、灯油、ガソリン、軽油等）の二酸化炭素排出量を1年間にわたり計測する。電力については、1日のうちの時間帯別消費パターンについても把握する。また、廃棄物発生量についても種類別にデータを収集する。

・排出量推計

実測調査の結果等を活用して、全国の家部門の二酸化炭素排出量について、その用途別エネルギー種別内訳を推計する。

3. 施策の効果

家庭部門において、各種特性に応じたきめ細かな排出削減対策を検討するための基礎データを提供する。

家庭部門における二酸化炭素排出構造詳細把握業務

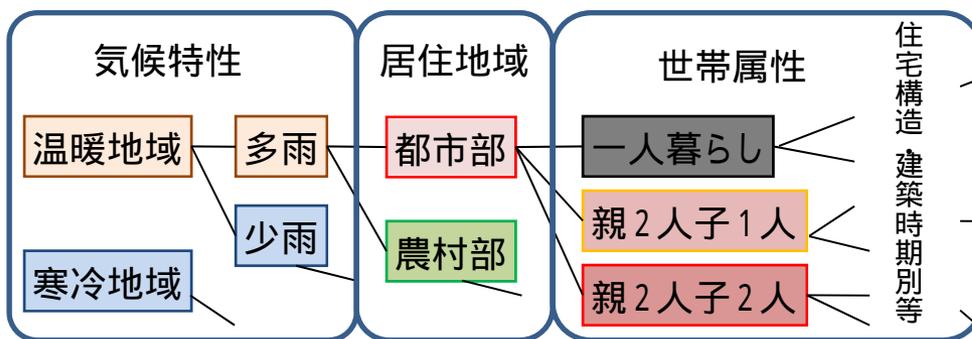
背景

家庭部門の二酸化炭素排出量は大幅に増加しており(1990年比+42%増)、有効な対策を講じなければ今後も増加が続く見込み。きめ細かな対策を実施するためには、**地域特性や世帯構成の違いなど、様々な環境下での排出パターンを把握することが急務**であり、本調査を通じて、各世帯における最適な排出抑制対策を検討する基盤を構築することを目指す。

事業概要

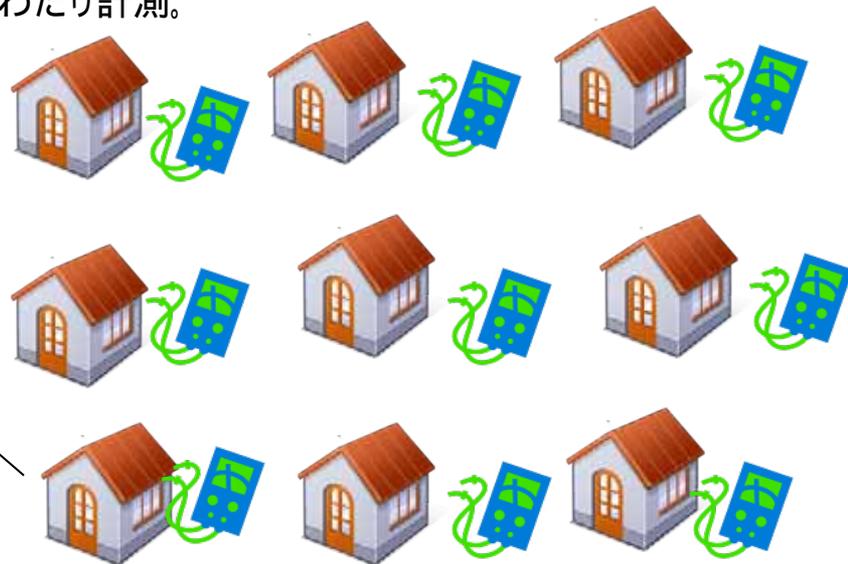
1. モデル世帯の選択

気候特性、居住地域、世帯属性(世帯人員、年代、住宅構造、住宅建築時期)等を考慮した上で対象となるモデル世帯を全国10地域で選定。



2. 実測調査

モデル世帯を対象に用途別(冷暖房機器、給湯機器、テレビ、冷蔵庫等)エネルギー種別(電力、都市ガス、LP G、灯油、ガソリン、軽油等)の二酸化炭素排出量を1年間にわたり計測。



3. 排出量推計

実測調査の結果等を活用して、全国の家部門の二酸化炭素排出量について、その用途別エネルギー種別内訳を推計。

家庭部門における、各種特性に応じたきめ細かな排出削減対策を検討するための基礎データを提供

地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室

1. 事業の概要

オゾン層破壊物質であり温室効果ガスでもあるフロン類の回収・破壊の徹底及び使用時排出対策の検討推進等による排出抑制、ノンフロン化の推進、オゾン層の状況の監視等により、オゾン層の保護及び地球温暖化防止を図る。

2. 事業計画

○冷媒フロン類について、フロン回収・破壊法に基づく業務用冷凍空調機器からの回収の徹底、使用時排出要因の把握・分析結果を踏まえた対策の推進等により、排出抑制等を推進する。（平成 21 年度～）

○フロン類を使わないノンフロン製品（ノンフロンドアブロワー（埃飛ばしスプレー）、ノンフロン断熱材等）について、その普及を阻害する要因への対処・導入促進に係る方策の検討等により普及を推進する。（平成 21 年度～平成 23 年度）

○ポスト京都議定書の次期枠組みの議論において新たに追加が検討されている新フッ素系物質等について、使用実態等の調査を行い、排出抑制、代替化等の対策を図るための検討を行う。（平成 21 年度～平成 24 年度）

以上のようなフロン等対策の拡充を図るほか、オゾン層保護法に基づくフロン等の大気中濃度等監視調査、途上国におけるフロン対策支援等を行う。

3. 施策の効果

アウトプット オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書、京都議定書目標達成計画、フロン回収・破壊法等に対応した国内外の対策を推進する。

アウトカム オゾン層保護及び地球温暖化防止を図る。

フロン等対策の枠組みと方向

モントリオール議定書

オゾン層保護の観点から
生産規制等

(オゾン層保護法等)

オゾン層破壊物質

CFC

HCFC

(1996年迄に先進国で全廃)(2020年迄に先進国で全廃)

オゾン層破壊効果 **有り**

地球温暖化効果 **有り**

転換

京都議定書

地球温暖化防止の観点から
温室効果ガスとして削減等

(京都議定書目標達成計画等)

代替フロン等

HFC

オゾン層破壊効果 **無し**

地球温暖化効果 **有り**

転換

オゾン層保護かつ 地球温暖化防止

ノンフロン等

NH₃、炭化水素等

排出抑制等が必要

技術開発・製品普及等が必要

フロン回収・破壊法による冷媒フロン類の回収・破壊
業務用冷凍空調機器の使用時排出対策等の排出抑制の推進

フロン代替製品の普及推進

新フッ素系物質等の対策検討

途上国におけるフロン等対策の支援

日本
先進国

(新) サプライチェーンにおける排出量算定事業費(エネ特)

31百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

本事業では、製品等の製造から廃棄に至るサプライチェーンにおいて排出される温室効果ガスについて、鉄鋼・自動車・ゴム・家電等業種ごとに温室効果ガス排出量の算定方法を検討・確立し、その手法の普及を図る。

2. 事業計画

(1) サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量の算定方法の確立(H22年度)

鉄鋼・自動車・ゴム・家電等、業種ごとに、それぞれの製品のサプライチェーンにおける温室効果ガス排出量の算定方法を確立するため、国際的な動向の把握、既存文献等における情報収集、業種ごとの個別ヒアリング等を実施する。

その調査結果に基づき、専門家・有識者から構成される検討会において、業種ごとのモデルとなるような算定方法の検討を行う。

(2) 算定方法の普及(H22年度)

検討会においてとりまとめた算定方法について、事業者が容易に計算できるよう算定マニュアルを作成するとともに算定ソフトを開発する。

また、ホームページや説明会等を活用し、製品のサプライチェーンに関わる事業者に対し、算定方法の周知等を図る。

(3) 具体事例の収集・分析(H22年度)

検討会においてとりまとめた算定方法に基づき実際に算定した具体事例の収集、分析を行うことによって、より適切な算定方法の検討を行う。

3. 施策の効果

適切な算定手法を確立・普及を通じて、サプライチェーンに関する個々の事業者の取組に対するインセンティブを高めることにより、更なる温室効果ガス排出量の抑制を図る。

サプライチェーンにおける排出量算定事業

企業Cから見た省エネ製品のサプライチェーン全体における排出量 = 企業A ~ E・家庭の +

企業A

・原材料の採掘
・原材料の輸送、保管

・通勤・出張、間接部門等のエネルギー使用等

・その他製品の原材料の採掘、輸送、保管

企業B

・原材料の加工、製造、輸送
・別の原材料の加工、製造、輸送
・原材料の加工等に伴う廃棄物の処理

・通勤・出張、間接部門等のエネルギー使用等

・その他製品の原材料の加工、製造、輸送

企業C

・省エネ製品の製造、輸送
・省エネ製品の製造に伴う廃棄物の処理

・通勤・出張、間接部門等のエネルギー使用等

・その他の製品の製造

(例)
企業A: 鉄鉱石採取
 ゴム採取
企業B: 鉄鋼生産
 ゴム(タイヤ)生産
企業C: 自動車製造
企業D: 商社(営業車)
企業E: 廃棄物処理業者

企業D

省エネ製品の購入、使用

家庭

企業E

省エネ製品の廃棄処理

・通勤・出張、間接部門等のエネルギー使用等

省エネ製品以外の廃棄処理

検討事項

- ・算定対象となる製品分野と算定を想定する企業(業界)の選定
- ・それぞれに該当する排出活動(バウンダリー)の設定
- ・それぞれの段階における算定方法(算定式、活動量の把握方法、排出係数の考え方)
- ・削減量の取扱い(サプライチェーン全体での削減量を企業A ~ 企業Eに分配する方法等)

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の概要

経済活動の血流である「金融」に環境配慮を織り込むことができれば、その大きな影響力を通じ、事業活動など様々な経済活動における環境配慮や環境プロジェクトを大きく促進・誘導することができる。特に、我が国の1,400兆円という巨額の個人金融資産を環境に配慮した金融（環境金融）に活用することができれば、低炭素社会実現に向け、大きな力となる。

また、2020年25%削減という中期目標を達成するためには、あらゆる施策を総動員する必要がある。

一方、我が国において環境に配慮した金融の取組（環境金融）が伸び悩んでいる主因の一つとして、環境等に配慮した運用を行うための投資先企業調査に係るコスト負担の問題がある。平成22年度においては、環境配慮運用に係る企業調査費用への助成事業等を行うことにより、環境配慮運用の普及加速化と、個人金融資産の環境金融への呼び込み促進を図る。

2. 事業計画

(1) 環境に配慮した金融機関支援事業（平成21年度～）

- ・金融機関による環境格付け融資実施のための企業調査に対する助成を行うことにより、環境格付け融資に取り組む金融機関を拡大する。
- ・平成21年度に策定する日本版環境金融行動原則について、説明会開催等により、署名・取組金融機関を拡大する。
- ・環境金融商品の一覧を作成・開示することにより、普及を図る。

(2) 環境に配慮した投資促進支援事業（平成22年度～）

- ・企業年金基金を始めとした機関投資家が資産運用機関に環境配慮運用を投資一任契約により委託する場合について、委託料の減額を目的とした助成を資産運用機関に対し行うことにより、機関投資家による環境配慮運用委託を促進する。
- ・資産運用機関等によるエコファンド組成費用等への助成を行うことにより、エコファンドの促進を図る。
- ・環境の観点から投資分析を行うことのできる証券アナリスト育成プロジェクトを実施する。

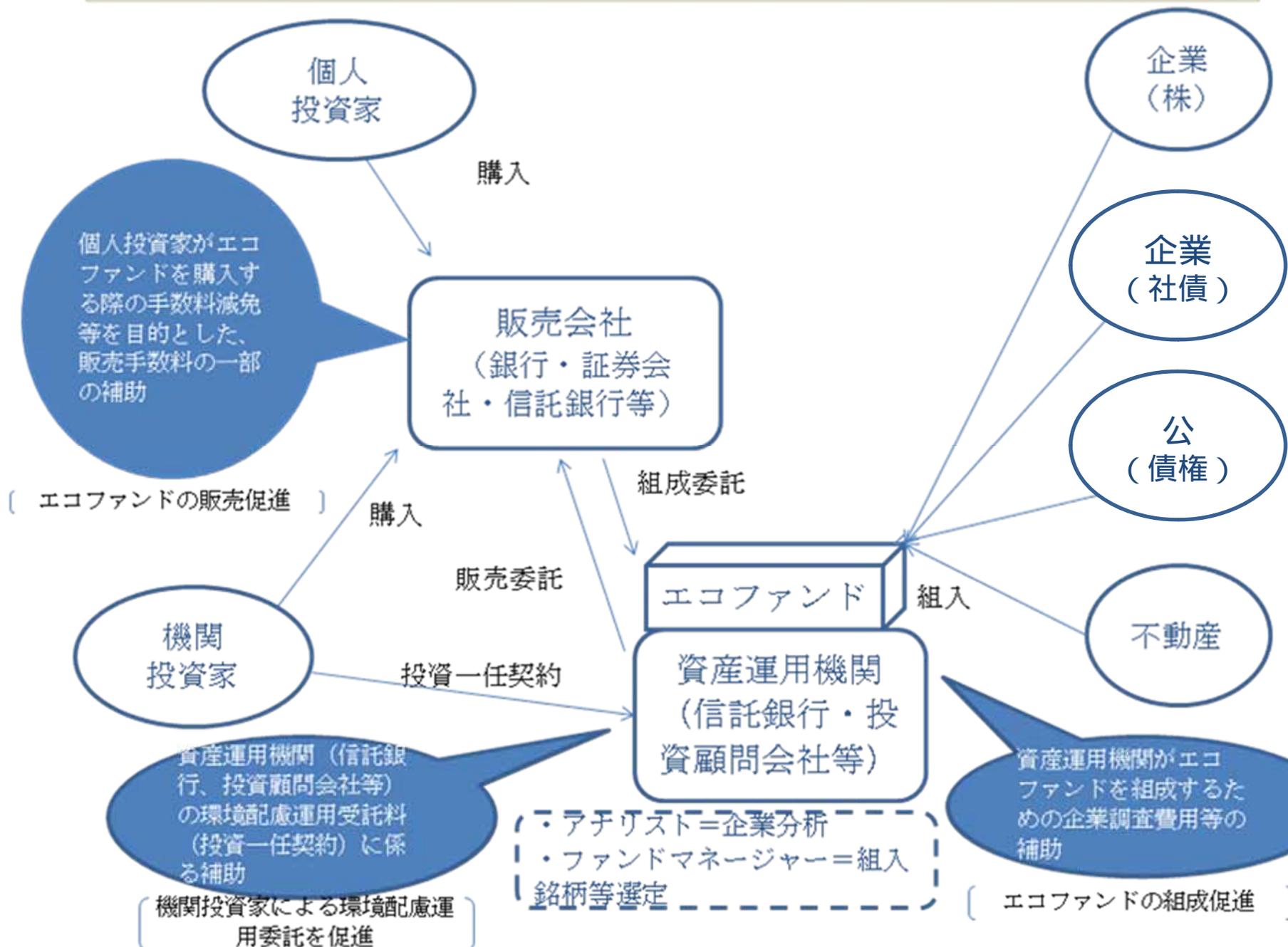
(3) 投資家のための環境情報提供事業 (カーボンディスクロージャー)
(平成 20 年度 ~)

- ・有価証券報告書における環境情報開示状況の確認、記載事例などの作成及び記載手引きの作成を行う。

3 . 施策の効果

環境金融の促進により、事業活動における環境保全の取組が大幅に促進され、中期目標の達成に資するとともに、低炭素社会の構築が加速される。

環境金融普及促進事業のうち、環境に配慮した「投資」促進支援事業



環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業（エネ特会）

350百万円（ 236百万円）

総合環境政策局環境経済課

1．事業の概要

金融の流れを環境に配慮したものとする環境金融の促進の重要性は、低炭素社会づくり行動計画、経済財政改革の基本方針2009等において、重ねて指摘されている。

環境金融の一形態として、「環境格付け融資」がある。これは、企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法等により評価し、その評価結果が高い企業に対して低利融資を行うものである。環境格付け融資によるスクリーニングが広まれば、企業はよりよい環境格付けと低金利を目指して環境対策に自主的・積極的に取り組むようになり、企業による環境対策の大幅な促進が図られる。

本事業は、こうした金融機関による環境格付け融資の取組を促進することにより、環境対策に積極的に取り組もうとする企業の環境対策を促進するため、環境格付け融資を行う金融機関に対し利子補給を行うものである。

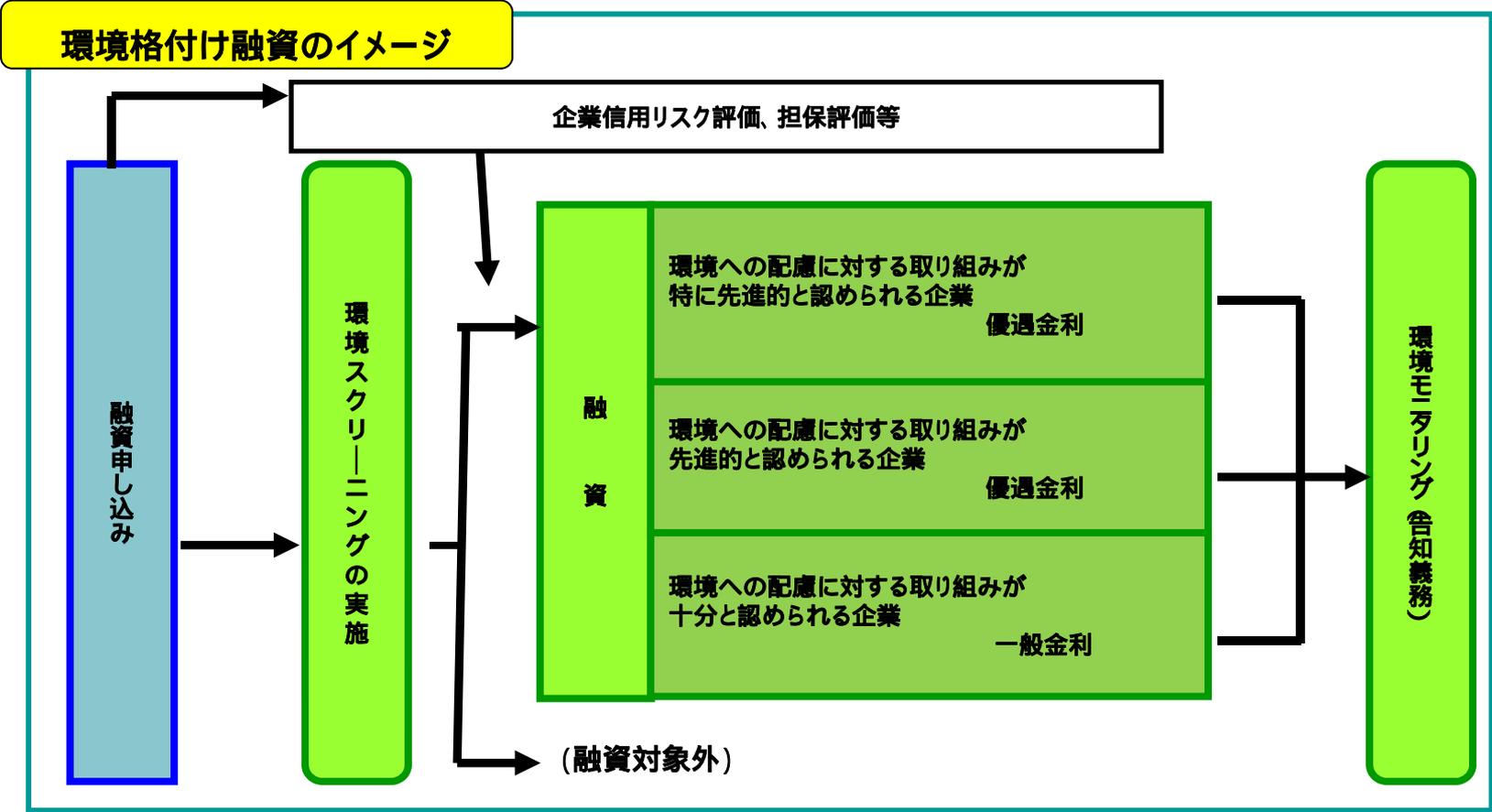
2．事業計画（平成19年度～）

企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法等（日本政策投資銀行の「環境配慮型経営促進事業」と同程度以上の手法による）により評価し、その評価結果に応じて金利優遇を行う民間金融機関の融資事業（環境格付け融資）について、当該事業により融資を受ける事業者が、融資を受けた年から5カ年以内にCO2を5%以上削減（原単位の改善）することを目標として誓約することを要件として、当該案件に係る融資残高の1%を限度として利子補給を行う。

3．施策の効果

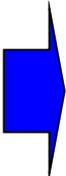
多くの民間金融機関が環境格付け融資を実施することにより、企業の環境対策が加速的に促進されるとともに、預金者の環境配慮意識を増進させる。

環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業



融資対象
地球温暖化対策

利子補給誓約条件
融資を受けた年から5ヶ年以内に「CO2削減効果が5%以上」を達成



利子補給
融資残高に対して年1%を限度として利子補給を行います。

(金利 - 1%)で融資が受けられます。

環境スクリーニングにより決定された優遇金利
優遇金利 ・ 一般金利

(新) 地方公共団体実行計画実施推進事業費

117百万円(0百万円)

総合環境政策局環境計画課

1. 事業の概要

平成20年6月に改正された温対法において、都道府県及び特例市以上の地方公共団体に対し、地方公共団体実行計画を拡充し、区域全体の削減施策の策定が義務付けられ、かつ、都市計画等の関連施策との連携を図ることも求められている。

しかし、集約型・低炭素型都市構造の実現等の対策・施策については、特に都市全体・街区全体を視野に入れた、総合的・複合的な削減効果の推計手法、対策・施策実施手法が未だ確立されておらず、中長期の大幅削減の必要性を踏まえれば、国としても最新の知見を踏まえた実施手法等を検討し、地方公共団体に提示する必要がある。

また、現に実施(予定)されている、地域グリーンニューディール基金等を活用した地方公共団体の施策について分析し、効果的な施策の立案・実地のノウハウを蓄積し、広く普及することにより、地方公共団体の取組を促進することが有効である。本事業は、このニーズに応えるものである。

2. 事業計画

(1) 先進的削減手法調査事業

温室効果ガスの削減手法に関し、現在、地方公共団体でほとんど実施されていない取組のうち、大幅な削減効果があると考えられている先進的な対策・施策(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第3項第3号)について、その削減効果、実施手法等の詳細について調査を行なう。候補となる対策・施策は以下の分野

- ・土地利用・交通分野
- ・街区・地区単位の対策・施策分野 など

(事業実施期間)平成22から24年度

(2) 既往対策・施策詳細調査・普及促進事業

既に実施されている、又は今後数年で実施される地方公共団体の対策・施策(平成20年度二次補正予算(エコハウス事業、環境モデル都市支援事業)や地域グリーンニューディール基金、海外事例によるものも含む。)について、大きな削減効果を発揮している優良な事例を抽出し、その企画立案過程、実施過程等における特徴(庁内、業界等との調整なども含む。)を調査し、他の自治体の参考となるよう整理する。また、優良な事例だけでなく、企画立案過程で頓挫したものの、実施過程で想定どおりの効果を上げられなかった事例等も調査し、優良事例と併せ、効果的な政策の立案・実施のためのノウハウを蓄積してとりまとめ、幅広く普及することにより、地方公共団体の新実行計画(区域施策)の効果的な立案・実施に生かす。

(事業実施期間)平成22から24年度

3. 施策の効果

(1)(2)研究結果、事例集を参考として各地方公共団体が実行計画を策定する際に効果的な対策・施策を導入することにより温室効果ガスの削減に寄与する。

地方公共団体実行計画実施推進事業費

平成20年6月に改正された温対法において、都道府県及び特例市以上の地方公共団体に対し、地方公共団体実行計画を拡充し、区域全体の削減施策の策定が義務付けられ、かつ、都市計画等の関連施策との連携を図ることも求められている。

しかし、集約型・低炭素型都市構造の実現等の対策・施策については、その実施手法が未だ確立されておらず、中長期の大幅削減の必要性を踏まえれば、**国としても最新の知見を踏まえた実施手法等を検討し、地方公共団体に提示する必要がある。**

また、現に実施(予定)されている、地域グリーンニューディール基金等を活用した地方公共団体の施策について分析し、効果的な施策の立案・実地のノウハウを蓄積し、広く普及することにより、地方公共団体の取組を促進することが有効である。

先進的削減手法調査事業

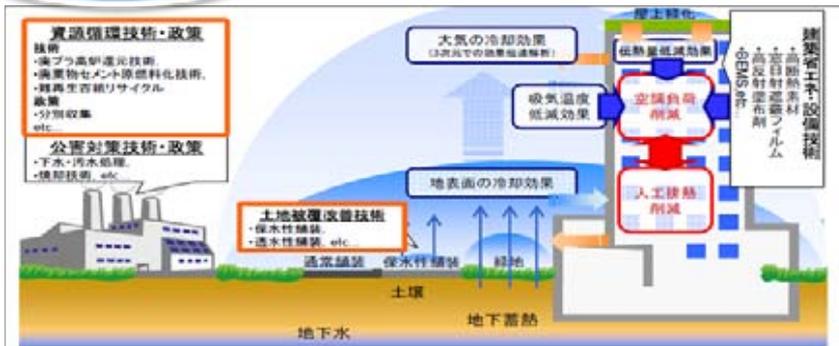
地方公共団体でほとんど実施されていない取組のうち、大幅な削減効果があると考えられている先進的な対策・施策について、その削減効果、実施手法等の詳細について調査を行なう。

土地利用・交通分野



国立環境研究所特別研究報告SR-79-2008

街区・地区単位の対策・施策分野



新地方公共団体実行計画策定マニュアル検討会、藤田委員資料より抜粋

(2) 既往対策・施策詳細調査・普及促進事業

既に実施されている、又は今後数年で実施される地方公共団体の対策・施策(平成20年度二次補正予算(エコハウス、環境モデル都市支援、地域グリーンニューディール基金、海外事例によるものも含む。))について、大きな削減効果を発揮している優良な事例を抽出し、企画立案過程、実施過程等を調査し整理する。また、企画立案過程で頓挫したもの、想定どおりの効果を上げられなかった事例等も調査し、効果的な政策の立案・実施のためのノウハウを蓄積してとりまとめ、幅広く普及することにより、地方公共団体の新実行計画(区域施策)の効果的な立案・実施に生かす。

(基金対象事業の例)



住宅断熱リフォーム



コミュニティサイクル



市民出資による太陽光パネル設置



微量PCB混入廃棄物の処理促進



漂流・漂着ゴミの回収・処理

(新)火力発電所リプレイス促進モデル事業等
(一般会計・エネ特会)

69百万円(0百万円)

総合環境政策局環境影響審査室

1. 事業の概要

近年、温暖化対策に関する社会的な要請が極めて高くなっており、環境影響評価法に基づく発電所事業の審査においても、温暖化対策の観点からの厳格な対応が求められている。火力発電所から発生する二酸化炭素は、我が国の温室効果ガス排出量の大きな部分(約3割)を占めており、その削減は喫緊の課題である。このような状況の中、平成21年5月には、(仮称)小名浜火力発電所の建設に関する環境影響評価準備書に対して、「温暖化対策上問題があり、今回の環境影響評価の前提となった計画内容については是認しがたい」との異例の厳しい環境大臣意見が提出された。

温暖化対策を進めていくには、老朽化した性能の悪い施設を、最先端の効率の良い施設に置き換えていくことが極めて有効であり、これによって約1600万t/年(リプレイスで排出原単位が2割改善すると仮定。)の二酸化炭素が排出削減できると推計される。

リプレイスの際には、環境アセスメントを行う必要があるが、現在は、その手続に新設の場合と同様の時間と労力を要しており、その手続を合理化することが、事業者からも強く求められている。

また、一方で、環境省における火力発電所の新設やリプレイスの審査の際に整合を図るべき温室効果ガス削減に係る具体的な国の中期的な計画が無いため、十分踏み込んだ審査ができない現状にある。このため、環境アセスメント手続を合理化するとともに、その審査を高度化するためのモデル事業の調査検討を行い、火力発電所のリプレイスを通じた温室効果ガスの削減を効率的に推進する。

2. 事業計画

(1) 火力発電所リプレイス促進モデル事業(エネ特会)

具体的なリプレイス計画について手続を合理化した環境アセスメントを行うためのモデル事業を実施するとともに、この手法をとりまとめたマニュアルを作成することを通じて、火力発電所のリプレイスを促進する。

(年次計画)

	平成22年度	平成23年度
・石炭火力発電所		
・その他(LNG等)の火力発電所		

(2) 火力発電所環境影響審査高度化調査費（一般会計）

二酸化炭素の排出に大きな割合を占める火力発電所を対象に、既存施設の実態や最新鋭の設備導入による二酸化炭素削減可能性を踏まえ、温暖化防止の観点から審査を高度化する上で十分な検討を行うために必要な調査を行う。また、中期計画と整合する個々の事業・設備が満たすべきレベルや事業者に求めるべき措置についても検討を行う。

(年次計画)

	H22	H23	H24
・既設火力発電所に係る実態と対策可能性の把握	—		
・中期計画に適合する電気事業における火力発電所の対策の検討	—	—	
・中期計画に適合する製造業における火力発電所の対策の検討（自家発電）		—	—

3. 施策の効果

火力発電所のリプレイスに係る環境影響評価手続の合理化を通じて、より環境性能の高い施設への効果的なリプレイスが促進される。また、環境影響評価法等に基づく環境影響評価の審査の高度化を通じて、温室効果ガスの中期的な削減計画と整合した形で、火力発電所における十分な温暖化対策が徹底される。これらにより、発電に伴う二酸化炭素排出量の大幅な削減に資する。

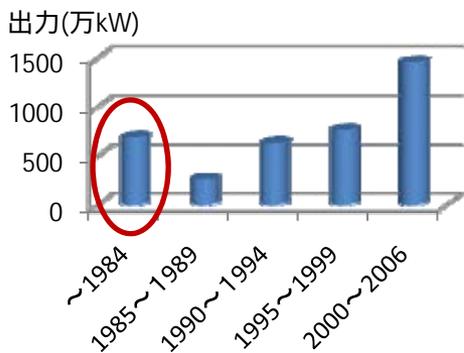
我が国の温室効果ガスに占める電力由来の割合

リプレイス=最新鋭の設備に更新すること。

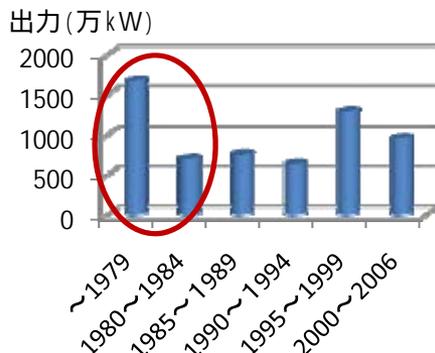
火力発電所からのCO₂排出量 約4億2000万トン

→我が国の温室効果ガス排出量の約30%。うち、石炭火力発電所の排出量は、半分の約2億トン。

石炭火力発電所の設置年別出力



LNG火力発電所の設置年別出力



極めて多量。リプレイスによる削減余地大

設置後25年以上経過している発電設備

- ・石炭火力発電所:
約700万kW(CO₂排出量3,700万トン相当)
- ・LNG火力発電所:
約2,400万kW(CO₂排出量4,200万トン相当)

約1600万トン/年のCO₂排出削減
(リプレイスで原単位が2割改善の場合)

温暖化対策の強い要請

- ・長期目標2050年 80%削減
- ・中期目標2020年 25%削減

最高水準の環境性能の施設にリプレイスすることが急務

【アセス審査上の課題】

リプレイスであっても審査に長期間を要する。

事業者を求めるべき水準が明確でない。整合を図るべき国の中期計画がない。

【事業の概要】

事業者が行う手続を合理化したモデル事業を実施し、マニュアル化

(新)火力発電所リプレイス促進モデル事業(エネ特会)

国において、中期目標と整合を図りつつ、最高水準の環境性能の施設が計画されるようアセス審査を高度化するための調査・検討

(新)火力発電所環境影響審査高度化調査費(一般会計)

国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年促進事業

176百万円(155百万円)

総合環境政策局環境教育推進室

1. 事業の概要

持続可能な開発のための教育(ESD:Education for Sustainable Development)とは、持続可能な社会の実現に向け、一人ひとりが社会の課題と身近な暮らしを結びつけ、よりよい社会づくりに自ら参画するための教育を指す。

我が国提案により、平成17~26年の10年間が「国連ESDの10年」として国連決議されたことを踏まえ、我が国では、ESDの国内実施計画(平成18年関係省庁連絡会議決定)を策定し、その中で、(1)「高等教育機関における取組」、(2)「地域における実践」を重点的に取り組むこととしている。

平成22年度は、「国連ESDの10年」後半期の開始年である。前半5年間で培った、プログラム開発や手法・モデルの検討なども踏まえ、今後さらに取組を促進させていく必要がある。そのため、コンソーシアム事業の本格展開、地域の登録制度の試行・運用等を行い、「国連ESDの10年」の達成に向けた取組を促進する。

2. 事業計画

(1)高等教育機関における取組

環境人材育成コンソーシアムの事業展開

産官学民の連携によるコンソーシアムの設立に向け、大学や企業職員向けに活用できる教育プログラムの開発を行うとともに、インターンシップ派遣事業の試行的実施等を行う。

アジア規模で活躍する環境リーダー育成支援

環境系の大学院において、アジアを中心に活躍する環境技術者、環境政策立案者等の育成のためのプログラムを開発、実施。

一般学生対象の環境教育プログラムの開発

全国の大学が利用可能な一般学生対象のプログラムを開発、実施。

(2) 地域における実践

ESD実施団体登録制度の構築

ESD実施団体の登録制度を立ち上げ、登録された団体に対する専門家派遣や活動表彰等の支援を行う。

ESDコーディネーターの育成

地域内の学校、NPO、企業、行政等の連携を促進し、地域のESDを推進する「ESDコーディネーター」を育成するため、研修を実施する。

ESD推進フォーラムによるネットワーク形成

地方ブロック内のESDを推進する学校、NPO、企業、行政等関係者が優良事例を学びあう会合の開催やESD団体登録制度の参加団体に対する情報発信の機会提供等により、関係者間のネットワークづくりを行う。

3. 施策の効果

高等教育機関における取組については、アジアを中心に活躍する環境リーダーを育成する。人材受入側（産業界等）のニーズと環境大学院等が輩出する人材のマッチングが促進され、企業等での環境人材の充実が図られる。

地域の実践については、地域単位・ブロック単位でESD関係者のネットワーク形成及び優良事例の共有等がなされ、ESDの取組が全国的に促進される。

(年次計画)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
<高等教育機関の取組>						
コンソーシアム		事業実施				⇒
環境リーダー育成支援		プログラム開発・実証				⇒
プログラム開発		プログラム開発・実証				⇒
<地域の実践>						
実施団体登録制度	⇐	制度検討・試行・運用				⇒
コーディネーター育成	⇐	手法検討・試行・研修				⇒
ESD推進フォーラム				と連携したネットワーク形成		⇒

国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年 促進事業

- **持続可能な開発のための教育** (ESD: Education for Sustainable Development) とは、持続可能社会の実現に向け、一人ひとりが社会の課題と身近な暮らしを結びつけ、よりよい社会づくりに参画するための教育
- 我が国提案の「**国連ESDの10年**」が国連決議され、現在世界各国で集中的に取組が推進中
- 日本は国内実施計画を策定し、「**高等教育機関における取組**」・「**地域における実践**」を重点的に取組

高等教育機関における取組



産学官民連携コンソーシアム

- ・環境人材育成にかかる意見交換の場の提供
- ・環境人材育成に係るデータベースの運営・公開
- ・企業・大学で活用できる環境教育プログラム開発
- ・インターンシップ仕組みづくりの試行的実施

一体的な
取組

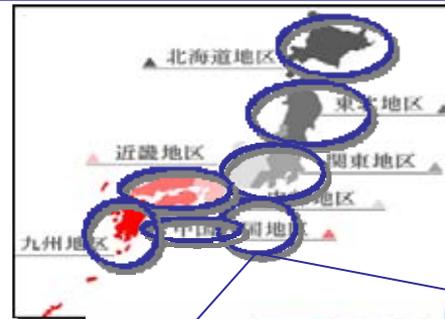
アジアを中心に活躍する
環境リーダー育成

環境系大学院を対象とし、アジアで活躍する環境リーダー育成のプログラム開発・実施

一般学生向けプログラム開発等

全学部・大学院を対象とした環境教育プログラムの開発・実施

地域における実践



地方ESD推進フォーラム



既存の環境教育・環境保全活動等をESDの視点で捉え直す

ESD実施団体登録制度

多様な関係者を結びつける担い手を育成する

ESDコーディネーター育成

1. 事業の概要

急速に変化する環境や経済社会に係る状況に柔軟に対応しつつ、戦略的な環境政策の展開を実現するため、環境保全の取組が経済をどのように発展させていくのか、経済動向が環境にどのような影響を与えるのか等について調査分析することに加え、新たに、地球規模やアジア全体において解決に向けた取組が求められている課題について、今後の国際的な環境政策の企画・推進の基盤となる研究を行うため、海外研究機関との共同研究プロジェクトを実施するとともに、この研究成果を国際社会に発信する。

2. 事業計画

- (1) 環境政策と経済との地球規模での相互作用の研究(平成21年度～)
国際的な経済と3R、温暖化、生物多様性などの環境政策との相互関係等についての研究を行う。
- (2) 環境保全と雇用等の企業の発展に関する研究(平成21年度～)
企業の環境活動が技術発展、企業経営、企業の成長に及ぼす影響等についての研究を行う。
- (3) 効果的な環境政策形成に関する研究(平成21年度～)
経済と環境政策についての評価モデルによる検討、都市・地域における温暖化対策や地域循環圏の取組と地域経済への影響についての検討等を行う。
- (4) 海外研究機関との共同研究プロジェクト(平成22年度～)
地球規模やアジア全体において解決に向けた取組が求められている課題に関し、我が国の知見を活かしつつ、今後の国際的な環境政策の企画・推進の基盤となる研究を行うため、海外研究機関との共同研究プロジェクトを実施するとともに、この研究成果を国際社会に発信する。
- (5) 環境経済情報の整備・公表(平成21年度～)
経済に関する統計情報の活用、企業アンケート調査により、環境経済研究の推進及び企業等の環境保全活動や環境産業の発展に活用できる環境に関連する経済動向の情報を収集・提供する。

(1)～(4)については、それぞれの研究課題毎に3年程度の研究期間を想定。

3. 施策の効果

本施策の成果を、環境と共生できる21世紀の経済社会構築の基盤形成、各種分析を踏まえた環境政策の戦略的展開、各主体に求められる行動の明確化とその促進、環境ビジネス分野の振興に活かすことにより、我が国が先導して真の豊かさを実現する低炭素の経済社会を実現し、世界経済の発展に貢献することができる。



世界に貢献する環境経済の政策研究

背景

経済情勢

開発途上国の経済成長
世界的な資源エネルギー
の需給等

社会情勢

世界の人口増加等

「低炭素社会・日本」を
目指して
(平成20年6月9日)

2050年までにCO2
排出量について現状
から60~80%の削減

政策研究の内容

環境と経済がともに向上・発展する社会
をつくるために、環境保全の取組が経済
をどのように発展させていくのか、経済動
向が環境にどのような影響を与えるのか
等について調査分析する。

環境政策と経済との地球規模での相互
作用の研究

環境保全と雇用等の企業の発展に関する
研究

効果的な環境政策形成に関する研究

海外研究機関との共同プロジェクト

環境経済情報の整備・公表

成果の活用

環境と共生できる
21世紀の経済社会構築の
基盤形成

各種分析を踏まえた
環境政策の戦略的展開

各主体に求められる
行動の明確化と
その促進

環境ビジネス
分野の振興

日本が先導して低炭素
の経済社会を実現し、
世界経済の発展に貢献

化石燃料制約を克服
自然と共生し、「もった
いない」を基調にした
資源の循環による安全
で心豊かな暮らし
環境保全の努力が
経済的に報われる仕
組みをビルト・インし
発展する市場経済

連携

国際研究機関

国内研究機関

1. 事業の概要

競争的研究資金は、第3期科学技術基本計画（平成18年3月閣議決定。）において、研究者の研究費の選択の幅と自由度を拡大し、競争的な研究開発環境の形成に資するものとして、更なる拡充を目指すこと等が定められており、地球温暖化による我が国への影響および被害コストに関する総合的な知見を提供することにより、日本の中期目標決定に貢献する等、環境政策の推進に資する制度である。

環境行政の基盤として重要な科学的知見の収集、必要な技術開発の促進を効率化するためには、省としてのトップマネジメント機能を強化する必要があり、この観点から、今回、環境省の競争的研究資金のうち、地球環境研究総合推進費と環境研究・技術開発推進費について統合を行うこととした。

2. 事業計画

地球環境研究総合推進費(地球環境局、21年度予算39.6億円)と環境研究・技術開発推進費(総合環境政策局、11.6億円)として、それぞれ実施してきた競争的研究資金について、より優良な提案を募ることを可能とするため、両制度を統合することとする。また、(新)環境研究総合推進費は、両研究資金の特徴を引き継ぎ、政策貢献指向型の競争的研究資金とする。

・研究の対象分野

- ア 全球システム変動(地球温暖化、オゾン層の破壊等)
- イ 環境汚染(公害、越境汚染)
- ウ 健康・生態リスク
- エ 自然・生態系保全・再生
- オ 持続可能な社会・政策研究

・研究の領域

- ア 戦略的研究開発領域(トップダウン型)：
先導的に重点化又は個別研究の統合化・シナリオ化を図るべき研究。
(研究期間は3年間又は5年間)
- イ 環境問題対応型研究領域(ボトムアップ型)：
個別又は複数の環境問題の解決に資する研究。
(研究期間は3年間(中間評価により2年延長の場合あり))
- ウ 課題調査型研究領域：
研究計画、手法等を予備的に調査する研究。
(研究期間は1年間)
- エ 革新型研究開発領域：
若手研究者を対象とした、特に新規性・独創性・革新性の高い環境研究及び先進的特定研究テーマに係る最新成果を評価・統合する研究。
(研究期間は1~2年間)
- オ 国際交流研究：
海外の優秀な研究者を招聘し、受け入れ機関において共同で行う研究。
(招へい期間は、3ヶ月~12ヶ月で、4回の延長が可。)

3 . 施策の効果

- ・環境行政施策の推進上重要な研究開発の加速を図りやすくなり、また、その成果の活用が促進される。
- ・越境汚染、自然環境、コベネフィット等の既存の枠をまたがる研究課題を実施しやすくなり、分野横断的な新たな観点からの研究が促進される。
- ・申請手続きや審査プロセスの一元化、統一化により、申請者・事務局双方にとってより明快な制度になる。

環境研究総合推進費

環境研究・技術開発推進費

公害防止、環境リスクの低減、地域の自然環境保全等に資する環境研究・技術開発の推進を目的とした競争的研究資金

以下の分野を対象とし、公募により対象課題を選定

- ・公害による人の健康又は生活環境へのリスクの評価、低減又は良好な状態での保持
- ・リスク評価のための手法開発
- ・自然環境の適正な保全

地球環境研究総合推進費

地球環境政策を科学的に支えることを明確に指向した競争的研究資金

以下の分野を対象とし、公募により対象課題を選定

- ・全球システム変動(地球温暖化等)
- ・越境汚染(大気・陸域・海域・国際河川)
- ・広域的な生態系保全・再生
- ・持続可能な社会・政策研究
- ・その他の地球環境問題

統合

環境研究総合推進費

政策貢献指向型の競争的研究資金

以下の分野を対象とし、公募により対象課題を選定

- ・ 全球システム変動
- ・ 環境汚染
- ・ 健康・生態リスク
- ・ 自然・生態系保全・再生
- ・ 持続可能な社会・政策研究

環境行政施策の推進上重要な研究開発の加速を図りやすくなり、また、その成果の活用が促進される。

越境汚染、自然環境、コベネフィット等の既存の枠をまたがる研究課題を実施しやすくなり、分野横断的な新たな観点からの研究が促進される。

申請手続きや審査プロセスの一元化、統一化により、申請者・事務局双方にとってより明快な制度になる。

水・大気環境局水・大気環境国際協力推進室

1. 事業の概要

世界規模の地球温暖化対策と新興途上国における喫緊の課題である環境汚染防止対策を同時に実施するコベネフィット・アプローチは、急速に発展しつつあるアジアの各国が温暖化対策へ参画するために有効であり、温暖化対策の国際交渉、G8環境大臣会合等においてもその重要性が強調されている。このため、我が国では具体的な取組の推進のために、これまで中国等に対し本アプローチによる協力を進めてきた。気候変動に係る次期枠組みに向け、更なるコベネフィット・アプローチの加速的な拡大に向けての連携基盤として、フォーラムの形成が必要とされている。

この具体化に向けて、アジア地域内における大学、研究機関、産業界、行政機関との連携強化を図りつつ、以下の事業に取り組む。

コベネフィット政策の推進

アジア諸国における環境保全に係るマスタープランの策定支援及びコベネフィット型事業の事案発掘調査。

コベネフィット情報発信

フォーラム構築のための準備会合及び人材育成のためのセミナー等の開催。

コベネフィット効果把握手法の在り方検討

途上国における測定・報告・検証可能(MRV)な行動を推進するためのコベネフィット・アプローチを通じた定量的な環境改善効果の把握手法の検討。

2. 事業計画

調査項目	H22	H23	24
コベネフィット政策の推進			→
コベネフィット情報発信			→
コベネフィット効果把握手法の在り方検討		→	

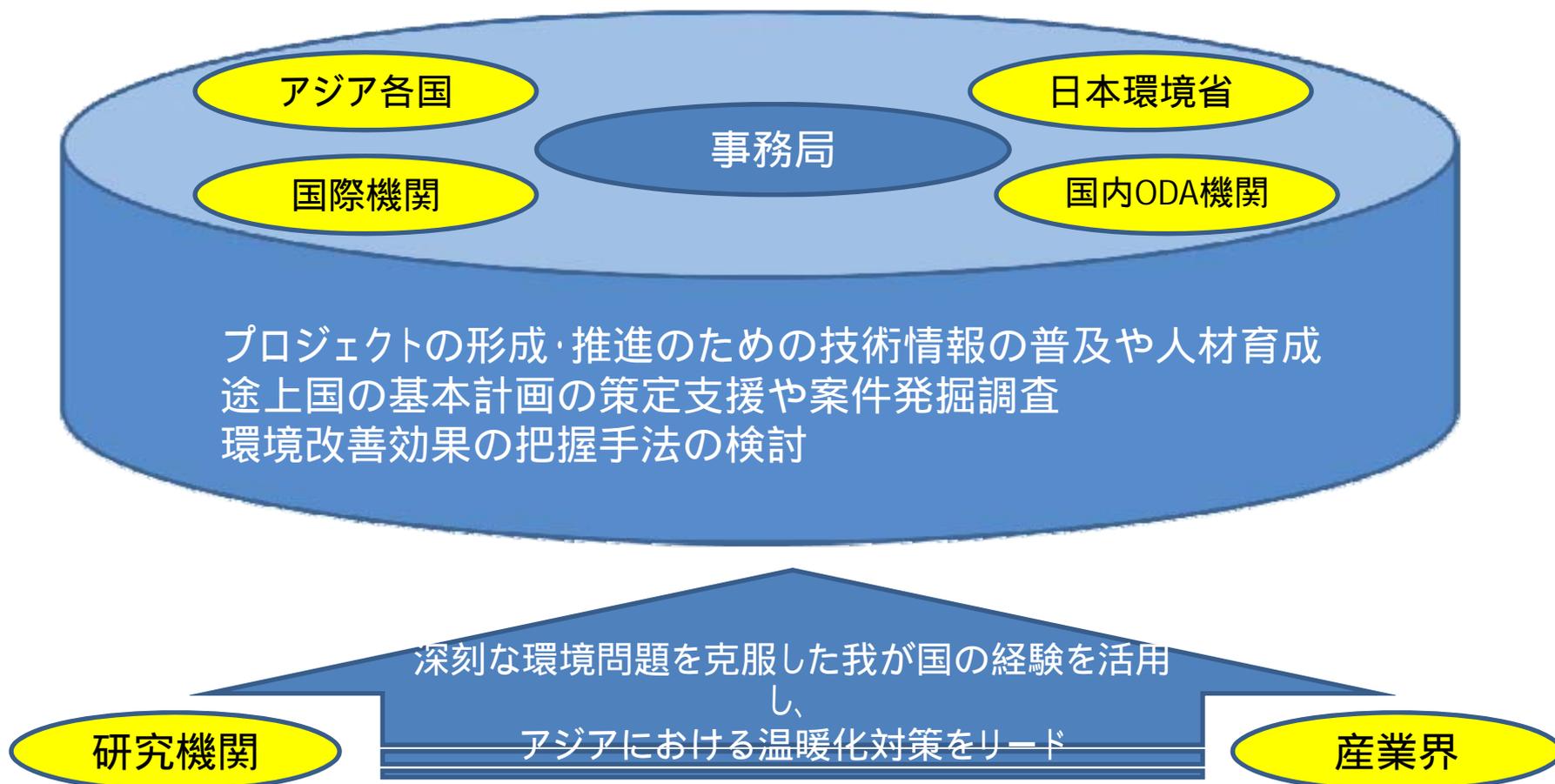
3. 施策の効果

コベネフィット型プロジェクトの実施推進により、日本として温室効果ガス削減と水質汚濁、大気汚染、廃棄物の環境問題の解決に貢献すること及びそれらの新興途上国において日本の技術や人材が長期的に活用されることを目的としたコベネフィット・フォーラムを構築する。

アジアでのコベネフィット連携基盤(フォーラム)の構築

~ アジア地域においてコベネフィット・アプローチを加速的に拡大するため
連携基盤(フォーラム)を整備し、地域の協力体制の構築と技術移転の促進を図る ~

アジア・コベネフィット・フォーラム



京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策等と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業(エネ特会) 1,668 百万円(1,284 百万円)

- I. {
- ・京都メカニズムを利用した公害対策と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業調査
 - ・アジア新エネ・省エネプログラムCDM 事業調査
 - ・京都メカニズム相談支援事業
 - ・京都メカニズムを利用した公害対策と温暖化対策のコベネフィットの実現等に関する途上国等人材育成支援事業

818 百万円 (818 百万円)

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

1. 事業の概要

○政府による必要クレジット量の確実な取得に資するとともに、温暖化対策と同時に途上国等における公害対策等にも資する、いわゆる「コベネフィット」(相乗便益)を達成する対策を実施する。

2. 事業計画

- 新エネを含めたCDM/JIプロジェクトの実現可能性調査を公募により行う。
この際、次期枠組みを視野に入れた新規方法論開発等に配慮する。
- CDM/JIプロジェクトの措置等について、ウェブサイト上における民間事業者向け情報発信や個別相談を行う。
- CDM・JI・GIS プロジェクトの発掘や形成を促進、プロジェクト案件の自治建設のため、事業が行われるホスト国における京都メカニズムの理解を深めるとともに、ホスト国が京都メカニズムの参加資格を満たせるよう、DOEの能力構築支援も含めた体制整備支援を行う。

3. 施策の効果

○途上国等にコベネフィットを目指すプロジェクトの有効性を証明することができ、我が国の民間事業者がプロジェクト実施に当たって途上国等の協力を得られやすくなる。また、我が国の安価なクレジット調達にも資する。

II コベネフィットCDMモデル事業

850 百万円(466 百万円)

水・大気環境局総務課、地下水・地盤環境室

1. 事業の概要

アジア各国では経済発展に伴い、大気汚染、水質汚濁等の環境問題も顕在化しつつある。このようなアジア各国が国内に抱える環境問題の解決と温暖化対策としてのCDMクレジットの取得を同時に実現するためのコベネフィットCDM事業を推進する。

○補助事業の内容 (補助額 850 百万円)

コベネフィットを実現するCDMプロジェクトに対して、発生するクレジットの50%~100%を政府口座に無償移転することを条件に、初期投資額の1/2を補助する。

2. 事業計画

公募により、毎年数件のモデル事業を選定し、実施する。

	H20	H21	H22	H23	H24
コベネフィットCDMモデル事業					
	(2件)				
		(1件)			
			(4件)		

3. 施策の効果

- 本事業を通じて発生した排出権の一定割合(50-100%)が政府に無償で移転されるため、日本の温室効果ガス排出削減目標の達成に貢献する。
- 途上国にとって喫緊の課題である環境汚染対策を日本の低炭素・低公害型技術を通じて推進し、我が国が大きく貢献することになる。
- 排出量が伸びつつある途上国に対して、コベネフィット・アプローチによる具体的な事業支援を全面に打ち出すことにより、途上国の温暖化対策への理解や関与を引き出し、積極的な参加を促すことができる。

京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策等と 温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業(エネ特)

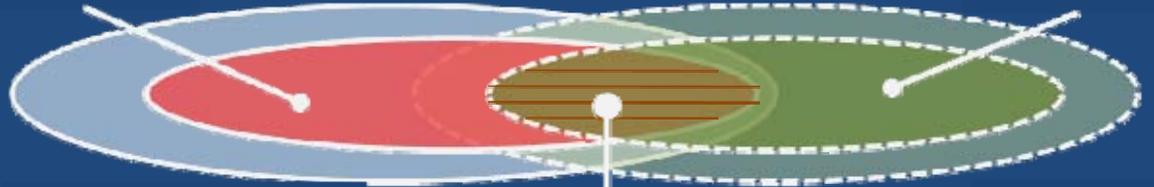
当初の目的

我が国が
取得可能な
クレジット量
増加を図る

コベネフィット

環境保全対策

気候変動対策



国家の開発ニーズ

コベネフィット

地球環境問題

- 温暖化対策を実施し、同時に開発途上国の開発のニーズ・環境保全対策を達成することのできる取組を指す。
- 経済社会開発のプライオリティが高い途上国において、国や地方の開発対策・環境保全対策の推進という側面から温暖化対策を実施していくことにより、複数の便益のある取組を促進することができる。

コベネフィット・アプローチに
基づくCDM/JI案件の形成促進支援

構成 事業

「コベネフィット」実現に向けた案件形成促進を目指すFS調査をアジア・アフリカ諸国で実施。

早期普及が期待できる対策技術に関する事業の実現可能性を調査し、PDDを作成。

事業者向けにメカニズム関連情報の収集、発信、提供。個別相談にも応じる

途上国(ホスト国)政府・民間事業者向けのCDM/JI運営能力向上支援。

事業の効果

クレジットの安定供給
次期枠組みに向けた検討

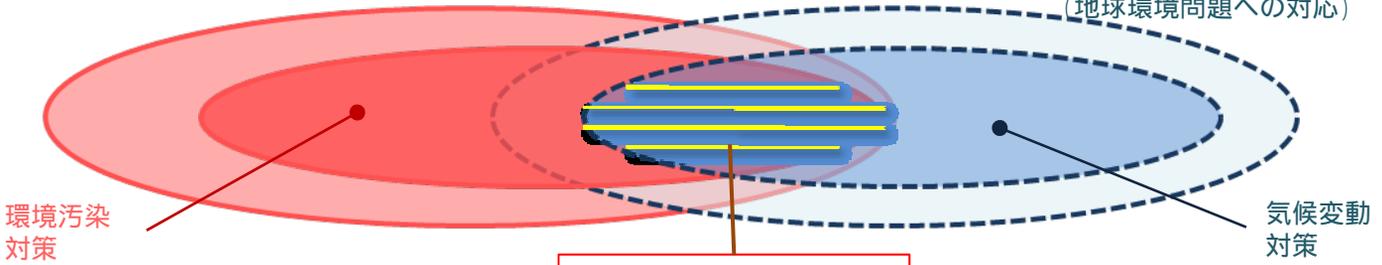
ホスト国における「コベネフィット」の実現
京都メカニズムの改善に資する案件促進、方法論開発

コベネフィットCDMモデル事業

温室効果ガス削減と環境汚染対策とを同時に達成する取組

国内の緊急課題

国際的な重要課題
(地球環境問題への対応)



コベネフィット

<大気汚染>

- 工場等の燃焼効率改善
- 持続可能な交通(EST)の実現

<水質汚濁>

- 工場・事業場等からの排水の残渣からのメタン回収利用

<廃棄物問題>

- 都市ごみのコンポスト化
- 埋立地における準好気性システムへの転換

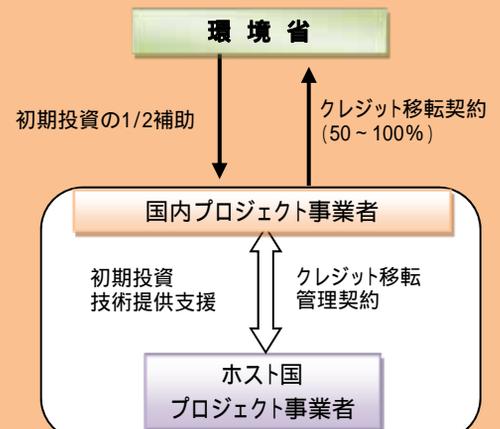
事業内容

発生するクレジットの50～100%を無償移転することを条件に、コベネフィットを実現するCDMプロジェクトの初期投資の1/2を補助。

想定されるコベネフィット対策の対象分野

コベネフィット対象分野	対策活動	環境保全便益	温暖化対策便益
大気汚染	燃焼の改善	大気汚染物質(SOx, NOx, 煤塵)の減少	温室効果ガス排出削減
	燃料転換		
	交通対策		
水質汚濁	ヘドロ等からの温室効果ガス発生防止	水質改善、悪臭防止	
廃棄物	適切なごみ埋立	廃棄物の適正処理	
	バイオマス廃棄物活用	廃棄物量の減量	

コベネフィットCDMモデル事業スキームの例



【マレーシア】 マレーシア国における閉鎖処分場の温室効果ガス排出削減に伴う環境改善計画 (平成21年度実施例)

本事業は、嫌気性状態である廃棄物処分場を準好気性に改善することで、廃棄物処分場から排出される温室効果ガスを削減するとともに、廃棄物処分場の安定化、浸出水の水質改善及び悪臭防止等の環境汚染対策を図る。



事業対象の廃棄物処分場



現地調査

温暖化対策
温室効果ガスの排出削減

環境汚染対策
廃棄物処理場の安定化・安全閉鎖
浸出水の水質改善
悪臭改善

(新)国連大学拠出金(コベネフィット型都市開発情報整備費)

100百万円(0百万円)

水・大気環境局水・大気環境国際協力推進室

1. 事業の概要

環境汚染問題と温暖化問題の両者に同時に貢献する取組であるコベネフィット・アプローチは、新興途上国も温暖化対策へ参画するために有効である。とりわけ、一旦成立すると長期間にわたって環境負荷の排出が固定されてしまう都市の形成に当たっては、発展過程において、低公害、低炭素化の配慮を入れ込むことは極めて重要である。このため、急速に都市化が進展し、公害やエネルギー消費が増大するアジア各国等の状況を踏まえ、コベネフィット型都市開発が実施されるような基盤づくりを目指し、持続可能な都市開発について豊富な知見やネットワークのある国連大学を通じて、以下の事業を行う。

都市情報の収集・分析

アジア各国におけるコベネフィット型開発に向けた基礎情報の収集及び都市の発展情報や環境問題の状況についての意見交換・分析。

都市計画・都市政策のコベネフィット効果分析

日本のモデル都市を対象としたコベネフィット効果の評価手法の開発。また、当該効果を統一的な指標で評価するための指標の開発。

コベネフィット型政策・計画情報の整備

の評価指標を用いた事例の効果分析、評価によるコベネフィット型都市開発の参考資料としての整理。アジア各国の専門家との知見の共有。

2. 事業計画

調査項目	H22	H23	H24	H25~
都市情報の収集・分析		→		
都市計画・都市政策のコベネフィット効果分析				
・コベネフィットの評価手法開発			→	
・統合的なコベネフィット・評価指標開発				→
コベネフィット型政策・計画情報の整備				→

3. 施策の効果

コベネフィットの評価手法とアジア各国等におけるコベネフィットのある都市計画・都市政策の発信により、低炭素・低公害を実現したコベネフィット型の都市開発を推進する。アジア各国等の途上国におけるコベネフィット型の都市開発計画の立案及び途上国における適切な緩和行動のモデルとして活用する。

コベネフィット型都市開発情報整備事業

- 途上国の喫緊の課題である環境汚染問題と温暖化問題に同時に取り組むコベネフィット・アプローチは、途上国にとってニーズのある対策アプローチ
- 日本の都市を例に取り、水・大気環境と温暖化対策を同時に達成するコベネフィット対策の効果評価についての研究等を実施し、情報を整備
- コベネフィット型の都市開発に反映・支援することを通じ、発展途上にあるアジア各国等の持続可能な開発に貢献

対象分野(例):

水環境保全
大気環境保全

- ・ 固定発生源対策
- ・ 環境的に持続可能な交通
- ヒートアイランド対策 等

に係る政策・都市計画による
温室効果ガスの削減(緩和)効果
やその他のコベネフィット



都市情報の
収集・分析

都市計画・都市政策のコベ
ネフィット効果分析

- ・ コベネフィットの評価手法開発
- ・ 統合的なコベネフィット指標開発

コベネフィット型政策・計画情報の整備

アジア各国等における都市計画及び
次期枠組みで今後想定される
NAMA*等に反映

(例)用途地域の効果的な配置配分、低炭素な交通システム等の都市インフラの整備、工場・事業場等の効果的な配置、コージェネレーションシステムの効果的な活用、都市における熱管理(ヒートアイランド対策)、効率的な水利用 等

*NAMA: Nationally Appropriate Mitigation Action. 温暖化交渉において議論中の途上国における緩和行動

1. 事業の概要

近年、わが国における光化学オキシダント濃度レベルの上昇傾向や注意報の発令地域の広域化、微小粒子状物質（PM2.5）のバックグラウンド濃度の高濃度傾向等について、中国等アジア大陸の大気汚染物質の排出量増大に伴う我が国への越境移流が指摘されている。

中国においては、日中環境汚染対策に関する局長級政策対話等により環境汚染対策に関する協力を進めてきているが、本年3月、同局長級対話においてNOxの総量規制に関する共同研究を合意したところ。

このような状況を踏まえ、日本のNOx総量規制や低NOx燃焼技術・脱硝技術といった日本が有する制度・技術・ノウハウの活用により、中国におけるNOxの排出量削減協力のためのセミナーの開催や、中国における大気汚染対策の強化に向けた調査・研究を実施する。

また、日本の公害経験の実態や未然防止、被害救済などの情報を中国等に提供、意見交換を行うことにより、当該国における大気環境対策に資するものである。

2. 事業計画

調 査 項 目	H 2 2	H 2 3	H 2 4
セミナーの開催		→	
調査・研究の実施			→
大気汚染経験情報発信			→

3. 施策の効果

NOxは光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）の原因物質であり、中国における大気汚染対策に資するとともに、我が国における光化学オキシダント対策、粒子状物質の削減対策に資する。

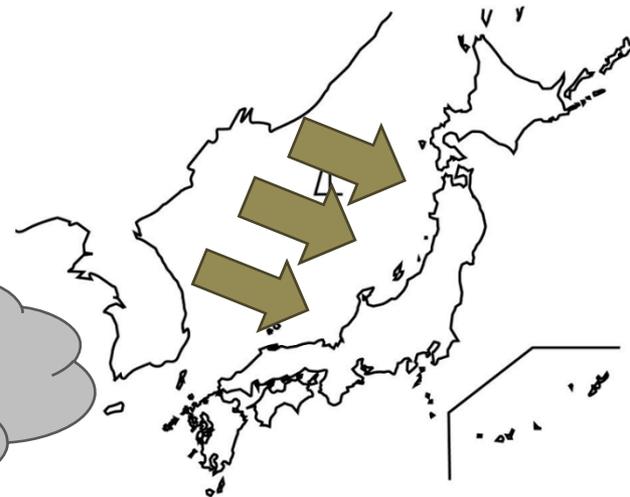
中国における大気汚染対策協力事業

現状

光化学オキシダント(主にNO_xやVOC等が原因の大気汚染物質。同時に、温室効果ガス。)

- 濃度レベルの上昇
- 注意報発令地域の広域化
- 極めて低い環境基準達成率

中国等アジア大陸からの**越境汚染**が懸念



中国

第12次五カ年計画
(2010年度～)におけるNO_x総量削減

日中NO_x総量削減協力

光化学オキシダントや粒子状物質(SPM, PM_{2.5})の原因物質であるNO_xの中国における排出量削減協力

- セミナー開催
- 共同研究(モデル事業の実施等)
- 大気汚染経験情報発信

日本

日本が有する制度・技術・ノウハウを活用

- 日本のNO_x総量規制
- 低NO_x燃焼技術や脱硝技術
- 公害経験の普及啓発

日本国内及び中国の大気汚染状況の改善

地球環境局環境保全対策課環境協力室

1. 事業の概要

クリーンアジア・イニシアティブ（CAI）は、アジアにおける①低炭素・低公害型社会の実現、②循環型社会の実現、③自然共生型社会の実現、④市場のグリーン化の促進を具体的な政策目標として、我が国の優れた技術・組織・制度等をアジアに移転し、アジアにおける公害防止と温暖化対策を同時に実現（コベネフィット）すること等を目指し、各種施策をパッケージとして推進するものである。

本事業においては、(1)「クリーンアジア・イニシアティブ推進事務局」を設置して各施策の進行管理と普及・広報活動を行うとともに、(2)「アジア環境研究・研修ネットワーク」を構築して共同研究・研修の実施によりアジア各国とビジョン・ノウハウの共有を図る。また、平成20年から新たに開始した東アジア首脳会議（EAS）環境大臣会合を、本イニシアティブ推進に係る多国間の合意形成の場として活用することを念頭に、(3)EAS環境大臣会合局長級準備会合及び(4)フォローアップのための事務レベル会合を開催する。

さらに、日本とASEAN諸国間の二国間協力の推進のため、(5)日ASEAN環境対話を開催し、具体的な協力プロジェクトの実現を図る。

2. 事業計画

(1) 「クリーンアジア・イニシアティブ（CAI）推進事務局」の設置

- ・事務局を設置し、広報ホームページの作成、各施策の進行管理、環境協力の改善に必要な各種調査、各国・関係機関との連携強化等を進め、全体の進行管理を行う。

(2) 「アジア環境研究・研修ネットワーク」の構築

- ・国内及び国外の関係者、学識経験者で構成する国内委員会及び国際委員会を設置し、共同調査研究を行うことにより、アジア各国とビジョン・ノウハウの共有を図る。

(3) 東アジア首脳会議（EAS）環境大臣会合局長級準備会合の開催

- ・EAS環境大臣会合の準備のため、局長級会合を開催する。

(4) 東アジア首脳会議（EAS）環境大臣会合フォローアップ会合の開催

- ・環境大臣会合の合意事項やアクション・プラン等のフォローアップのた

め、事務レベル会合を開催する。

(5) 日 ASEAN 環境対話の開催

- ・ ASEAN 諸国との具体的な環境協力について議論を行う。

3. 施策の効果

本事業によりクリーンアジア・イニシアティブの諸施策を有機的・効率的に推進するとともに、同イニシアティブに係る合意形成の場として東アジア首脳会議環境大臣会合及び日 ASEAN 環境対話等の枠組みを活用することにより、アジアにおいて経済発展と環境保全の両立する低炭素・低公害型社会を実現する。

クリーンアジア・イニシアティブ

低炭素型 & 資源循環型のアジアモデル
環境と共生しつつ経済発展を図り、持続可能な社会を構築

政策目標・施策の基本的方向

低炭素型・低公害型 社会の実現

低炭素社会への移行を加速するためのビジョンの共有
公害対策と温暖化対策を同時に実現するコベネフィット型の開発を推進

循環型社会の実現

東アジア循環型社会ビジョンの策定
我が国の技術等を活用し、各国内の3Rを支援。不適正な循環資源の国際移動を防止
アジア全体での循環資源の有効利活用を推進

気候変動に適応し、 自然と共生する社会の実現

自然共生モデルの提唱
適応対策のためのソフト&ハードインフラの整備
観測及び研究による影響・脆弱性の把握・予測

市場のグリーン化の促進

グリーン購入、サプライチェーンのグリーン化推進
金融資本市場における環境配慮型経済活動の推進

連携の基盤確立

- 自然共生社会を支えるパートナーシップの強化
- 人材の育成と活用
- 環境モニタリングや対策の標準化・ネットワーク化
- 環境と貿易の相互支持性の維持

【各国の伝統、文化等に配慮しつつ、日本の経験・技術・組織・制度をパッケージとしてアジアに展開】

(新) 生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議関係経費	1, 443百万円 (0百万円)
((うち会議開催のため各省で分担する経費))	1, 120百万円 (0百万円)

自然環境局 自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の概要

国内外の生物多様性の保全に向けた取組を推進するため、2007年（平成19年）1月に、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議（MOP5）の我が国への招致に係る閣議了解が行われた。

これに基づき、COP10及MOP5の開催地として立候補していたが、昨年5月にドイツ・ボンで開催されたCOP9において、2010年のCOP10及MOP5を愛知県名古屋市で開催することが決定された。

このため、生物多様性条約及びカルタヘナ議定書に関係する各省及び地元自治体等と連携して、COP10及MOP5を開催するものである。

COP10及MOP5の開催に必要な会場設営、途上国大臣の招聘、条約事務局支援及び職員の派遣等を行う。

なお、会議開催に要する経費は、その性格を勘案した上で国と地元地方公共団体等で分担することとし、国負担分は各省が関係するものであることから、会議への関与の度合いにより以下のとおり関係各省が経費を分担する。

環境省・外務省：各30/100

農林水産省：20/100

経済産業省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省：各5/100

2. 事業計画

平成22年度 COP10及MOP5の開催

3. 施策の効果

COP10及MOP5を開催するとともに、議長国としてリーダーシップを発揮する。

生物多様性条約COP10及びMOP5の開催

開催地：愛知県名古屋市

開催期間：平成22年10月11日～29日

参加者：締約国及び非締約国政府、国連機関等国際機関、地方自治体、NGO等

開催に係る共通経費

政府要員等派遣旅費

- ◆ 会議室設営
- ◆ 関係者作業室
- ◆ 機能・展示スペース
- ◆ 会議場設備・機材・車両等
- ◆ プレスセンター
- ◆ 現地スタッフ
- ◆ 招聘
- ◆ 政府主催関連行事
- ◆ 広報・啓発 …等

条約拠出金

関係省庁による分担比率

環境省30%、外務省30%、農水省20%、
経産省・文科省・厚労省・国交省 各5%



(新) 生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議関係経費	1,443百万円(0百万円)
((うち会議成功のために環境省が負担する経費))	323百万円(0百万円))

自然環境局 自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の概要

COP10には多くの課題(ポスト2010年目標、遺伝資源へのアクセスと利益配分など)があり、我が国は議長国として合意形成のための会議等を開催するとともに、我が国の取組を紹介するため以下の事業を行う。

- (1) COP10主要検討課題の取りまとめに係る政府間会合の開催(197百万円)
COP10の開催に向けて主要関係国等との意見調整が必要な事項について地域対話協議及び政府間会合の開催等を行う。
- (2) COP10会議主要議題に関するワークショップの開催(30百万円)
各国政府以外にもNGO、企業等多様な主体が一堂に会するCOP10での合意形成のための効果的な議論の場を確保するため、当省が中心的な役割を担う主要議題に関するワークショップを条約事務局と共同開催し、情報共有・意見集約を促進する。
- (3) 生物多様性条約COP10ジャパンデー事業(95百万円)
COP10に参加している各国政府代表、国連機関、NGO等を対象とし、日本の地域の自然や歴史、文化を含め、我が国の生物多様性保全の取組みに関する理解を深め、また各国の取組みの促進につながるように、COP10ジャパンデーを設け、現地における調査、意見交換会等を行う。
(注) 従来より、開催国の取組を紹介する事業は毎回実施されている。

2. 事業計画

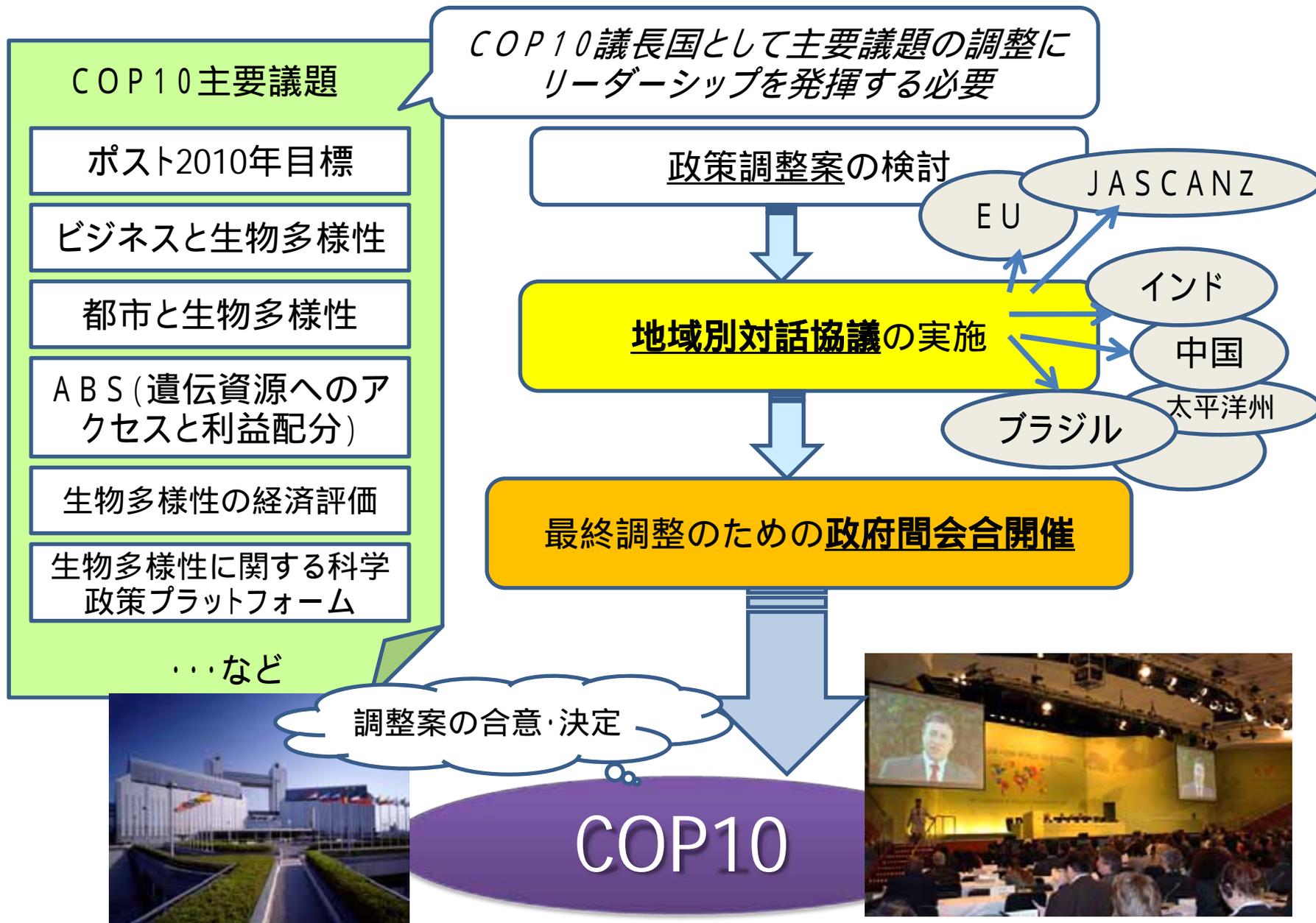
平成22年度

- (1) 重要課題(ポスト2010年目標、遺伝資源へのアクセスと利益配分、生物多様性の経済評価、ビジネスと生物多様性など)の政策調整案の検討・地域対話協議開催・最終調整のための政府間会合開催
- (2) COP10開催期間中のワークショップの開催(生物多様性の評価・指標、生物多様性と経済評価に関する研究プロジェクト(TEEB)、ビジネスと生物多様性、都市と生物多様性、ICRI/サンゴ礁保護区ネットワーク)
- (3) ジャパンデー検討委員会の開催・現地調査、意見交換会等の実施・掲示パネル・パンフレット作成(4地域、6カ国語)

3. 施策の効果

- ・COP10議長国としてのリーダーシップを発揮し、COP10での合意形成を通じ、条約決議の履行や活動の実践を促し、地球規模の生物多様性保全推進に貢献。
- ・各国政府代表、国連機関、NGO等の我が国の生物多様性についての理解促進。

COP10主要検討課題の取りまとめに係る政府間会合



生物多様性の評価・指標等COP10会議 主要議題に関するワークショップの開催

参加者1万人
多様な主体が
一堂に会する

生物多様性条約COP10

2010年10月：愛知県名古屋市開催

COP10の実質討議の場

様々な課題が山積み

ワーキンググループ会合本体

情報共有の
時間が足りない
議論の時間が
足りない
合意形成が
難しくなる

効果的な
議論の場
の確保が
不可欠

情報共有・
意見集約の
フィードバック

議長国として
リーダーシップ
を発揮！
ワーキング
グループ会合
の活性化！

主要議題に関するワークショップの開催

生物多様性の 評価・指標

- ・GBO3 の過程
を共有
- ・2010年以降の
指標や評価
手法について
討議

地球規模生物多様性
概況第3版

生物多様性と 経済評価に 関する研究 プロジェクト

- ・生物多様性の
経済価値の
試算結果の
公表 等

ビジネスと 生物多様性

- ・民間参画ガイド
ライン、エコプロ
ダクツ展、日本
経団連生物多
様性宣言等、
我が国のビジネス
界の動きを報告

都市と 生物多様性

- ・我が国の優良
事例を基に国
際自治体会議
への提案内容
等を討議

ICRI/ サンゴ礁保護区 ネットワーク

- ・東アジア地域
優良事例を基
にネットワーク
の世界展開に
ついて討議

生物多様性条約COP10ジャパンデー事業

企画

現地調査、意見交換会等の
実施に係る検討会

コースの検討

展示物の作成

資料集の作成

翻訳

翻訳

実施

現地調査、意見交換会等の実施

各国政府代表、国連機関、NGO等

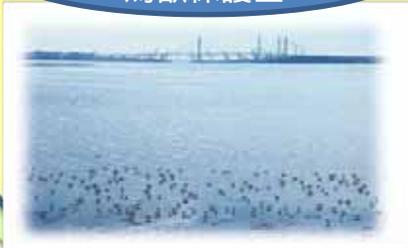
通 訊

藤前干潟
鳥獣保護区

伊勢志摩
国立公園

白山国立公園

中部山岳
国立公園



(新) 生物多様性日本基金(仮称)の創設

1,000百万円(0百万円)

自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の概要

生物多様性条約第10回締約国会議(以下COP10)の議長を務めることとなる我が国は、国内外の生物多様性の確保に向けた取組を推進し、国際的なリーダーシップを発揮し、途上国を含めた参加国の合意形成を図る必要がある。このような観点から、COP9で議長国のドイツは「今後5年間で5億ユーロ(約700億円)の拠出を行う」と表明した。

今後、条約事務局や各国と調整しながらCOP10の成功に向け準備を進める必要があるが、特に、極めて生物相の豊かな生態系が分布すると言われる途上国において、政府職員の知識・経験や科学的知見の不足等から、生物多様性の急速な減少がみられ、条約の規定や決議で定められた活動が十分に果たされていないことが多い。こうしたことから、各種会議で途上国よりキャパシティビルディング(能力開発)の要望が強く出されている。

これらの問題に対処し、COP10の主要議題であるポスト2010年目標の達成を含む決議事項等を、条約締約国の多数を占める途上国が遵守・遂行できる体制を整備することが急務である。

このため、途上国における人材の能力開発や科学的知見の集積等の活動を支援することを目的とした「生物多様性日本基金(仮称)」を創設・運営する経費として、条約事務局(モンリオール)に5年間毎年10億円を拠出する。

(注) COPの議長国は次期COPまでの議長国として、締約国会議の運営に責任をもつこととされており、次期COP11の議長国が途上国と見込まれることから、COP12までの足掛け5年間分の拠出を行う。

2. 事業計画(全体計画)

生物多様性日本基金(仮称)

(平成22年度～)

3. 施策の効果

本事業により、人材育成、調査体制の整備、科学的知見の集積等を通じて、途上国によるCOP10決議の確実な実施が確保される。

条約事務局と協力して、グループセミナーを開催することなどにより、地域単位で活動を促進し成果の広域的な底上げが可能となる。

他の国連機関、NGO等との協働も図り、広範な途上国支援体制の確立を促す。

上記の施策効果を通じて、今後5年程度、事実上、議長国を務める我が国の責務を果たすことが可能となる。

生物多様性日本基金(仮称)の創設

2010年10月：生物多様性条約COP10愛知県名古屋市開催
<生物多様性分野での国際的なリーダーシップの発揮と国際的なパートナーシップの強化>

想定される課題

ポスト2010年目標 / 科学と政策のインターフェース
ABS / SATOYAMAイニシアティブ / 温暖化・ビジネス など

途上国では国家戦略が未策定・未改訂(科学的・客観的情報の不足)。
途上国を中心に急速に生物の多様性が減少(熱帯林、沿岸域)。
科学と政策のインターフェース、資金メカニズム等条約を支える機能が不十分。
温暖化対策に資する生物多様性保全施策が不十分。 など

**COP決議事項実施上の支障を除去
新たな国際イニシアティブの発展に寄与 など**

条約事務局への拠出金 (生物多様性日本基金(仮称)の創設・運営)

- ・ 条約事務局と協力して科学的な知見の充実を含め途上国を支援
国家戦略策定ワークショップ、科学と政策のインターフェース・資金メカニズム
構築のための研究・検討作業、持続可能な遺伝資源の利用優良事例
データベースの構築、 など
- ・ 他の国連機関、NGO等との協働による途上国支援体制を確立

地球規模生物多様性モニタリング推進事業関係経費

751百万円(403百万円)

自然環境局生物多様性センター

1. 事業の概要

生物多様性条約COP10で策定予定の2010年以降の生物多様性目標について、その達成に向けて適切な政策を立案し、効果を的確に評価するための科学的基盤の強化が求められている。このため、生物多様性モニタリングの国内での継続的な実施とアジア太平洋地域を中心とした広域での実施体制構築の支援により生物多様性情報の収集体制を強化する。

また、現在、国内の生物多様性情報を蓄積・提供している生物多様性情報システムについて、その機能をわが国のみならずアジア太平洋地域に拡充し、広域の生物多様性情報を蓄積し、地球規模の生物多様性の保全と持続可能な利用のために情報提供できるシステムとする。

さらに、施策上共通点の多い東・東南アジア地域の生物多様性情報について、施策に利活用しやすいように整理し、提供すること等により当該地域での施策の推進を支援する。

これらの事業により生物多様性に関する科学的基盤の強化と政策への反映を図る。

国内の約1,000カ所のサイトを中心に継続的な生態系モニタリングの実施。アジア太平洋地域での生物多様性モニタリング実施体制構築の支援による情報収集の強化・拡充。

アジア太平洋地域の情報を蓄積・提供可能な地球規模生物多様性情報システムの整備。

東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブによる施策に必要な情報の整理・提供の推進

2. 事業計画(平成22年度～)

調査等	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度～
重要生態系監視地域モニタリング事業				
国際連携による生物多様性モニタリング体制の構築				
・国内外の観測データの収集と統合的解析				
・観測データの評価・利活用のためのインターフェイスの検討・整備				
・地球規模の生物多様性の比較評価のための指標と観測手法の検討				

調査等	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度～
地球規模生物多様性情報システム整備				
・アジア太平洋地域生物多様性情報総合DBシステム整備	一部整備	全体整備	情報更新	
・生物多様性情報ウェブ提供システムの整備	試験的開発	システム整備	システム公開・運用	
東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ				
・生物多様性保全に必要な情報の整理・提供				
・生物分類学研修プログラムの開発・実施				

3. 施策の効果

国内での生態系の継続的なモニタリング・予測評価の実施による生物多様性保全の推進（温暖化影響の把握・保全対策への貢献を含む）
アジア太平洋地域での生物多様性モニタリングの実施支援による地球規模でのモニタリング体制構築
上記により生物多様性条約の目標の達成状況の評価を支援（生物多様性と生態系サービスに関する政府間会合（IPBES）への情報提供等）
東・東南アジア地域において施策に必要な生物多様性情報の整理・提供による当該地域の生物多様性に関する施策の展開
生物多様性条約GTI（世界分類学イニシアティブ）作業計画への成果提供
生物多様性の保全と持続可能な利用による自然共生社会の実現に向けた世界的な流れを加速する

地球規模生物多様性モニタリング推進事業関係経費

アジア太平洋地域の生物多様性情報収集

アジア太平洋地域
生物多様性モニタ
リング体制構築支援

国際的な生物多様性モニタ
リングとの連携

国際長期生態学
研究ネットワーク
(ILTER)

アジア水鳥センサス
(AWC)

海洋生物センサス
野外研究プロジェクト
(NaGISA)

地球規模生物多様性
情報システム

アジア太平洋地域の情報の
蓄積・提供

国内の生物多様性情報

自然環境保全
基礎調査

モニタリングサイト1000

東・東南アジア生物多様性
情報イニシアティブ(ESABII)

施策に即活用できる情報の整理・提供等を推進

国内及び海外向け

政策決定者・一般への
科学的基盤情報の提供

ポスト2010年目標達成評価
生物多様性国家戦略の履行評価



拡充

Red Data Book on Threatened Species in Asia

Iriomote cat
Prionailurus bengalensis iriomotensis
Distribution: Iriomote Island

Home range	HRS: 3-4km ² male 1-2km ² female
Population	90-100 in 2007
Trends	slightly decreased
Threats	Habitat loss, Road kill, Infectious diseases
Conservation	Programme by MoE under LCES.
Activities	Monitoring of the population, Prevention of road kill, Public awareness

Morphology: weight 3-4 kg
T.L.: 55-60cm
Culiv. sp. 25-24cm
others

Distribution: Main habitat: Lowland forests
Diverse

アジア版RDBの作成

Site Information on Asia Waterbirds Census(AWC)

渡り鳥の飛来状況

国連大学拠出金（国際SATOYAMAイニシアティブ構想推進事業）
150百万円（110百万円）

自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の概要

- (1) 生物多様性の持続可能な利用は生物多様性条約の目的のひとつとなっており、議長国として持続可能な利用のための取組を推進することが重要かつ不可欠となっている。
- (2) 里地里山における自然資源の持続的な利用形態は、世界各地に見られ、生物多様性の保全と両立するもの。このような里地里山や世界各地の持続的利用の事例を踏まえた、自然資源の持続的な管理・利用のための世界共通理念の構築及びその推進のための取組を「SATOYAMAイニシアティブ」として世界に提案していくため、平成20年度から「SATOYAMAイニシアティブ推進事業」を実施しているところ。
- (3) 平成20年5月に神戸で開催されたG8環境大臣会合で採択された「生物多様性のための行動の呼びかけ」では、SATOYAMAイニシアティブを国際的に推進していくことが合意され、生物多様性条約COP9では、環境大臣がSATOYAMAイニシアティブの促進を国際社会に表明した。また、平成21年4月にイタリアで開催されたG8環境大臣会合及び7月のG8サミットでもSATOYAMAイニシアティブの推進が求められた。
- (4) このような動きを受けて、SATOYAMAイニシアティブの取組を世界全体で早急かつ強力に推進するためには、自然資源の持続可能な利用に関する情報の共有と、多くの国々や国際機関の参加のもとに自然資源管理のあり方を検討する国際的な枠組みの構築が必要である。
- (5) このため、自然資源の持続可能な管理・利用に関する知見を有し、また、生物多様性の分野で、世界各国や国際機関、団体等に幅広いネットワークを持つ国連大学にこの取組を行うために必要な経費を拠出し、わが国が主導するSATOYAMAイニシアティブの国際的な展開を図る。

2. 事業計画

- (1) SATOYAMA国際パートナーシップ（仮称）の設立準備・運営（平成21～24年度）
各国や国際機関の参加のもとに、自然資源の持続可能な管理・利用についての検討を行うための、国際的な枠組みの設立に向けた準備会合の実施及びCOP10を契機とした設立後の枠組みの運営等。
- (2) 持続可能な自然資源の利用・管理についての情報発信（平成21～24年度）
世界の自然資源の持続可能な利用・管理についての情報を一元的に蓄積・発信するポータルサイトの運営・充実や、枠組みの運営にあたって必要となる持続可能な自然資源の利用と管理の実践を各地で促進するためのコミュニケーションツール（映像、冊子等）の開発・提供を行う。
- (3) 世界各国における実証調査（平成21～24年度）
アジアに加え、アフリカ、南米等の数カ国で、各国の特徴に照らし合わせた自然資源管理手法を示し、適用していくための実証調査を実施。

3. 施策の効果

国際的な枠組みの設立・運営を通じて、世界各地における自然資源の持続可能な管理・利用の実践を促進し、わが国の自然共生の分野でのリーダーシップを発揮する。（COP10を契機に枠組み立ち上げを目指す）
持続可能な自然資源管理に必要な情報の一元的な蓄積・提供によって、世界的に知識が共有され、施策・研究・地域の取組を効率化する。

国連大学拠出金（国際SATOYAMAイニシアティブ構想推進事業）

自然資源の持続的な管理・利用のための世界共通理念の構築及びその推進のための取組

SATOYAMAイニシアティブ推進事業(環境省)

国内外の調査

未来に引き継ぎたい里地里山の調査

全国の優良事例となりうる里地里山の取組を調査、分析



世界における事例調査

世界の持続可能で循環的な自然資源の利用の事例を調査



自然資源の管理・利活用方策の検討

生物多様性の視点から里地里山資源の伝統的な利用の促進、及びバイオマス、エコツーリズムなど新たな利活用方策の調査・検討



国内における取組支援

未来に引き継ぎたい里地里山への支援

里地里山の保全再生に向けた取組の継続・促進のための技術的支援を実施



多様な主体の参加促進

保全再生活動への、都市住民、民間企業等多様な主体の参画の促進策を検討



全国里地里山行動計画の策定

検討をもとに里地里山の保全再生を全国的に展開していくための行動計画を策定

共通原則・指針の検討

国内外の事例等をもとに、持続可能な自然資源の管理・利用の考え方（原則）と地域特性に応じて適応するための、調査・計画から実施・評価にわたる指針の整理



連携して提案

生物多様性条約
第10回締約国会議

国際SATOYAMAイニシアティブ構想推進事業(国連大学拠出金)

SATOYAMA国際パートナーシップ(仮称)の設立・運営

- ・自然資源の持続可能な利用手法の情報交換や、効果的な実施等の検討を行う国際的な枠組みとしてのSATOYAMA国際パートナーシップ(仮称)の設立準備会合等
- ・SATOYAMA国際パートナーシップ設立後の運営(国際的展開のための行動計画の策定等)
- ・SATOYAMA国際パートナーシップを支援する国際SATOYAMA調査・研修センター(仮称)の設立に向けた検討。



持続可能な自然資源の利用についての情報発信

- ・世界の自然資源の管理についての事例等の情報を一元的に蓄積及び発信するポータルサイトの整備・運営
- ・コミュニケーションツールの開発・提供



世界各地における実証調査

- ・アジアやアフリカ地域等の数カ国で、各国の特徴に照らし合わせた自然資源管理手法の適用可能性の実証調査

地域による自律的な里地里山の保全再生

世界での自然共生社会の構築

自然環境保全基礎調査費（拡充）

400百万円（250百万円）

自然環境局生物多様性センター

1. 事業の概要

(1) 本調査は、1973年から概ね5年ごとにわが国の自然環境の状況とその変化を継続的に把握し、保護地域の整備、野生動植物の保護管理に必要な基礎的なデータを提供してきたところ。

(2) COP10では、生物多様性の評価を可能な限り客観的に行う旨、ポスト2010年目標で示される予定であり、生物多様性に関する科学的な基盤の強化の重要性についても議論される予定。

こうした点を踏まえ、客観的な評価が可能となるよう、我が国においても、従来の調査に加え、以下の取り組みを行う。

温暖化や3つの危機（人間活動や開発・人間活動の縮小・外来種等の侵入）の影響を把握する指標となる生物群を抽出し、その変化を調査するとともに、

衛星や航空機を利用した広範囲な自然環境の概況を把握する手法（リモートセンシング技術の利活用）を確立する。

2. 事業計画

調査等	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度～
生物多様性の危機に関する調査 ・調査対象種選定 ・モデル地域における試行調査の実施 ・全国調査実施	■	■	■	■
自然環境概況調査 ・全国の植生概況の効率的把握手法の検討 ・手法の確立と植生概況調査の継続実施	■	■	■	■

3. 施策の効果

- ・生物多様性国家戦略の履行及び2010年目標及びポスト2010年目標達成並びにそれら評価のために必要となる詳細な科学的基盤情報を提供する。
- ・わが国の生物多様性が健全な状態で保全されることにより、生物多様性が有する様々な機能（生態系サービス）が最大限に発揮され、豊かな国民生活の維持に貢献できる。

自然環境保全基礎調査(拡充)

わが国の自然環境の状況とその変化を継続的に把握・生物多様性に関する施策の基礎データを体系的・継続的に収集(1973年から概ね5年ごと実施)

2010年から第8回の調査では、第三次生物多様性国家戦略の履行、2010年以降の生物多様性目標の達成状況の評価のため生物多様性の状況を的確に把握

第8回自然環境保全基礎調査(2010年~)

生物多様性の危機に対応した
指標生物等の調査

人間活動や
開発

人間活動の
縮小

外来種

地球温暖化

これまでの基礎調査
データとの比較など
による解析



自然環境概況調査
全国の自然環境の概況
の効率的な把握

等

わが国の生物多様性の状況と
その変化を評価

国内

- ・第三次生物多様性国家戦略の履行状況の評価
- ・保護地域指定等の施策の実施

地球規模

- ・CBDポスト2010年目標の達成状況評価
- ・地球規模生物多様性概況(GBO)

生物多様性保全施策への科学的基盤情報の提供

(新) 野生動植物資源管理・利用ネットワーク事業費

160百万円(0百万円)

自然環境局野生生物課

1. 事業の概要

(1) ABS(遺伝子資源へのアクセスと利益配分、以下同じ)はCOP10で「国際的枠組みの検討を終える」とされており、これに基づき日本においても野生動植物の資源を管理し、アクセスを認め、利益の分配を受けようとする必要がある。

(2) 上記の状況を踏まえ、本事業は我が国の生物多様性の恵みである野生動植物種を対象として、地域個体群レベルで遺伝子情報を収集・整備し、遺伝子レベルでその保全を図るとともに、持続的に様々な利用が確保されるよう、関係する研究者や研究機関、動植物園・水族館等の連携協力を得て、広く情報を管理・提供することを目標とする。

このため、本事業においては、国内の野生動植物種について、生物多様性保全のための国土区分に留意してリストアップ化を図りつつ、順次、標本や個体の採取地等の位置情報を含む遺伝子情報を新たに収集・解析し、データベース化を進めるとともに生物多様性の恵みである野生動植物資源を持続的に利用するため、関係機関や研究機関の保有する情報を共有するプラットフォームを整備する。

2. 事業計画

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
野生動植物資源管理・利用ネットワーク構想の策定	→					
野生動植物資源に関する国内情報収集調査	→					
野生動植物資源に関する海外情報収集調査	→					
野生動植物資源管理・利用データベースシステム・プラットフォームの検討	→					
データベースシステム・プラットフォームの構築		→				
システムの運用			→	→	→	→

3. 施策の効果

これにより、ABSの枠組み意に対応すべく、我が国の生物多様性を遺伝子レベルで保全するとともに、生物多様性の恵みである野生動植物資源を持続的に利用するための基礎的な情報基盤を整備することができる。また「ポストCOP10」の生物多様性の保全に係る数値目標の達成状況を把握するとともに、有効な保全施策の実施に資する。

海洋生物多様性情報整備及び保全戦略策定事業費

50百万円(18百万円)

自然環境局自然環境計画課
生物多様性センター

1. 事業の概要

- (1) 平成19年4月に成立した海洋基本法においては、海洋の生物多様性保全など海洋環境保全に係る施策を推進するとともに、これらの施策の立案実施などに必要な調査・情報提供に努めることとされている。更に同法に基づく海洋基本計画（平成20年3月）ではより具体的な海洋環境保全施策の推進が明記されている。しかし、施策推進のために必要な情報基盤が整備されていないのが現状である。
- (2) このため、本業務において藻場・干潟・サンゴ礁等の浅海域生態系の分布や生物相に加え、関係省庁や研究機関等との連携を図りつつ、海洋の自然環境に関する広域的なデータを収集整理し、GISデータとして統合・解析に取り組んでおり、22年度にはこれらを海洋における生物多様性情報としてとりまとめる。
- (3) 加えて、これらの情報及びデータの分析に基づき我が国の生物多様性保全上重要な海域・海洋生物を特定すると共に、海洋生物多様性保全戦略の策定を行う。さらに、重要海域ごとに危機要因の分析を行い、具体的な予防策・適応対策の検討を開始する。

2. 事業計画

	H20	H21	H22	H23	H24
(1) 海洋生物多様性情報整備					
(2) 海洋生物多様性保全戦略の検討策定					
(3) 重要な海域毎の危機要因の分析及び対策検討【新規】					

3. 施策の効果

- (1) 平成22年度までに海洋自然環境情報図の作成・公開、重要海域の選定、保全戦略の策定を実施し、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において成果を示す。
- (2) 上記戦略を踏まえ、重要海域毎の危機要因の分析及び対策の検討により、海洋生物多様性の持続的管理を推進。

海洋生物多様性情報整備及び保全戦略策定事業

50百万円(18百万円)

海洋基本法の制定
(H19・4月)

生物多様性条約決議等

さまざまな海洋環境
データの収集・整理

海洋物理環境(海流・海水温等)
プランクトン生産量
有用種等の漁獲データ
干潟・藻場・サンゴ礁分布
ウミガメの産卵・回遊
海鳥・海棲哺乳類の生息・繁殖地
...など

- ・ 海洋の保全・生物多様性の確保
- ・ 海洋環境調査の実施



保全施策や再生技術等のレビュー

海洋自然環境情報図の作成
重要海域の抽出

海洋生物多様性保全戦略の策定

生物多様性条約COP10(H22年)に成果を発信

危機要因の分析及び必要な対策の検討



自然環境局国立公園課

1. 事業の概要

(1) COP10 においては、「保護地域」が重要な議題の一つとなっており、特に海域保護区は多くの関心を集めるものと予想される。(CBD においても海の 10% をプロテクションエリアとすることを目指している。)

こうしたことから議長国としても海洋保護について報告する必要がある、早急に海域公園地区の指定を推進することとともに、保護管理の充実について道筋を付ける必要がある。

(2) 他方、我が国の海域は、干潟、藻場、サンゴ礁等の様々な生態系が見られ、生物多様性の保全上重要な役割を担っている。これらの海域の一部は海域公園等として指定されているが、例えば、藻場の指定面積は全藻場の 0.2% に満たないなど、国立公園等の保護区の充実を図ることが必要とされている。

また、近年、オニヒトデの大発生によるサンゴの食害や藻場における磯焼けなどの被害が各地で発生しており、迅速な対策の実施と海域の保全管理の強化が課題となっている。

平成 21 年 6 月には自然公園法が改正され、干潟や藻場等を含む海域全体の保全を目的とする海域公園地区制度や生態系維持回復事業制度が創設されたことから、これらの制度を活用し、国立・国定公園における海域公園地区の指定と保全管理の強化を図っていく。

< 事業内容 >

(1) 国立・国定公園の適正海域管理推進事業（拡大）

オニヒトデ等の食害生物の駆除を民間ダイビング団体や漁業者と協力して実施する等、海域生態系のモニタリングを実施しつつ、地域住民・団体の参画を得て、海域公園地区の管理充実に必要な対策を実施する。

(2) 国立公園海域公園地区指定調査（新規）

平成 24 年度の生物多様性条約締約国会議 (CBD/COP11) までに国立公園内の海域公園地区の面積を倍増させることを目標として、現地調査等により魚類や海鳥類などの生物相や水環境に関して把握し、新規指定を進める。

(3) 国定公園等海域公園地区候補地全国調査（新規）

国定公園等における海域公園地区の指定を促進するため、既存資料を活用して新規指定候補地を抽出し、抽出地ごとに基礎資料の収集分析、指定可能性の検討を行う。

2. 事業計画

事業内容	H21	H22	H23	H24	H25	H26
(1) 国立・国定公園の適正海域管理推進事業	●●●●●●					
(2) 国立公園海域公園地区指定調査						
(3) 国定公園等海域公園地区指定候補地全国調査						

3. 施策の効果

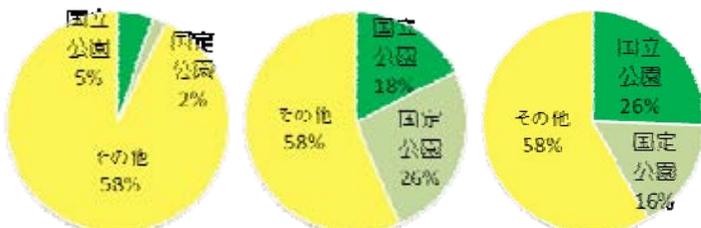
海域における保全管理を強化し、国立・国定公園の海域公園地区の指定を推進することにより、海域のすぐれた自然景観の保全と適正な利用を図り、海域における生物の多様性の確保に寄与する。

海域の国立・国定公園保全管理強化事業費

干潟、藻場、サンゴ礁の 国立・国定公園としての指定は不十分

～藻場、サンゴ礁は全体の約4割、
干潟は全体の約1割が指定されているのみ～

(干潟) (藻場) (サンゴ礁)



国立公園等の干潟、藻場、サンゴ礁の指定状況

オニヒトデの大発生によるサンゴの食害、 磯焼けなどによる被害が各地で発生

～オニヒトデの食害による被害は、
沖縄のほか、四国、紀伊半島等でも発生～



自然公園法の改正 (平成21年6月)

- 海域公園地区制度の創設
海中だけではなく、干潟等を含む海域全体を保全
- 生態系維持回復事業制度の創設
従来の規制的手法とは別に、食害生物の駆除など生態系の維持回復を図るための管理事業を導入

1. 国立・国定公園における海域公園地区の新規指定

海域の生物多様性保全上重要な海域について、国立公園等の海域公園地区として新規指定

平成24年度までに国立公園における海域公園地区の面積を倍増 (現在は2,359ha)



2. 海域公園地区の適正な海域管理の推進

海域公園地区を対象として、海域生態系の
モニタリングを実施しつつ、オニヒトデ等
の食害生物の駆除などを実施

モニタリング (監視) と駆除の一体的な
実施による適正な海域管理の実現
地域住民や団体の参画を得る



特定外来生物防除等推進事業

349百万円(327百万円)

自然環境局野生生物課外来生物対策室

1. 事業の概要

(1) 特定外来生物防除直轄事業

以下の重点地域において防除事業を実施する。

奄美大島及び沖縄本島やんばる地域において、希少野生動物等を捕食するジャワマングースの完全排除を目指し、集中的なワナの配置などにより防除を実施する。特に、やんばる地域での取組を強化する。

ラムサール条約湿地など環境省が管理する保護水面などにおいてオオクチバス等の防除を実施する。

国立公園等保護上重要な地域のうち特に重点的対策を要する地域において、外来生物の防除を実施する。

(2) 広域分布外来生物防除モデル事業

地方公共団体等が実施する防除への活用を図るため、被害の著しいアライグマ等について、モデル事業を実施する。

2. 事業計画

	20	21	22	23
(1)特定外来生物防除直轄事業	→			
ジャワマングース防除事業 (奄美大島・沖縄本島やんばる地域)	→			
オオクチバス等防除事業	→			
国立公園等外来生物重点防除事業	→			
(2)広域分布外来生物防除モデル事業	→			
アライグマ防除モデル事業	→	→		
外来アリ防除モデル事業	→	→		

3. 施策の効果

重点地域における集中的な防除の実施により、一部地域で完全排除を目指すとともに、国や地方公共団体等、各主体の役割に応じた総合的・効果的な防除の推進方策を明らかにすることにより、外来生物による日本の生態系等に係る被害を低減し、被害の拡大防止を図る。

特定外来生物防除等推進事業

特定外来生物防除直轄事業

- ・ジャワマングース防除事業(奄美大島・沖縄本島やんばる地域)
- ・オオクチバス等防除事業(ラムサール条約湿地等)
- ・国立公園等外来生物重点防除事業(小笠原地域・西表地域)

広域分布外来生物防除モデル事業

- ・アライグマ防除モデル事業
- ・外来アリ防除モデル事業



(新) 国際生物多様性年関連経費

314百万円(0百万円)

自然環境局 自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の概要

2010年は、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の開催年であると同時に、国連が定めた「国際生物多様性年(IYB)」である。IYBは、生物多様性の重要性と生物多様性条約の役割に関する認識の向上と、生物多様性条約の実施に向けたあらゆる主体の参加の促進を目的とする。

IYBの成功に向け、国連は、各国に対して、多様な主体が参画する国内委員会の設置や記念シンポジウム等各種行事の実施を奨励している。とりわけ、COP10議長国である我が国は、2010年9月開催予定の国連総会ハイレベル会合において、IYBの推進に関する報告を実施することが要請されている。

このような要請等を受け、以下の6事業を実施する。

(1) IYB国内委員会の設置・運営

IYB国内委員会を設置・運営し、我が国におけるIYBに関する取組の推進を図る。

(2) IYB名誉大使活動の展開

我が国が推薦するIYB名誉大使が、国内外においてIYBに関する啓発活動等を実施する。

(3) 国際生物多様性アワードの創設

国際生物多様性アワードを創設し、生物多様性の保全や持続可能な利用に顕著に資する国際的な取組を顕彰する。

(4) COP10・IYB成果等普及等事業の実施

IYBにおける我が国でのCOP10開催を含む生物多様性の保全及び持続可能な利用に係る取組についてとりまとめ、国内外に発信するとともに、2010年9月に開催予定の国連総会ハイレベル会合における報告の基礎資料とする。

(5) 国際生物多様性の日記念イベントの開催

毎年5月22日は、国連が定める「国際生物多様性の日」であり、各国は、記念イベント等の開催を奨励されている。「国際生物多様性の日」に記念イベント等を開催することにより、生物多様性の理解を促進するとともに、COP10開催に向けた気運を高める。

(6) IYBクロージング(閉年)式典等の開催

生物多様性条約事務局からの要請により、COP10議長国として、IYBを

締めくくる国際的なクロージング（閉年）式典等を地元自治体等との役割分担のもと実施する。同年の各国における取組に関する情報を共有するとともに、COP10の成果についてアピールする場とする。

2．事業計画

- (1) IYB国内委員会の設置・運営（平成22～24年度）
- (2) IYB名誉大使活動の展開（平成22～24年度）
- (3) 国際生物多様性アワードの実施（平成22～24年度）
- (4) COP10・IYB成果等普及等事業実施（平成22～24年度）
- (5) 国際生物多様性の日記念イベントの開催（平成22～24年度）
- (6) IYBクロージング（閉年）式典等の開催（平成22年度）

我が国は、平成22年度に引き続き平成23年度もCOPの議長国であること、また、平成24年度のCOP11においても次議長国であるエクアドルを強力にサポートする必要がある。

このため、IYBの成果をCOP11まで継続発信し、国際的な生物多様性の保全及び持続可能な利用に貢献すべく、（ 6 ）を除く上記事業を平成24年度まで継続実施する。

3．施策の効果

上記 6 事業の実施や国連総会ハイレベル会合におけるIYBに関する報告等を通じて、国連の定めるIYBの国際的な成功に貢献する。

国際生物多様性年関連経費

2010年は「国際生物多様性年 (IYB : International Year of Biodiversity)」

- 2010年は、国連が定めた「国際生物多様性年(IYB)」である。IYBの成功に向け、国連は、各国に対して、多様な主体が参画する国内委員会の設置や記念シンポジウム等各種行事の実施を奨励している。とりわけ、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)議長国である日本は、強力なリーダーシップの発揮や、2010年9月に開催予定の国連総会ハイレベル会合における「国際生物多様性年」の推進に関する報告が要請されている。
- このため、IYBに関する国連の各種要請に対応するべく、以下の ~ を柱とした事業を実施する。

事業内容

国際生物多様性年国内委員会の設置・運営

・国際生物多様性年国内委員会を設置・運営し、IYBに関する取組を推進。

国際生物多様性年名誉大使活動の展開

・我が国が推薦する国際生物多様性年名誉大使が、国内外においてIYBの啓発活動等を実施。

国際生物多様性アワードの創設

・生物多様性の保全及び持続可能な利用を促進するため、アワードを創設し、優れた取組を顕彰する。

COP10・IYB成果等普及等事業の実施

・我が国のIYBの取組を取りまとめ、国内外に発信。また、9月の国連総会ハイレベル会合において報告。

2010年

5月

9月

10月

12月

国際生物多様性の日記念イベントの開催

・国連が定める「国際生物多様性の日(5月22日)」に、記念イベントを開催。

IYBクロージング(閉年)式典等の開催

・CBDからの要請により、COP10議長国として、IYBを締めくくる国際的な閉年式典・行事を実施

(新) 生物多様性国民運動関連事業費

115百万円(0百万円)

自然環境局総務課自然ふれあい推進室

1. 事業の概要

生物多様性の重要性が広く認識され、具体的な活動の推進につなげるためには、国民一人ひとりが生物多様性について理解を深めるための国民運動が必要であり、実際に野外に出て自然とふれあう機会を作ることが重要である。また、来年10月にCOP10の開催を控え、外国から多くの参加者を迎えるに当たり、国内でのさらなる認識を深めることが極めて重要である。

このため、国立公園や希少野生生物の生息地に設置されているビジターセンター・野生生物保護センター等を巡るスタンプラリーを実施して様々な地域における自然体験や野生生物の観察を促進するとともに、自然の風景や生物を対象とした写真コンテストの実施、自然を「五感」で感じる環境学習プログラムの開発等を行い、生物多様性に係る国民の認識を高める国民運動を広く実施するもの。

2. 事業計画

「全国自然いきもの巡り」スタンプラリー

国立公園のビジターセンター等を巡りながら、自然とふれあい学ぶスタンプラリーを、地域のNPO等の協力を得ながら実施。

自然いきものふれあい普及事業

自然公園や里山・里海の景観、野生生物、自然とのふれあいなどのジャンル毎に写真コンテストを行い、Webサイトでの紹介、写真展等の普及事業を実施。

自然体験情報の収集・整理

「五感」で感じる自然体験の情報を収集整理し、生物の生態や生息環境の多様性等を学ぶための学習プログラムを開発。

Webサイトを活用した情報・成果の提供

上記 ~ の情報や成果を、環境省Webサイトで発信。

(年次計画)

平成22年度から平成24年度までの3か年計画で上記各種事業を実施する。

3. 施策の効果

国民一人ひとりが実際に野外に出て自然とふれあう機会を多く持ち、体験しつつ学ぶことにより、生物多様性について理解を深めるとともに、その重要性を認識し、保全に向けた具体的な活動の推進に寄与する。

(新) COP10/MOP5開催に伴う希少種保全施策検討事業

98百万円(0百万円)

自然環境局野生生物課

1. 事業の概要

- (1) COP10においては、種の絶滅を止めることが主要な論点であり、その観点から侵略的外来種への対応等が議論される予定。
- (2) 我が国も議長国として、絶滅のおそれのある種に対する保全のための施策の取り組み状況を報告し、途上国も含め各国の取り組みの強化を訴える必要がある。
- (3) この様な観点から、各地域における希少種を再点検し、その保全のための施策を充実させるとともに、優れた施策をCOP10に報告するものである。

2. 事業計画

COP10/MOP5開催に伴う希少種保全施策検討事業の実施(平成22年度)

3. 施策の効果

希少種を再点検することにより、保全策の一層の充実を図るとともに、様々な要因から埋没してしまっている、生物多様性保全上重要な種・地点・活動の再発見にもつなげ、「生物多様性の保全」を強化するとともに、優れた施策は第10回締約国会議への提案として会議に貢献することとする(成果は、別途サイドイベントとして会議場で発信することを想定)。

また、収集・整理されたデータは、各地域における生物多様性の保全上重要な種・地点・保全活動一覧として活用される。

地域生物多様性保全活動支援事業

245百万円(130百万円)

自然環境局 自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の概要

(1) 目的

平成22年の生物多様性条約COP10の日本開催を契機として、「第三次生物多様性国家戦略」や「生物多様性基本法」を受けた自然共生社会づくりを着実かつ効果的・効率的に進めていくため、地域における生物多様性の保全活動を支援するとともに、生物多様性保全に関する国民運動を盛り上げる。

(2) 実施主体

地方公共団体、NGO・NPO、事業者、民間団体、協議会など、生物多様性保全に関連する法律に基づく法定計画等の策定主体及び各計画に位置づけられた実施主体

地域の多様な主体により構成される「地域生物多様性協議会」

(3) 対象経費

地域における希少野生動植物種の保全、野生鳥獣の保護管理、外来生物対策、国土の生物多様性の保全上重要な地域での保全・再生活動などのうち、下記の要件に該当する事業を公募の上選定し、地域の取組を支援。

生物多様性保全計画策定事業（委託事業：国費10/10）

生物多様性保全に関連する法律に基づく法定計画等の策定。

地域生物多様性保全実証事業（委託事業：国費10/10）

上記の法定計画等に基づく先進的かつ効果的な取組。

地域生物多様性保全補助事業（交付金事業：国費1/2以内）

地域の多様な主体の連携・協働による生物多様性の保全・再生活動。

事業期間は1か所あたり2～3年程度を想定

2. 事業計画

平成22年度～平成26年度（5年間）

3. 施策の効果

生物多様性に関する国民運動を盛り上げるとともに、以下のような地域における生物多様性の保全活動を推進し、その確保を図る。

希少な野生動植物の生息・生育環境の保全及び鳥獣と人とのあつれきの解消。

外来生物による生態系への影響等の軽減・防止。

全国的な観点から重要な地域における生物多様性の保全・再生活動の支援により、国土全体の生物多様性の保全・再生の推進 など。

地域生物多様性保全活動支援事業

国土レベルの生物多様性の課題

希少野生動植物種の保存



野生鳥獣の保護管理



外来生物対策



重要地域の保全・再生



地域の多様な主体による生物多様性の保全活動の推進

生物多様性保全計画策定事業 (委託費)

生物多様性保全に関する法律に基づく法定計画等の策定

地方公共団体、NGO・NPO、事業者、協議会など、法定計画等の策定主体

地域生物多様性保全実証事業 (委託費)

生物多様性保全に関する法律に基づく法定計画等に位置づけられた活動

地方公共団体、NGO・NPO、事業者、協議会など、法定計画等に位置づけられた実施主体

地域生物多様性保全補助事業 (交付金：国費1/2以内)

地域の多様な主体の連携・協働による地域の生物多様性保全・再生活動

地域住民、NPO・NGO、事業者、地方公共団体などにより構成される地域生物多様性協議会

国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業費

400百万円(270百万円)

自然環境局国立公園課

1. 事業概要

国立・国定公園や自然環境保全地域内において近年深刻化している生態系の劣化を未然に防止するため、これらの地域内の生物多様性を保全し、生態系の維持回復のための総合的な取り組みを推進する制度として自然公園法及び自然環境保全法の改正により「生態系維持回復事業」が導入された。また、適正な利用の推進と利用者へのサービスの向上の観点から公園事業者の管理についてもあわせて自然公園法の改正により法定化されたところである。

これを受け、本事業においては、改正自然公園法等の適正な執行を行うため、国立・国定公園等の現場において最も枯渇している人的資源の投入により、それら現場管理のグレードアップを図るとともに、特に地方において深刻な状況である雇用状況の改善に資するものである。

【グリーンワーカー事業】 270百万円(270百万円)

自然公園法改正等による新制度、生態系維持回復事業の実施を推進する観点からグリーンワーカー事業の拡充を図るとともに、これにより国立公園等の所在する山村・島嶼等の地域において雇用の拡大を図る。

平成22年度は全体で90事業を実施することとしており地域における労務雇用量は延べ20千人強と見込んでいる。

新【グリーンエキスパート事業】 130百万円()

各国立公園等に、専門的技術や資格・免許(獣医師や狩猟免許、ビオトープ管理士等)を保有する人材(グリーンエキスパート)を派遣し、従来、機動的な対応が難しかった専門的技術を必要とする管理業務を実施することにより、地域の実情に対応し迅速かつきめ細かな活動の一層の充実を図るとともに、地域振興に資するものとする。

具体的には、外来種の侵入に関する早期・緊急対策や軽易・簡易な植生復元及び土砂流出抑止、希少動植物の管理、自然環境モニタリング、外国人をはじめとする多様な利用者に対する対応等を実施する。

平成22年度は20事業を実施することとしており地域における労務雇用量は延べ3千人と見込んでいる。

2. 事業計画

平成22年度～(各事業3年以内)

3. 施策の効果

この事業の実施により、生態系維持回復事業が推進され、希少種や健全な生態系の保全が図られるとともに、国立公園管理やサービスのグレードアップが図られる。さらに、国立・国定公園が所在する山村・島嶼等の条件不利地域において雇用を創出するとともに、それらの地域の振興に寄与できる。

国立公園等民間活用特定自然環境保全活動事業(グリーンワーカー)

目的

- 1 国立公園の管理のグレードアップを図る
- 2 観光立国・良好な景観形成の実現や地球温暖化防止に貢献
- 3 環境分野での新たな雇用の確保や地域の活性化にも寄与

背景

- 1 海岸等での投棄物・漂着物の増加
- 2 集中山岳地の登山道の荒廃
- 3 在来動物の異常増殖や外来動植物の侵入による自然生態系の影響の懸念 など

事業概要

平成20年度 250カ所を実施(全国)

国立公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区等において、地域の自然や社会状況を熟知した地元住民等を雇用し、地域の実情に対応した迅速できめ細かな自然環境保全活動を推進

グリーンワーカー(従来型)

【重点課題】 登山道等維持管理の強化、
地域景観の保全形成
海岸漂着ゴミ対策 森林の保全再生 等

平成22年度 新規要求 グリーンエキスパート事業

専門的技術や資格・免許(獣医師や狩猟免許等)を保有する人材を派遣し、専門的管理業務を実施。

自然公園法改正時の付帯決議(衆・参)

…グリーンワーカー事業の拡充等をはじめとする施策の展開により、地元住民の雇用創出を行うこと。



野生化したネコの捕獲



未整備登山道の維持管理



海岸漂着ゴミの回収



抵抗性のアカマツの植栽

1. 事業概要

【国立公園における科学的知見に基づく順応的な生態系管理推進事業】(拡大)

国立公園4地域(予定)

国立・国定公園内において近年深刻化している外来種による生態系への被害を未然に防止するには、放出規制といった従来からの行為規制の手法のみでは難しいことから、国立・国定公園内の生物多様性を保全し、生態系の維持回復のための総合的な取り組みを推進する制度として「生態系維持回復事業」を導入する自然公園法の改正が行われた。

これを受け、本事業においては、例えば里地等人の影響下において生息する希少種の保全のため、人為的な生息地管理を実施することや本来の生育地以外から侵入した動植物種(地域外来種)により悪影響を受けている生態系の保全のためにこれらの駆除を実施すること等、国立・国定公園内の生物多様性の保全のため必要な対策を生態系維持回復事業として推進するものである。

【「那須の森(仮称)」生物多様性モニタリング事業】(新規)

宮内庁から環境省に移管された「那須御用邸」の一部について、国民に園地として開放するにあたり、利用による生物多様性への影響をモニタリングし、科学的データに基づく効果的な管理運営に資するものである。(平成23年度に予定される供用開始以前においては、モニタリング計画の策定との前提となる、利用のない状況でのデータ収集とモニタリング計画の策定を行う。)

2. 事業計画

	(年度)					
	H21	H22	H23	H24	H25	H26
順応的な生態系管理推進費(拡大)	基本方針の策定	● 計画策定 実証試験 合意形成	● 順応的対策 モニタリング			
那須の森モニタリング事業(新規)		● モニタ計画策定	● 事前モニタリング	(供用開始)	(施設の供用)	● モニタリング

3. 施策の効果

生物多様性の保全を適切に行うため、保全等の対策を必要とする希少種や地域外来種の調査結果等を踏まえ、生態系維持回復事業計画を策定し、それに基づき予防的・順応的な対策を講じることにより、希少種や健全な生態系の保全が図られる。

また、那須の森(仮称)、尾瀬等については、利用による影響をいち早く察知し、速やかな保全対策が可能となる。

国立公園内生物多様性保全対策費

外来種の排除や生息環境の改善を図る総合的対策が急務

希少種の生息地等保全

草刈りなどの人為的な管理がなくなったため、生息環境が悪化
生息・生育地の保全管理が急務

地域外来種対策

高山植物群落や自然草原などの地域固有の生態系が悪影響を受けている。

地域住民と協力して活動を実施しているが、抜本的な対策に至っていない。



知床国立公園アメリカオニアザミ: 知床岬の草原に高密度で生育し、在来種の生育を妨げている。



白山国立公園コマクサ: 人為的な持ち込みにより、本来生育していない地域で繁殖し、在来種に影響を与えている。

阿寒国立公園ティラピア: オンネトー湯の滝に異常繁殖。

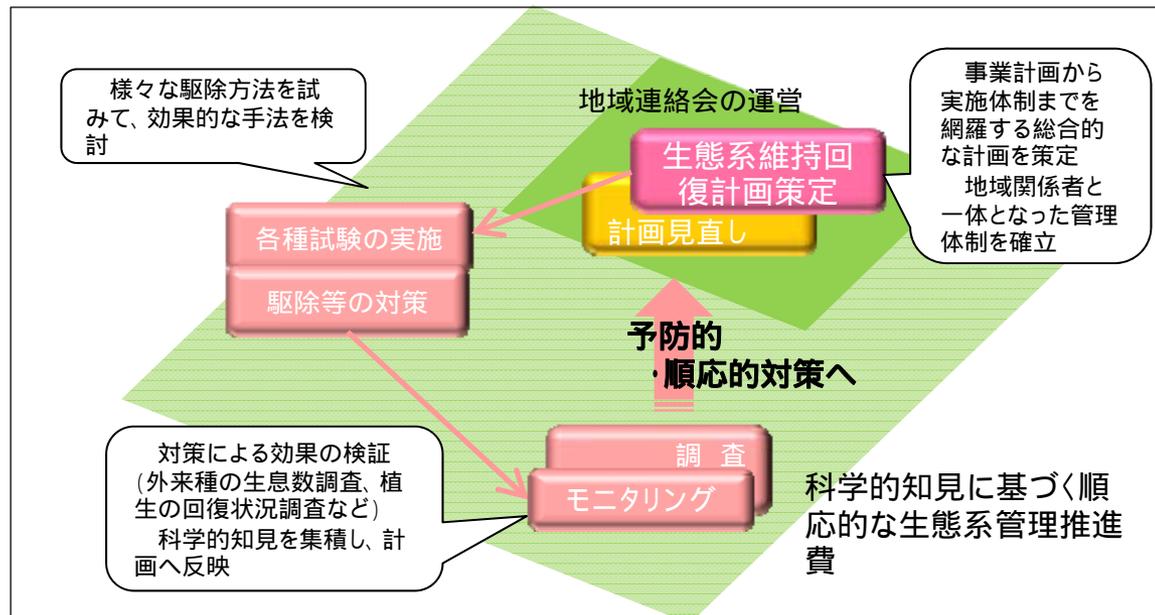


国立公園内の貴重な生態系の危機



オオウラギンヒョウモン: 草原の管理がなくなり生息環境が悪化し、個体数が減少

生息地の管理作業: 草刈りによって生息地の草原を維持する。



国立公園等における大型獣との共生推進費

73百万円(51百万円)

自然環境局国立公園課

1. 事業概要

大型哺乳類の生息地である国立公園等では、近年、ニホンジカによる自然植生への食害が著しく、高山植物群落のお花畑の消失や湿原植生の衰退に止まらず、自然林にも深刻な影響を及ぼしており、この状況が続けば国立公園等の自然風景地の価値や魅力の低下、生物多様性が低下するだけでなく、食害と踏み荒らしにより土砂崩壊が始まるなど国土の保全上も一刻の猶予もならない状況である。

これらシカをはじめとする鳥獣の増加・生息地拡大、さらには、本来の生育地以外からの動植物種の侵入(地域外来種)により悪影響を受けている生態系の保全等、国立・国定公園内における生態系の維持回復のための取り組みを推進する制度として「生態系維持回復事業」を導入する、自然公園法の改正が行われた。

本事業においては、この制度を活用し、最大の課題となっているシカによる生態系の被害を軽減するため、国立公園等の生態系を保全する上で重要な地域におけるシカの駆除による個体数管理や、保護上重要な植生(例：湿原植生や高山植生等)をシカ侵入防止柵により防護する等の対策を講じることとする。このため、従来から知床や尾瀬などで現在進めている国立公園の取り組みを継続するとともに、まだ対応が進んでいない国立公園や国指定鳥獣保護区においても壊滅的な被害が生じる前に適切な措置を講じるものである。

【対象地域】(継続) 知床、尾瀬、南アルプス、大台ヶ原、屋久島
(新規) 国立公園2地域、国指定鳥獣保護区1地域

2. 事業計画

(年度)

		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
新規地域	国立公園等における大型獣に関する生態系維持回復事業推進費				← 調査・計画策定		→ 事業実施			
	国指定鳥獣保護区保護管理推進事業				← →					

継続地域	知床、尾瀬、大台ヶ原	← →								
	南アルプス		← →							
	屋久島			← →						

3. 施策の効果

シカの生態調査、捕獲手法の検討等を踏まえ、生態系維持回復事業計画を策定し、それに基づき予防的・順応的な対策を講じることにより、シカによる国立公園等への生態系への被害を軽減させ、健全な生態系の回復を図ることに貢献する。

国立公園における大型獣との共生推進費

シカによる自然植生への食害が日本各地の国立公園等の自然保護地域で問題化

シカによる食害と踏み荒らしにより、土砂流出が起こり、国土の荒廃につながる



高山のお花畑

湿原植生

シカの生態系被害を事前に軽減することが重要

シカの食害により植生が無くなった。
(南アルプス国立公園・塩見岳)

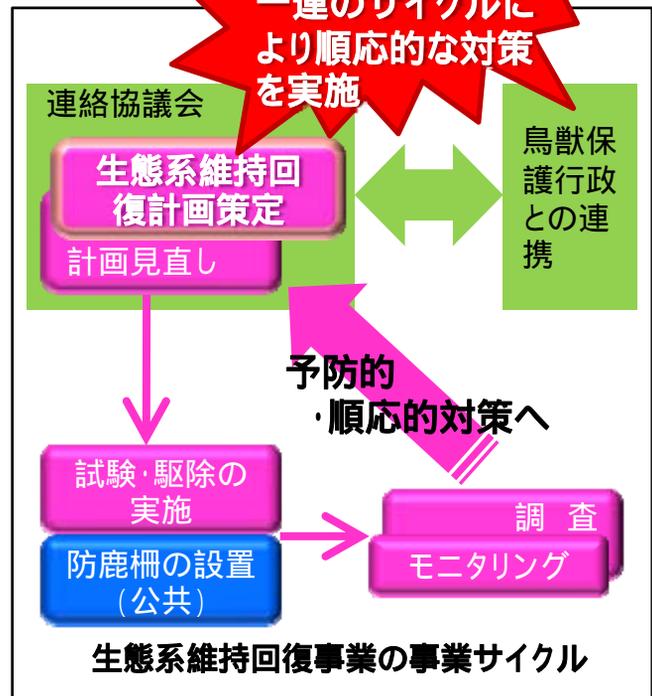
生態系維持回復事業により、予防的・順応的対策を実施

調査、モニタリング結果を計画に反映させ、科学的知見に基づき計画を策定、見直し

知床、尾瀬、南アルプス、屋久島において、「生態系維持回復事業計画」を策定し、総合的なシカ対策を推進

被害が進んでいるその他の国立公園及び国指定鳥獣保護区での対応を促進

調査→計画→実施→モニタリングの一連のサイクルにより順応的な対策を実施



シカの生態系被害を軽減し、国立公園等の健全な生態系を回復

(新) 国立公園等における協働型管理運営推進事業

60百万円(0百万円)

自然環境局国立公園課

1. 事業の概要

国立公園には年間約4億人の利用者が訪れているが、利用者のニーズは社会的な変化を反映して刻々と変化しており、公園利用の実態も多様化している。また、国民の自然環境保全意識の高まりとともに自然環境保全活動への参加も増えている。

本事業においては、この公園利用実態の変化を的確に把握し、施設計画をはじめとする公園計画を見直すとともに、この見直しを関係機関、公園事業者、住民団体等、国立公園に関わる多様な主体が協働して行うことで多様な意見を公園計画に反映して、新たな国立公園像を紡ぎ出すものである。

また、この協働による見直しの過程を通じて、これら多様な主体との協働と国民の参画による新たな管理運営体制を構築し、協働による質の高い国立・国定公園サービスの提供を目指すものである。

2. 事業計画

(1) 協働型管理運営推進事業

2か年ごとに、4国立公園を対象としてそれぞれの利用実態(利用動態、利用者ニーズ等)を調査し、これを踏まえた施設計画をはじめとする公園計画等の見直しを行う。またこの実行性を担保するため、地域関係者を始めとした多様な主体とともに協働型管理運営体制の構築を目指す。

(2) 公園管理団体育成事業

NPO法人等民間団体の公園管理への参画促進を目的とした「公園管理団体」制度を推進するために、公園管理団体の新規指定の促進及び既指定の公園管理団体の活動支援を行う。

事業内容	H22	H23	H24	H25	H26	H27
(1) 協働型管理運営体制構築事業	→					
	4公園		4公園		4公園	
(2) 公園管理団体育成事業	→					

3. 施策の効果

多様な主体との協働による管理運営の実現と効率的・効果的な公園事業の執行により、質の高い国立・国定公園サービスを提供する。

国立公園等における協働型管理運営推進事業



国立・国定公園内で、利用者数の低迷や経済状況の悪化より、必要な維持管理や更新が行われない施設が増加。

利用実態を踏まえた計画の見直し
管理運営体制の強化が必要

多様な主体とともに
協働型管理体制の構築

公園管理団体の
指定促進



多様な主体と
情報や課題を共有



施設計画の見直し



協働型管理体制の構築



質の高い国立・国定公園サービスの提供

1. 事業の概要

自然と共生する地域づくりを推進するため、直轄事業により、国立公園の重要な公園事業、国指定鳥獣保護区の保全事業、及び国民公園等の整備について着実に実施する。また、自然環境整備交付金により、地方公共団体が行う国定公園等の整備を支援する。

2. 事業計画

(1) 国立公園等の直轄事業

下記事業について重点的に実施する。

生態系維持回復事業<新規>

近年深刻化しているシカの食害や他地域からの外来生物の侵入等に対して迅速かつ予防的な対策を講じるため、平成21年6月に自然公園法を改正し、新規に設けられた「生態系維持回復事業」の制度を活用し、国立公園における生態系管理のための施設整備(防鹿柵等)を重点的に実施。

人と自然が共生する国立公園重点整備事業<新規>

観光道路やロープウェイ等を利用し、多くの利用者が訪れる地区及びその周辺フィールドを対象に、利用者による自然生態系への影響を軽減し、適正かつ質の高い利用を推進するための施設整備を重点的に実施。

自然再生事業

失われた自然を積極的に取り戻すため、自然再生事業(国指定鳥獣保護区の保全事業を含む)を更に推進。

人と地球にやさしい集団施設地区整備事業

国立公園の利用拠点である集団施設地区において、ユニバーサルデザインに対応する整備、二酸化炭素排出削減に資する施設の再整備を引き続き実施。

那須の森(仮称)保全整備事業

日光国立公園那須地域において、国民が自然を体験し、自然を学び、自然と人間との共生のあり方を学ぶための保全整備を引き続き実施。

国立公園エントランス整備、国民保養温泉地整備事業

国立公園の主要な入口における情報提供施設の整備、国民保養温泉地での自然とのふれあいを推進する施設整備(散策路、標識等)を引き続き実施。

(2) 国民公園等の直轄整備

新宿御苑の観賞温室の建て替えを実施する他、皇居外苑、北の丸公園、京都御苑及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑に係る施設整備を実施。

(3) 国定公園等の交付金事業(交付率:45%、交付先:都道府県)

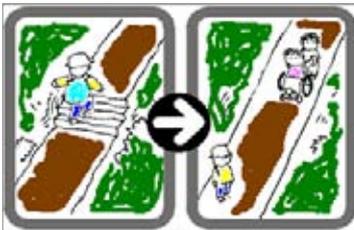
地方の行う国定公園事業、国指定鳥獣保護区における自然再生事業(既着手事業のみ)及び長距離自然歩道整備事業について支援を実施。

3. 施策の効果

国立・国定公園等における自然環境の保全・再生及び自然とのふれあいの場の整備を推進。自然共生社会や低炭素社会の構築にも貢献。

自然公園等整備事業(国立公園等)

人と地球にやさしい集団施設地区整備



ユニバーサルデザイン化 自然エネルギーの活用

那須の森(仮称)保全整備事業



自然情報提供の拠点 自然観察網の整備

人と自然が共生する国立公園重点整備事業

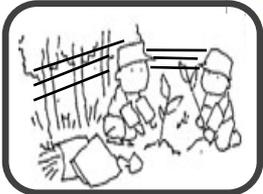


安全対策
(登山道、標識等整備)



生態系保全のための
整備(植生復元)

生態系維持回復事業



生態系維持回復のために必要
な施設(防鹿柵等の整備)

国民保養温泉地整備



魅力ある温泉地づくり

エントランス整備



国立公園入口に
標識整備
(多言語化)

自然再生事業(保全事業含む)



失われた自然等を再生

遺産地域等貴重な自然環境保全推進費	111百万円(79百万円)
(うち世界自然遺産地域の順応的保全管理費)	56百万円(48百万円))

自然環境局自然環境計画課

1. 事業の概要

わが国の世界自然遺産として、平成5年に「屋久島」と「白神山地」が、平成17年に「知床」が登録されている。

「知床」については、平成20年にユネスコとIUCN（国際自然保護連合）により実施された保全状況調査において、その保全管理手法が高く評価される一方、同年の世界遺産委員会においては、気候変動適応戦略策定など9項目の勧告を受け、平成24年までに対応状況の報告が求められている。

平成24年の世界遺産委員会において、わが国は全ての世界遺産の保全状況について定期報告を行う予定であることから、「屋久島」と「白神山地」についても更なる保全管理の充実が必要である。

このような状況に対応するため、3地域について、植生の変化やシカの食害など長期的なモニタリングを実施し、その結果を科学委員会を通じて対策に反映させる順応的な保全管理を一層充実させるとともに、平成24年の定期報告に関する情報収集・分析を進める。「知床」については、平成20年の勧告を踏まえ、気候変動適応戦略の検討、日露生態系保全協力プログラム(平成21年5月締結)に基づく共同調査・データベース作成を進める。また、「白神山地」と「屋久島」については、最新の科学的知見を踏まえた管理計画への見直しを行い、保全管理の充実を図る。

2. 事業計画

	H21	H22	H23	H24	H25
(1) 順応的保全管理と長期的なモニタリング					
(2) 定期報告に関する情報収集・分析					
(3) 気候変動適応戦略の検討					
(4) 日露生態系協力実施					
(5) 管理計画の見直しなど勧告事項対応					-----

3. 施策の効果

世界遺産委員会において高く評価された「知床」での取組を、全地域に適用、発展、強化させ、科学的知見に基づく重要地域の保全管理のモデルとして確立

2010年（平成22年）に愛知県名古屋市で開催される生物多様性条約第10回締約国会議や2012年（平成24年）の世界遺産委員会の定期報告でその成果を発信

遺産地域等貴重な自然環境保全推進費
(うち世界自然遺産地域の順応的保管理費)

56百万円(48百万円)

背景

平成22年度 実施内容

【背景】

国際的動向

定期報告プログラム
H24年の第36回世界遺産委員会において、3地域の定期報告を実施予定

保管理の向上の要請
近年世界遺産委員会では既登録地の保管理の向上を重要視
・遺産一覧表からの削除
・強化モニタリングメカニズム
・知床の保管理が高く評価
専門家知見を管理に反映

国内の遺産地域の課題

保管理体制の拡充
個別勸告事項への対応

【知床】
・気候変動適応戦略の策定
・隣接地域における取り組み
→H21年5月に日露両国間で「日露生態系保全協力プログラム」が締結
【屋久島・白神山地】
・管理計画の改訂

定期報告に関する情報収集・分析
3百万円 (0百万円)

定期報告に関する世界遺産センターの情報収集・分析
アジア太平洋地域、ほか地域に関する定期報告の情報収集

順応的管理体制の構築
49百万円 (44百万円)

科学委員会、WGの運営
地域連絡会議の運営
普及啓発の実施
気候変動を念頭に置いた野生動物、植物群落、海洋環境等の長期モニタリングを開始

気候変動適応戦略の検討 2百万円 (0百万円)

気候変動適応戦略(案)の検討

日露生態系協力実施 9百万円(4百万円)

日露の隣接地域における共同調査の実施
生態系に関する統一データベースの作成

管理計画改訂など勸告事項対応 5百万円 (0百万円)

勸告に対する対応状況整理 現地調査
関係者ヒアリング 管理計画見直し案検討

知床

屋久島

白神山地は23年度

定期報告、COP10などを通じて重要地域管理モデルとして発信！！

「知床」方式の順応的保管理体制

・科学委員会により最新の知見・モニタリング結果を管理に反映！

・地域連絡会議により地域関係者の意向を反映！

・気候変動を含む長期的な影響をモニタリング！

・隣接地域を含めて適正な生態系管理！

遺産地域等貴重な自然環境保全推進費 ((うち世界自然遺産登録推進調査費)	1 1 1 百万円(7 9 百万円) 5 5 百万円(3 0 百万円))
---	---

自然環境局自然環境計画課

1. 事業の概要

平成19年1月に世界遺産の暫定一覧表に掲載された「小笠原諸島」は、推薦に向けた課題である外来種対策などで一定の効果が得られたことから、平成22年1月にユネスコ世界遺産センターに推薦書を提出し、登録の可否についての審査を受ける予定。

もう一つの国内候補地である「琉球諸島」については、これまでの調査により世界遺産としての価値の整理を行ったものの、世界遺産として推薦するためには、価値の分布について客観的な情報を収集整理することが求められるほか、これらの価値と共存できる林業や観光のあり方を確立する必要がある。

このような状況に適切に対応するため、「小笠原諸島」について、外来種の持ち込み防止など管理上の課題を検討し、モニタリングの結果を管理に反映させる順応的な管理を推進する(継続)とともに、推薦書提出の年である平成22年中に、IUCN(国際自然保護連合)による登録評価のための現地調査を受け入れる(拡充)必要がある。一方「琉球諸島」については、林業やエコツアーにおけるルールなど管理上の課題を検討する(継続)とともに、客観的な評価のために固有動物などの分布情報をGIS化し、世界遺産の推薦範囲を検討する(拡充)。また、国際的動向や国内候補地等の検討に資するための情報を収集・分析する(継続)。

2. 事業計画

	H21	H22	H23	H24	H25
(1) 小笠原諸島世界自然遺産登録推進調査				-----	
(2) 琉球諸島世界自然遺産登録推進調査					
(3) 世界自然遺産地域に関する情報収集、分析					

3. 施策の効果

「小笠原諸島」と「琉球諸島」について、世界自然遺産への推薦・登録に向けて、地域が有する自然の価値を再認識し、保全・利用のあり方を検討することにより、自然と共生する地域社会を実現

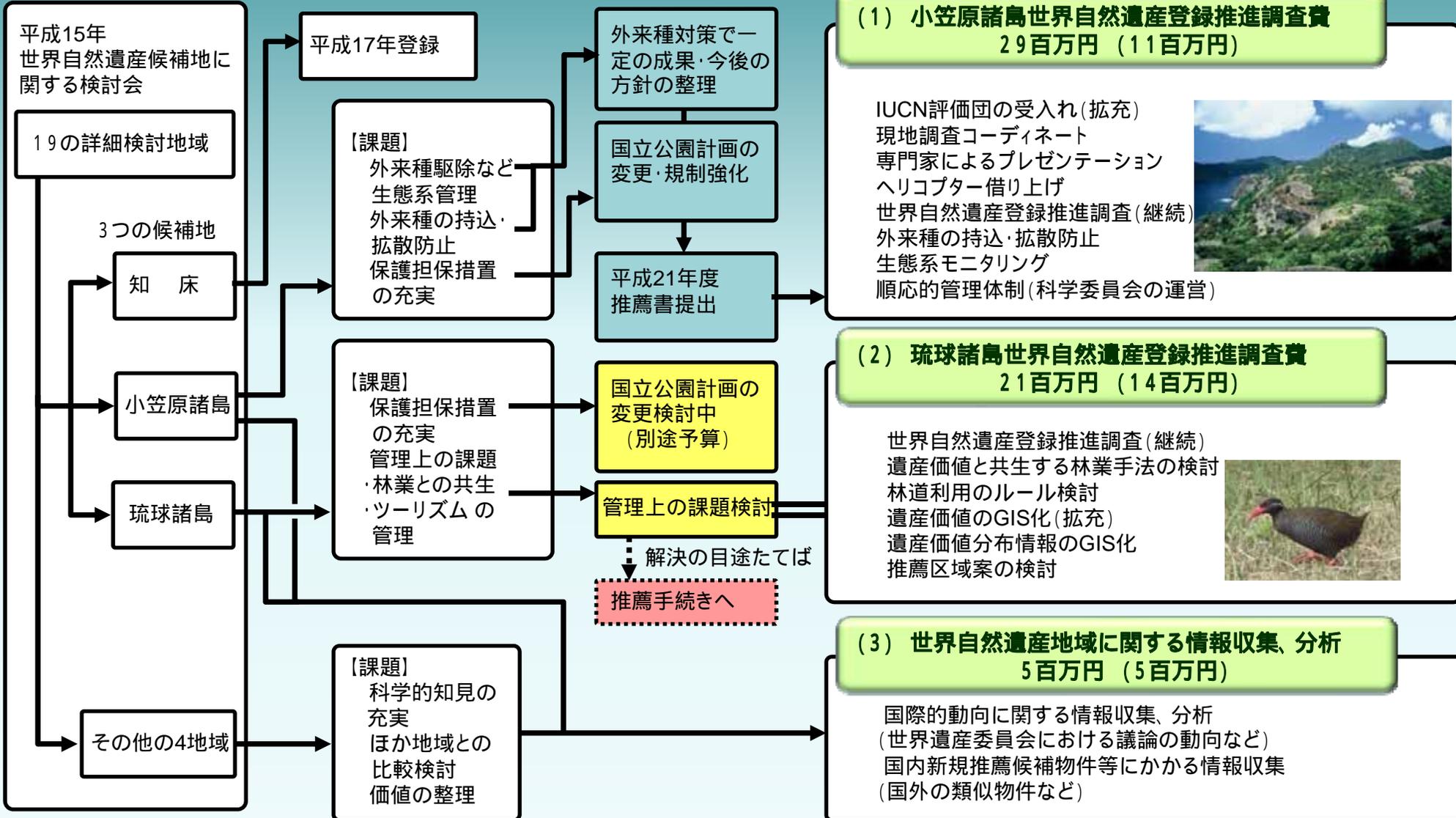
両地域を世界遺産に登録することにより、国際的な視点を踏まえた保全管理体制が構築されるとともに、世界遺産を活かして地域振興に寄与する仕組みを構築

遺産地域等貴重な自然環境保全推進費 (うち世界自然遺産地登録推進調査費)

55百万円(30百万円)

背景

平成22年度 実施内容



(新) 原生的な自然環境の危機対策事業

15百万円(0百万円)

自然環境局自然環境計画課

1. 事業の概要

自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域は、これまで人の活動によって影響を受けておらず原生的な自然環境が維持されているなど、我が国の生物多様性の保全上極めて重要な地域である。これらの地域については、極力人為を加えず自然の遷移にゆだねること等を保全の方針としており、これまでの保全施策は、標識や巡視歩道など必要最小限の保全事業の実施に限定してきた。

しかし、近年、これらの地域において、シカの食害等による生態系の攪乱など、これまでの保全施策では対応できない、原生的な自然環境の危機へと繋がる重大な問題が発生している。

このため、これらの地域において、生態系の維持回復など生物多様性の保全上必要な対策を本格的に実施すべく、平成21年6月に、自然公園法と併せて自然環境保全法を改正したところである。

本事業は、自然環境保全法の改正に伴い、自然環境保全地域等における生物多様性保全施策を推進するため、危機状況を把握・評価した上で、必要な対策を検討・実施するものである。

(1) 危機状況の把握・分析・評価

原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域について、専門家等の協力を得て現地調査等を実施することにより、科学的な知見に基づき、生物多様性保全上の危機状況の把握・分析・評価を行う。

(2) 生物多様性保全上必要な対策の検討・実施

(1)の危機状況の評価結果等に基づき、自然環境保全地域等において、生態系の維持回復に必要な事業や各種規制措置など、生物多様性の保全上必要な対策を検討・実施する。

2. 事業計画

	H22	H23	H24	H25	H26
(1) 危機状況の把握等					
(2) 対策の検討					
対策の実施					

3. 施策の効果

我が国の生物多様性保全にとって極めて重要な役割を担う自然環境保全地域等における生物多様性保全施策を推進する。

原生的な自然環境の危機対策事業

自然環境保全地域等

我が国の生物多様性の保全上極めて重要な地域

原生自然環境保全地域

…人の活動によって影響を受けることなく原生状態を維持

自然環境保全地域

…動植物を含む自然環境が優れた状態を維持



しかし近年…

自然環境の危機へと繋がる 重大な問題の発生

シカの食害等による生態系の攪乱



生物多様性の保全に対する
社会的要請の高まり

生物多様性の保全上 必要な対策

- 危機状況の把握・分析・評価
- ・専門家の協力を得た現地調査
- ・科学的知見に基づいた分析・評価
- 対策の検討・事業計画の策定
- ・生態系維持回復事業計画の策定
- ・普及啓発のあり方の検討 等
- 対策の実施
- ・モニタリングなど
- 順応的な事業の実施



生物多様性基本法の成立(平成20年6月)
自然公園法及び自然環境保全法の一部改正
(平成21年5月)

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

1. 事業の概要

シカ、イノシシ、カワウ等特定の鳥獣による自然生態系や農林水産業への被害が深刻化している。また、ツキノワグマなど地域的に絶滅のおそれのある個体群もあり、人と鳥獣の適切な関係の構築に向けた適切な保護管理が必要とされている。そのため、鳥獣保護管理に係る専門的な指導・助言への要求が高まっているところであるが、狩猟者等の鳥獣保護管理の担い手が減少しており、平成18年の国会の附帯決議、中央環境審議会答申においても、人材育成・確保の必要性が強く指摘されている。

このような状況を踏まえ、以下の事業を実施する。

(1) 鳥獣保護管理等専門家登録事業

鳥獣の保護管理に係る専門的知識を有する者等を登録する制度の構築及び登録された技術者を派遣し都道府県等に対して技術的助言を行うなどの当該登録事業の活用を図る。

(2) 鳥獣行政を担当する職員の研修の充実

都道府県・市町村職員等を対象に、効果的な管理技術、広域的な鳥獣保護管理の考え方及び最新の技術等について現地講習会等を開催する。

(3) 鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者育成事業

狩猟者育成用の基礎的な研修資料等の作成や、猟区を活用した狩猟者の実地訓練によりその育成・確保を図る。

(4) 地域の人材育成事業の支援事業(新規)

各地域における狩猟者数の増加を図るため、地方公共団体職員の狩猟免許取得を促すためのセミナー等の開催、研修事業のプログラム作成支援や研修用テキストの作成など、地域における人材の育成事業の支援を行う。

2. 事業計画

	H19	H20	H21	H22	H23	H24
(1) 鳥獣保護管理等専門家登録事業		////	////	////	////	////
(2) 鳥獣行政を担当する職員の研修の充実	////	////	////	////	////	////
(3) 鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者育成事業 狩猟者育成のためのガイドブック等の作成 狩猟者育成のための研修会の実施		////	////	////		
(4) 地域の人材育成事業の支援事業 セミナー等開催、地域の人材育成事業支援				////	////	////

3. 施策の効果

特定鳥獣保護管理計画の策定・実施、鳥獣による被害の防止、捕獲等の保護管理に係る適正な技術・知識を持つ者の育成が確保される。また、これにより鳥獣の保護管理に係る体制整備が推進される。

鳥獣保護管理に係る人材育成事業

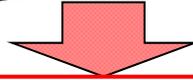


野生鳥獣による被害の発生
鳥獣の地域的絶滅のおそれ



鳥獣保護管理の技術者の
不足（専門家、狩猟者等）

県境をまたいで分布する
野生鳥獣の広域的な管理



【目標】

高い技術を有する人材の確保・活用
広域的な保護管理の実施

【課題】

地域間で効果的な手法の普及
地域の実状に見合った計画の策定
鳥獣保護管理に関わる人材の育成・確保



鳥獣保護管理に関わる都道府県への支援

行政官の研修
(継続)

捕獲技術者の研修
(継続)

地域の人材育成事業
の支援事業(新規)

鳥獣保護管理人材の技術者の登録・人材の確保・活用(継続)

管理技術の
向上

地域における人材
の育成事業の支援

地方公共団体職員
の狩猟免許取得を
促すためのセミナー

狩猟者数の
増加

【事業内容】

国指定鳥獣保護区における環境学習・保全調査拠点整備

190百万円（8百万円）

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

1．事業の概要

濤沸湖は、我が国有数の渡り鳥の中継地であり、様々な希少種も飛来する生息地であることから平成17年にラムサール条約湿地に登録された。

ラムサール条約湿地においては、国際条約に定められた役割として、保全・再生、賢明な利用（ワイズユース）、交流・学習などの取組に努めなければならないが、濤沸湖にはこのような取り組みを進めるための拠点施設がないため活用が進んでいない現状にある。

これらのことから、自然とのふれあいの場や自然環境学習等の場として最大限に活用して、賢明な利用を図るために、湖の周辺に環境学習や普及啓発等を行うための拠点施設を整備するものである。

2．事業計画

- (1) 測量・設計等（平成21年度）
- (2) 設計・施設整備等（平成22年度）
- (3) 展示工事・外構工事等（平成23年度）

3．施策の効果

湖の周辺に環境学習等を行う拠点施設を整備することで、市民が気軽に渡り鳥とふれあえる場、学校の総合学習の場等としての活用を通じ湖の保全が図られる。

また、平成20年4月には、濤沸湖を含む北海道東部において高病原性鳥インフルエンザがオオハクチョウから検出されており、感染症に関する調査や普及啓発等のための拠点としても重要な機能を発揮することが可能となる。

国指定鳥獣保護区における環境学習・保全調査拠点整備

瀧沸湖は、国際的に重要な渡り鳥の中継地であり、様々な鳥類の生息地



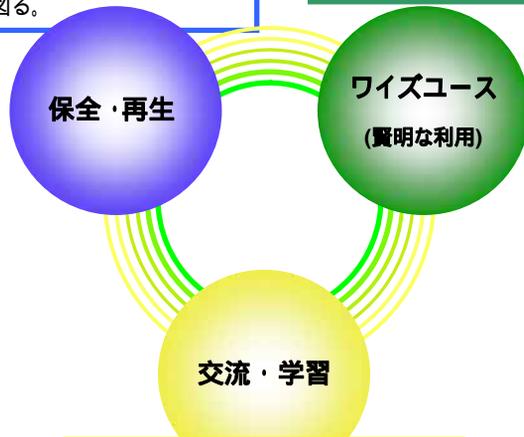
毎年、ガンカモ類が6万羽以上飛来し、オオヒシクイなどの希少種も数多く飛来する。



瀧沸湖：平成17年11月、ラムサール条約湿地に登録

多くの生きものの生息地であり、生活環境を支える重要な生態系である湿地から、人と生きものが互いに恵みを得られるよう、保全・再生を図る。

地域の人々の健康で安全な暮らしや産業とバランスのとれた湿地の保全を推進する。



保全とワイズユースを進めるには、人々の交流、情報の交換、学習・教育、普及啓発活動が不可欠であり、個人や機関が経験を共有し、互いに学び、連携する機会を設けることが重要である。

ラムサール条約登録湿地の役割

H20年4～5月
北海道、東北で、オオハクチョウから鳥インフルエンザウイルスが検出される

今後、継続的な発生が危惧される状況

感染症に関する調査拠点
普及啓発活動の拠点

など

地域に存在しない拠点施設としての役割の発揮

ラムサール条約登録湿地に求められる取組

ワイズユース(賢明な利用)

保護区の保全活動

保護区での交流・学習

自然とのふれあいの場や自然環境学習等の場として最大限活用し、賢明な利用を図るために、湖の周辺に環境学習や普及啓発等を行うための拠点施設を整備。

環境学習、普及啓発等の施設における業務運営は地元市町村等が協議会方式で行う。

拠点施設を設けて、環境省が推進しなければならない業務内容

学校教育に対応した自然環境学習

水鳥のモニタリング、地域との情報交換

湖・水鳥の保護のための普及啓発

保全に関する調査研究

保護区の適切な管理

鳥インフルエンザ等感染症に関する調査、普及啓発

(新)皇居外苑濠水環境改善事業(公共)

自然公園等事業(公共)10,717百万円の内数

自然環境局総務課
皇居外苑管理事務所

1. 事業の概要

皇居外苑の濠は、我が国の象徴的な空間を形成するとともに、江戸城の歴史的景観、都心の貴重な水辺空間などの様々な役割を果たしているが、近年、アオコの発生等水質の悪化が課題となっている。

これに対し、濠水浄化施設の運転、アオコの回収等の対策を講じているが、さらなる水質の改善が求められている状況である。

このため、平成21年度は、北の丸地区などの雨水と汚水の分流化を進めるとともに、水質改善計画を含む濠管理方針をとりまとめることとしている。

今後、本方針を踏まえ、浄化施設の機能改善、円滑な濠水循環の確保等を中心とした総合的な対策を実施し、水環境の改善を進める予定である。

平成22年度は、これらの対策の一環として、新たな浄化施設の設計を行うとともに、当面の利用が想定される既存浄化施設の補修、円滑な濠水循環の確保のための送水管、ポンプ等の改修を行うものである。

2. 事業計画

実施項目	H21	H22	H23~
皇居外苑濠管理方針検討・策定	策定		
濠水浄化施設増設	計画	設計	施工
既存浄化施設の補修		施工	
円滑な濠水循環の確保		施工	

3. 施策の効果

濠水の水質の改善を図ることで、皇居濠の持つ我が国の象徴的な空間の維持などの諸機能の維持に寄与する。

皇居外苑濠水環境改善事業

皇居外苑濠の水辺空間

- ・我が国のシンボル
- ・重要な憩いの場

< 現状 >

- ・水源を雨水に依存
- ・汚濁原因物質の流入 等

水環境の悪化



千鳥ヶ淵 (H20.7.1撮影)

関係部局と連携した水環境改善事業の実施

環境省

- H20～21 皇居外苑濠管理方針検討会の設置
管理方針の策定
- H21補正 既存浄化施設調査、北の丸地区雨水污水
配管改修等(3億円)
- H22 新浄化施設設計
既存浄化施設改修、濠水の循環確保
- H23～ 新浄化施設施工
濠水の循環確保(送水管、水門改修等) 等

国土交通省、東京都等

- ・下水道越流水の濠への流入停止
(～H27:予定)
- ・雨水活用、補給水確保での連携

皇居外苑濠水環境の改善

自然環境局総務課・動物愛護管理室

1. 事業の概要

動物愛護管理行政を推進していくため、関係機関と緊密な連携を図るとともに、総合的な普及啓発を進める。また、動物愛護管理法に基づき環境大臣が策定した基本指針の施行状況等を把握・評価し、今後の施策に反映していく。さらに、犬ねこの遺棄・虐待の防止や都道府県等が収容した犬ねこの譲渡を推進していくための事業等を実施していく。

今年施行されたペットフード安全法の円滑な施行のため、関係機関の連絡調整や各種普及啓発を実施していくとともに、現在対象とされていない犬ねこ以外のペットフードに関して、安全性に関するガイドラインを作成する。

2. 事業計画

(1) 動物愛護管理法に基づく施策の推進

関係省庁、都道府県等の行政機関や日本獣医師会等の関係団体との連携を進めるとともに、ポスター、パンフレットの作成、シンポジウムの開催等による総合的な普及啓発事業を進める。犬ねこの遺棄・虐待の防止等の施策の推進に必要な各種ガイドライン等を作成するとともに、基本指針の施行状況等について把握、評価を行う。また、マイクロチップの普及を推進するほか、都道府県等が収容した犬ねこの譲渡を進めるため、収容施設の新築・改築・改修等を支援する。

(2) ペットフード安全法の円滑な施行

今年6月に施行されたペットフード安全法の円滑な施行に向けて、中央及び地方における関係機関の連絡会議の開催や立入検査等を実施するとともに、パンフレット、ポスター、講習会等により普及啓発を促進する。また、現在対象とされていない犬ねこ以外のペットフードに関して、流通実態、課題等を把握し、ペットの安全・健康保持のためのガイドラインを作成する。

調査等	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度～
調査連絡事務費					
飼養動物との共生推進・強化事業					
飼養動物の安全・健康保持推進事業					
愛がん動物用飼料安全対策費					
マイクロチップ普及推進モデル事業					
動物収容・譲渡対策施設整備費補助					

3. 施策の効果

以上のような事業の展開により、関係する機関や一般国民の動物愛護管理に関する意識を高めるとともに行政機関の体制強化等を図り、基本指針の目標達成等に向けた動物愛護管理行政の一層の推進に寄与する。

また、関係者等の意識の高揚やガイドラインの普及等によりペットフード安全法の円滑な施行に寄与する。



動物愛護管理推進費

198百万円(183)百万円

背景

目的: 飼養動物の愛護・管理

動物愛護管理法

- 飼い主の責務の遵守
- 動物取扱業者の規制、指導
- 周辺生活環境の保全
- 危険な動物の飼養規制
- 犬及びねこの引取り
- 動物愛護管理基本指針に基づく施策の推進 等

都道府県等の自治事務
環境省は基準等の策定、普及啓発、都道府県等の支援

ペットフード安全法

- 犬及びねこの健康の保護
- ペットフードの製造、輸入、販売の規制
- 基準・規格の設定
- 立入検査等によるモニタリング

農林水産省との共管
国の事務



事業計画

動物愛護管理法に基づく施策の推進



調査連絡事務費 8,103(8,103)千円

(関係省庁、関係自治体等の担当者会議、犬ねこ等の譲渡支援広域データベース運用等)

飼養動物との共生推進・強化事業 43,000(38,019)千円

(ポスター・パンフレット・ガイドライン作成やシンポジウム開催等の総合的な普及啓発、動物愛護センサス及び基本指針フォローアップの実施、動物愛護管理法の次期見直しに向けての実態調査等)

マイクロチップ普及推進モデル事業 19,907(10,000)千円

(獣医師会等と協力したマイクロチップの埋込、体制整備などマイクロチップの普及の推進)

動物収容・譲渡対策施設整備費補助 100,000(100,000)千円

(都道府県等が収容した犬ねこの譲渡を進めるため、都道府県等の動物収容施設の新築・改築・改修等の支援)



ペットフード安全法の円滑な施行

飼養動物の安全・健康保持推進事業 10,000(10,000)千円

(ペットフードガイドラインの普及啓発にかかる講習会の開催、犬ねこ以外のペットフードのガイドライン作成等)

愛がん動物用飼料安全対策事業 16,726(16,726)千円

(ペットフードの安全性の課題等の情報収集・調査、犬ねこ以外のペットフードの調査等)

廃棄物処理・リサイクル事業連携促進 3 R 高度化事業

80 百万円(38 百万円)

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1．事業の概要

現在リサイクルは個別の法律に基づいて進められているものの、それぞれの法律は、一定以上のリサイクルを促進するものとはなっていない。また、環境保全への取組に熱心な企業には、独自に法律で求められる以上のリサイクル、リユース、リデュース（以下「高度な 3 R」という。）体制を構築し、廃棄物の発生抑制、温暖化対策に貢献しようとする機運はあるものの、採算性、消費者の受容性、リサイクルしてできたものの品質等の面で不透明な部分があり、リサイクル資源の収集運搬業者、供給元、リサイクルしたものの利用先等循環の環を形成する他の事業者の協力が得にくく、より高度な 3 R の体制を構築することが困難な場合も多い。

このため、廃棄物となる製品の製造事業者、排出者、廃棄物処理・リサイクル業者、再生利用事業者等の連携を深め、高度な 3 R についてモデル的に先進的な協働体制、技術利用を行い、当該高度な 3 R がビジネスとして成り立つための条件や、温室効果ガス削減への寄与の把握を行い、当該事業手法の普及を促進する。

2．事業計画

予め設定したテーマについて具体的な提案を受け付ける。当該事業では実際の事業を行うために必要な追加的な人件費等の費用を負担するとともに、検討会を設け、課題、改善点を整理するための経費を本予算で負担する。来年度の具体的なテーマとしては以下。

プラスチック製容器包装について、排出から再商品化、製品化までを一貫して検証し、各段階での組成調査等を通じた改善点の検討、排出者への普及啓発等を行うことにより、質の高い製品製造につなげるための必要な課題を調査。

プラスチック製品にリサイクルする際に出てくる残渣を現在は捨てているが、油化・コークス炉でのリサイクル等化学的なりサイクルにまわし、残渣を減少させる。化学的なりサイクルを行う側での品質を確保に当たった課題等を調査。

自動車リサイクル法で義務化されていないバンパー、ガラス等のリサイクルの経済性分析、リサイクルされた製品の品質分析等の調査を行い、

需要家が受け入れられる物であることを実証。

3．施策の効果

廃棄物・リサイクル業者等がより高度な3Rを行いうるシステムを構築し、ビジネスとして成立させることにより、我が国の資源確保に寄与し、経済の活性化、温室効果ガスの削減及び循環型社会形成推進基本計画の資源生産性やリサイクル率達成目標に寄与することが期待される。

廃棄物処理・リサイクル事業連携促進3R高度化事業

目的

廃棄物処理業者と排出事業者等の関係者が連携し、処理プロセスでの高度3R化・低炭素化につながる事業を行い、当該事業の実施の効果測定、課題検討等を行い、普及につなげる。

計画

プラスチック製容器包装リサイクル高度化のための地域連携モデル事業

プラスチック製容器包装の再商品化に伴う残渣の有効利用に関するモデル事業

自動車リサイクルにおける再資源化の高度化実証事業

等々

施策の効果

関係者が連携し、経済性の改善等の実証を行うことにより、廃棄物・リサイクル業者がより高度なりサイクル等3Rを行いうるシステムを構築
資源確保に寄与し、経済の活性化、温室効果ガスの削減及び循環型社会形成推進基本計画の資源生産性やリサイクル率の目標達成に寄与

使用済製品等の総合的なリユース促進事業費 53百万円（5百万円）

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1．事業の概要

使用済製品や容器包装等の3R（リデュース、リユース、リサイクル）のうち、リサイクルに関しては、過去10年間で一般廃棄物のリサイクル率が10.3%から19.6%と大きく伸びるなど、一定程度進展しつつある。一方、総排出量はこの10年間で1.6%の減少にとどまっており、排出抑制は十分に進んでいない。このため、排出抑制につながり、3Rの中でリサイクルよりも優先度が高いリユースの促進に向け、その可能性について検証する。

2．事業計画

（1）リユース総合促進事業（新規）

市町村回収型粗大ごみリユースの可能性調査

粗大ごみには家具や自転車等、修理等によりリユース可能なものが含まれているが、そのかなりの部分が埋め立てや焼却処分されている。このため、市町村の粗大ごみ処理における使用済製品の実態を把握するとともに、これらをリユース品として回収するモデル事業を実施し、当該処理ルートからのリユース推進の可能性について検討する。

リユース業優良化推進事業

廃棄物をリユース品として消費者の手元に届けるためには、自治体による適切な分別だけでなく、リユース品を扱う事業者の役割が不可欠である。このため、売り手としての消費者が安心してリユース品を預けることができる事業者の育成に向け、適切なリユース・リサイクルの仕分けや、取り扱う製品のトレーサビリティの確保などの観点からリユース業界の実態把握を行い、これらを通じ、優良なリユース業者の評価基準について検討を行う。

（2）個別品目に係るリユース促進事業

家電リサイクル法対象品目のリユース・リサイクル仕分けガイドラインのフォローアップ調査（平成21～22年度事業）

業務用容器包装についてのリユース手法検討調査（新規）

容器包装リサイクル法の対象となっていない、店舗において排出される飲料容器、業務用梱包資材等の発生抑制のため、関係者とともモデル事

業を行い、リユースが受容される条件整備に向けた課題とその解決策を検証する。

(具体的検討事項例)

業界統一的な段ボールの代わりに梱包資材のリユースシステム構築
コーヒー店等で業界統一のリユースカップ、水筒利用体制構築

3 . 施策の効果

リユース品取扱いの高度化を通じたリユースの促進
循環型社会構築に向けた優良なリユース業者の育成

使用済製品等の総合的なリユース促進事業

リユース業界

市場規模: 3,452億円(売上)
事業所数: 7,741
(2007年商業統計)

(参考) 廃棄物処理業の市場規模(推計): 2兆9,134億円
(出所: わが国の環境ビジネスの市場規模及び雇用規模の現状と将来予測
についての推計について(環境省))
事業者数: 約125,000(許可業者数)

国内向けリサイクルショップ

商品の取り合い

中古物品輸出業者

リユース業優良化推進事業
(優良事業者評価基準の検討)

(1) リユース総合促進事業

リユース品取扱いの高度化
優良なリユース業者の育成

(2) 個別品目に
係るリユース
促進事業

家電リユースGLのフォローアップ調査
(取扱いの高度化)

業務用容器包装の
リユース手法検討調査
(リユースの条件整備)

事業者(店舗等)
容器包装

市町村回収型
粗大ごみリユース
の可能性調査
(Pilot Sample)

直接売買

市町村

選別・修理

排出

消費者

中古回収業者
(通称「買い子」)

引渡

家電小売店

引渡

家電

リユースガイドライン

利用

(新) 産業廃棄物処理業経営基盤安定化・振興対策検討費

51百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の概要

景気後退による事業量の減少や排出事業者による発生抑制の進展等によって、今日、産業廃棄物処理業の経営の圧迫が懸念されており、健全な育成を図るために必要な対策を講じていくことが急務となっている。このため、まず経営状況等の詳細な情報の定期的な収集を行い、処理業の実態を正確に把握する。また、コスト低減や付加価値創出に資すると考えられる新たな技術を用いた廃棄物処理を専門的見地から審査、評価してその技術の活用の促進・普及を図るとともに、産業廃棄物処理業者の経営多角化による経営基盤の安定化、温暖化対策に取り組む業者の振興について検討を実施する。

2. 事業計画

新たな処理技術評価事業(平成22年度～)

- ・現状解析、新技術に関する知見の収集、審査委員会の設置(平成22年度)
- ・知見の収集、審査委員会による評価、基準の設定(平成23年度)
- ・知見の収集、審査委員会による評価、基準の設定、新技術の普及(平成24年度)

産業廃棄物処理業の多角的経営及び温暖化対策検討事業(平成22年度～)

- ・多角化事業モデルの策定・検討、温暖化対策の検討(平成22年度)
- ・多角化事業モデルの策定・検討、多角化の効果検証(平成23年度)
- ・多角化に係るガイドライン、事例集の策定(平成24年度)

3. 施策の効果

産業廃棄物処理業者の経営状況の詳細な把握が可能となることにより、景気動向等による影響に迅速に対応した適切な支援等を講ずることができ、また、産業廃棄物処理業の健全な育成と経営基盤の安定化、温暖化対策の推進が図られることにより、我が国の持続的な適正処理・減量体制の確保に資する。

産業廃棄物処理業経営基盤安定化・振興対策検討費

検討の背景

- 景気後退による事業規模の縮小
 - 排出事業者による発生抑制の進展 など
- ↓
- 産業廃棄物処理業者へ処理委託される産業廃棄物の量の大幅な減少

- 産業廃棄物処理業の経営状況等の詳細な情報を定期的に収集し、処理業の実態を正確に把握

処理業者の健全化と経営基盤の安定化

事業の内容

国内の企業等が有する新たな処理技術を抽出し、有識者等から成る評価委員会にて審査、評価の上、有効な処理技術については、活用の促進・普及を図る

産業廃棄物処理業者の有する情報網等を活用した経営多角化による経営基盤の安定化、温暖化対策に取り組む業者の振興について検討する

持続的な適正処理・減量体制の確保

使用済電気電子機器の有害物質適正処理及びレアメタルリサイクル推進事業費	100百万円(100百万円)
-------------------------------------	----------------

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 事業の概要

最近の自動車やIT製品等の製造に不可欠であるレアメタルは我が国の産業競争力の要として必須な資源であるが、地域偏在性の高さや急激な価格変動により供給リスクがあることから、安定供給の確保が必要である。一方、日本で使用される製品中のレアメタル使用量は多く、使用済製品を鉱石に見立てて「人工鉱床」又は「都市鉱山」と呼ばれるなど、日本国内で廃棄されるレアメタル等の鉱物資源は相当の規模であるとも言われているが、その多くは廃棄物としてレアメタル回収されずに廃棄されており、レアメタルを含む小型家電の効率的な回収スキームを構築することが必要である。

また、製品中でレアメタルと有害物質が同時に利用されることも多く（例：半導体に含まれるガリウム砒素）、レアメタル回収に当たっては有害物質の適正処理についても検討を行う必要がある。

そのため、環境省と経済産業省では、平成20年度から、適正かつ効果的なレアメタルのリサイクルシステムの構築を目指すべく、「使用済小型家電からのレアメタルリサイクル」について検討を開始した。

適正かつ効果的なレアメタルのリサイクルシステムの構築にあたっては、既存の知見を整理するほか、リサイクル実施にあたっての現行制度における課題を見極めつつ、有識者を交えた十分な議論を行ったうえで、方向性を定めることが必要であるため、モデル事業及びシステムの評価・検討を実施する。

2. 事業計画

(1) 使用済小型家電回収方策の開発・実証

モデル回収事業

全国的なレアメタルのリサイクルシステムの構築を目指すため、平成20年度から主に地方部で、ボックス回収・イベント回収・ピックアップ回収などの回収手法を用いて実施している使用済小型家電（携帯電話、デジタルカメラ、ポータブル音楽プレイヤー等）の回収モデル事業に加えて、都市部・若年層の多い地域において、ステーション回収、公共交通の駅・コンビニなどでの回収など、新たな回収方式を実施する。

回収効率などの検証

回収手法毎及びその回収方法が対象とする年齢層や職業別のアクセス容易性のほかに、物理的、心理的な排出のしやすさや、個人情報等のセキュリティ、コストや手間等の実態把握を行い、効率的な手法の組み合わせを新たに検討する。さらに、レアメタルを含有する製品、部位・部品等の情報を引き続き収集し、回収対象となりうる小型家電の検討を行うとともに、回収からリサイクルまでのシステム全体の経済性の評価を行う。（新規事業）

（２）レアメタルリサイクル・有害物質処理システムに係る評価・検討

レアメタルリサイクルにおける資源性の評価及び有害性の評価を引き続き行うとともに、適正かつ効果的なレアメタルのリサイクルシステムの構築を目的として、学識経験者、有識者、関係業界団体、地方公共団体等で構成した「使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会」を引き続き開催し、平成20年度からの最終取りまとめを行うものとする。

3. 施策の効果

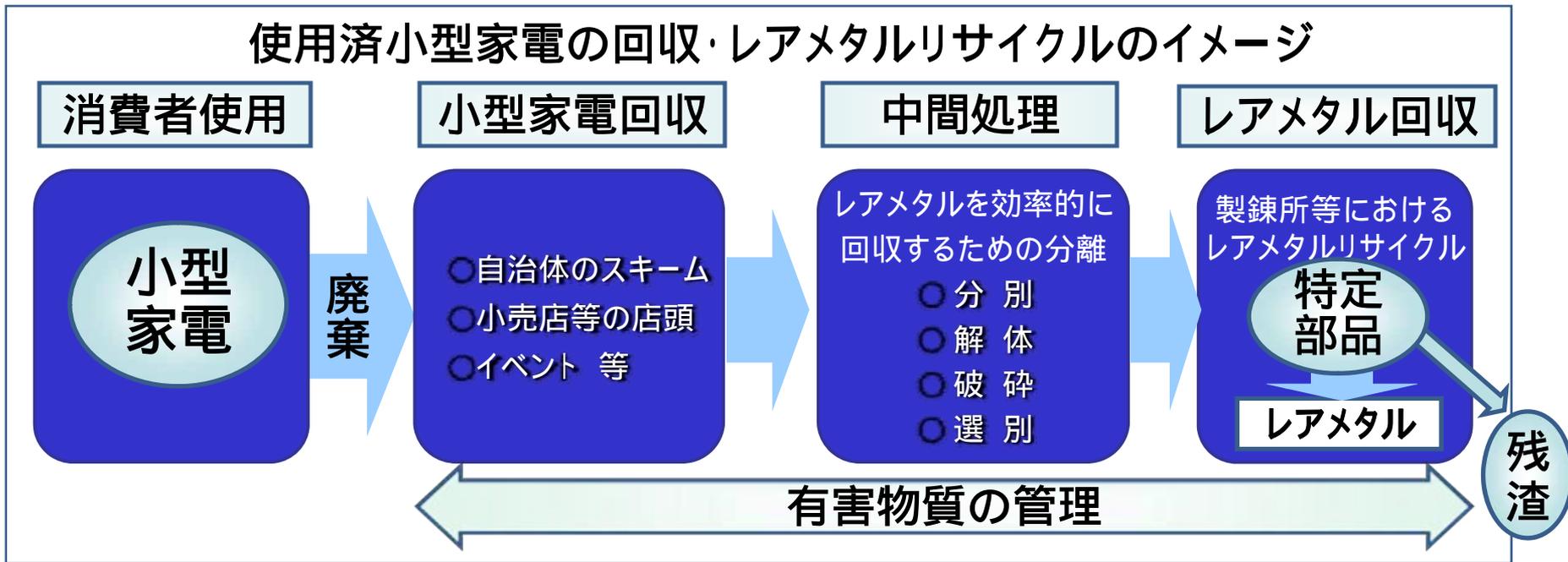
地方公共団体における小型電気電子機器の回収モデル事業を通じた、小型電気電子機器の回収方策が検証される。

小型電気電子機器の回収、中間処理、レアメタルリサイクル、有害物質処理、残渣処理に関して資源性・有害性の面からの評価が行われる。

上記回収方策の検討、資源性・有害性の評価を通じた、小型電気電子機器のレアメタルリサイクル・有害物質処理システムの検討及び推進が図られる。

使用済小型家電からのレアメタルの回収及び 適正処理推進事業 (平成20年度～)

使用済小型家電の回収・レアメタルリサイクルのイメージ



これまでに把握された事項(例)

- ・地方都市部における使用済小型家電の回収手法別のおおよその傾向
- ・使用済小型家電に含まれるレアメタルや有害物質の量

今後検証すべき事項(例)

- ・既存のモデル地域とは異なる特性を持つ地域(大都市等)における実証
- ・回収効率等の検証(物理的・心理的な排出のしやすさ、セキュリティ、コスト等)
- ・特定の部品(特定のレアメタル)の分離技術、有害物質管理手法の検討

1. 事業の概要

現在行っている自動車リサイクル法(以下「法」という。)の見直しの中で、自動車の不正解体・不正輸出対策、不法投棄車両の迅速かつ効率的な適正処理等について、多くの指摘がなされていることから、これらの課題について、具体的な対応方策を検討する。

2. 事業計画

使用済自動車の不正輸出対策検討事業

適正に解体された解体ガラ等の輸出は法で認められているが、無許可解体業者等により、不適正に解体された自動車を部品と称して輸出する例が見られ、盗難車も同様な形で輸出される事例もある。このように、自動車の不正輸出は国内での不適正解体を誘引する一因となっていることから、厳正に対処する必要がある。現在、一部の港でこれを監視する体制が構築されているが、全国的な対応の検討に当たり、輸出業者の形態、国内の流通経路、不適正な処理とその輸出の形態について把握し、不正中古車輸出を防止する方策を検討する。

不法投棄車両処理スキーム検討事業

平成17年1月の法施行以来、不法投棄は着実に減少しているものの、未だ不法投棄された使用済自動車等が約1万4千台残存している。不法投棄された使用済自動車や廃棄物を地方自治体が行政代執行により撤去する事案に対して、費用の8割を補助する支援措置が法に設けられているが、地方自治体からは、不法投棄車両の多くを占める中小規模事案に対する処理方法や迅速な処理手続き等の在り方についての指摘がある。

このため、中小規模事案の試験的処理及び行政代執行手続のシミュレーションを通じ、支援措置の必要要件を満たし、かつ効率的な行政実務事業のあり方をガイドラインとして取りまとめ、法の支援措置をできるだけ活用して残存不法投棄車両の処理が進むようにする。

3. 施策の効果

現行制度の課題・問題点の抽出及び対応方策を検討することにより、必要な追加的施策を講じることができる。

使用済自動車の不正輸出対策検討事業

背景

- ◆ 中古車輸出の関税逃れとして、ハーフカットし部品として輸出する業者が存在
- ◆ ハーフカットは使用済自動車の解体行為であり、**リサイクル法のルートを経たものでなければ、違法解体**
- ◆ **盗難車も**、中古車では輸出できず、**違法解体して部品として輸出**



必要性

- ◆ 国内の不適正解体、無許可解体を防止するためには、**出口による規制が有効**
- ◆ 現在、一部税関で自り法上適正に解体された旨を、電子マニフェストの写しにより試験的に確認

概要

- ◆ 自動車部品の輸出の形態、国内の供給元、流通経路等をアンケートや聞き取りで把握。
- ◆ 確認措置の社会的なインパクトを推計
- ◆ 適正な自動車部品輸出を担保する方策について検討



不法投棄車両処理スキーム検討事業



背景

- ◆自動車リサイクル法は不法投棄防止のため預託金前払い方式を採用しているが、未だに1万4千台残存し、そのうち法施行前に不法投棄されていた使用済自動車等は**約8千台残存**（平成20年度末現在）
- ◆不法投棄車両は、原因者による撤去以外に以下の支援措置により対応
自動車製造業者等の**寄付行為**
預託金の剰余金を原資とした地方自治体の行政
代執行費用の**8割を補助**

必要性

- ◆自動車製造業者等から寄付制度の**終了要求**
- ◆地方自治体から**中小規模事案への処理方法や迅速な処理手続き等の在り方**が指摘されている。



事業内容

- ◆効率的な不法投棄車両の試験的撤去及び代執行のシミュレーションを実施
- ◆効率的な行政実務事業のあり方を**ガイドラインとして作成**
- ◆**残存不法投棄車両ゼロ化の達成**を目指す



低炭素型「地域循環圏」整備推進事業 64百万円(64百万円)
廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

1. 事業の概要

第2次循環型社会形成推進基本計画(平成20年3月閣議決定)においては、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていくといった考え方に基づく「地域循環圏」が、廃棄物の適正処理と不法投棄防止を大前提に幾重にも構築され、地域間での連携を図りつつ、低炭素社会や自然共生社会とも統合された持続可能な地域づくりが進む、と明記しているところ。

このため、地方の実情に応じた地域循環圏の構築に向けて、環境本省や地方環境事務所を中心に、関係府省・地方支分部局、関係都道府県・市町村、地方産業界、NGO/NPO等の関係主体の連携協働により、循環資源の性質に応じた複層的な望ましい循環の姿とそのために必要な取組・事業をまとめた地域計画を策定する。また、各省連携による基盤整備等の支援も活用し、循環型社会を低炭素社会、自然共生社会と一体的に構築していくために地域循環圏を総合的・計画的に実現する。

2. 事業計画

地域計画策定事業

地域循環圏関係府省連絡会議や協議会を設置し、最適な規模の循環を形成するために必要な情報把握や情報提供を行うとともに、地域の特性や循環資源の性質等に応じてエコタウンを活用するなど、最適な規模の循環を形成する地域計画策定のための調査、検討を行う。

地域循環圏形成事業

地域循環圏の具体化に向け策定した地域計画に基づき、CO₂等の温室効果ガス排出量削減等に寄与し、循環型社会ビジネスの活性化のため社会性・事業性・革新性を有する先進的な取組について、技術やシステムの高度化などモデル事業として支援するとともに、成果を優良事例として全国に情報発信する。

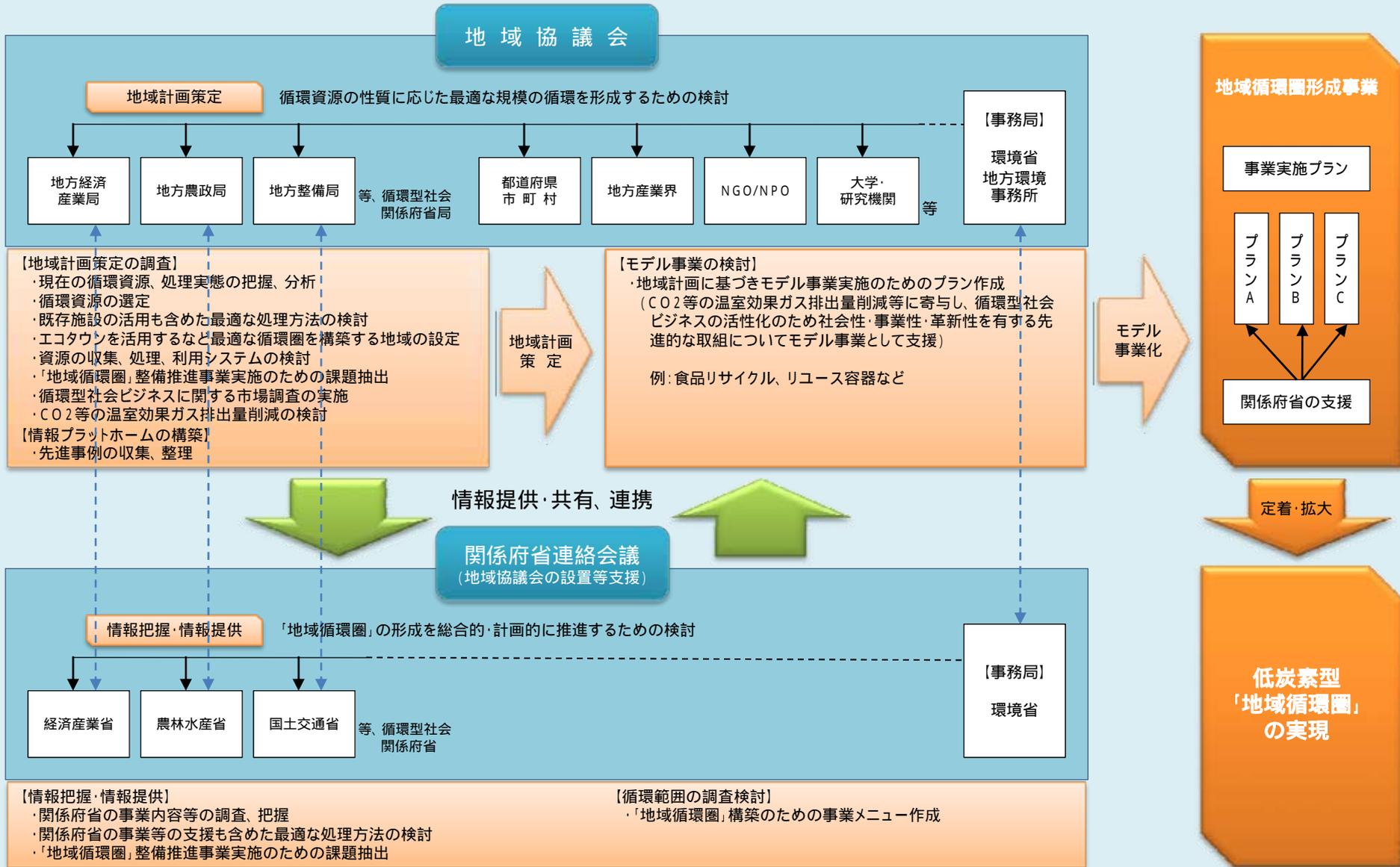
3. 施策の効果

各地域において、構想段階から関係主体が連携・協働し、かつ、地域計画に基づく具体的な事業実施を行うことで、その地域の実情や循環資源の性質に応じた、きめ細かな循環型社会を構築することが可能となる。また、エコタウン地域を中核とした地域循環圏を構築することで、循環型社会ビジネスの振興も含めた循環型社会の形成促進につながる。

低炭素型「地域循環圏」整備推進事業

第2次循環型社会形成推進基本計画：循環型社会と低炭素社会、自然共生社会とを一体的に構築

地域の特性や循環資源の性質等に応じた最適な規模の循環を形成する「地域循環圏」を各地域の市町村、事業者、NGO/NPO、地域住民、地方支分部局等の連携により構築



循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分を除く）

34,841百万円（38,928百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

1. 事業の概要

市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的とする。

平成22年度は、既存の社会資本ストックである廃棄物処理施設の有効利用及び廃棄物分野における温暖化対策の積極的推進のための基幹的設備の改良事業に対する支援の拡充を行う。また、近年、影響が深刻化している漂流・漂着ごみ問題への対応や、災害時における迅速かつ適正な廃棄物処理等のために必要な施設整備に対する支援を実施する。

（1）廃棄物処理施設の基幹的設備改良に対する支援

一般廃棄物処理施設の基幹的設備の改良により、施設の長寿命化及び温暖化対策を推進する市町村に対して、事業費の1/3を交付する。高効率ごみ発電設備の整備等により、より高度な温暖化対策を推進する市町村に対して、事業費の1/2を交付する。

（2）漂流・漂着ごみ処理に係る施設の追加整備に対する支援

漂流・漂着ごみを円滑に処理できるよう、施設（分別のためのストックヤード、破碎切断施設、除塩施設等）の追加整備を行う市町村に対して、事業費の1/3（離島1/2）を交付する。

（3）災害廃棄物等の選別・仮置きヤードの整備に対する支援

災害廃棄物等による生活環境上の支障を防止するため、災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理に資する選別・仮置きヤードの整備を行う市町村に対して、事業費の1/3を交付する。

（4）効率的なし尿等の収集・輸送のための施設整備に対する支援

近年のし尿・浄化槽汚泥処理の広域化に伴い、し尿等の収集・輸送を効率良く行うため、小型・中型収集運搬車のし尿等を大型車に積み替えるための施設整備を行う市町村に対して、事業費の1/3を交付する。

2 . 事業計画

交付率：1 / 3、1 / 2

交付先：市町村（一部事務組合等を含む。）

3 . 施策の効果

市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備が推進されることにより、循環型社会の形成推進が図られる。

廃棄物処理・リサイクル施設の整備推進 ～ 循環型社会形成推進交付金 ～

廃棄物処理施設における基幹的設備の改良による高効率ごみ発電等導入支援

既存の社会資本ストックである廃棄物処理施設の有効利用及び廃棄物分野における温暖化対策の推進を支援

漂流・漂着ごみ処理に係る施設の追加整備支援

近年影響が深刻化している漂流・漂着ごみの市町村における円滑な処理を支援

災害廃棄物等の選別・仮置きヤードの整備支援

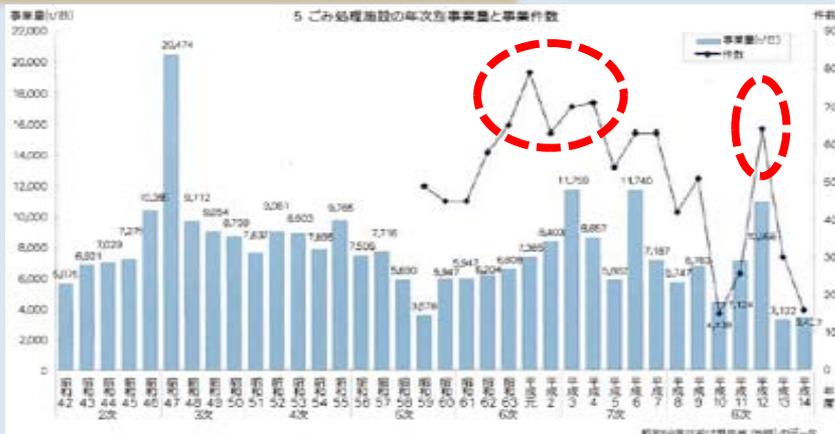
災害廃棄物等による生活環境上の支障を防止するための災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理を支援

効率的なし尿等の収集・輸送のための施設整備支援

し尿・浄化槽汚泥の処理の広域化に伴ったし尿等の収集・輸送の効率化を支援

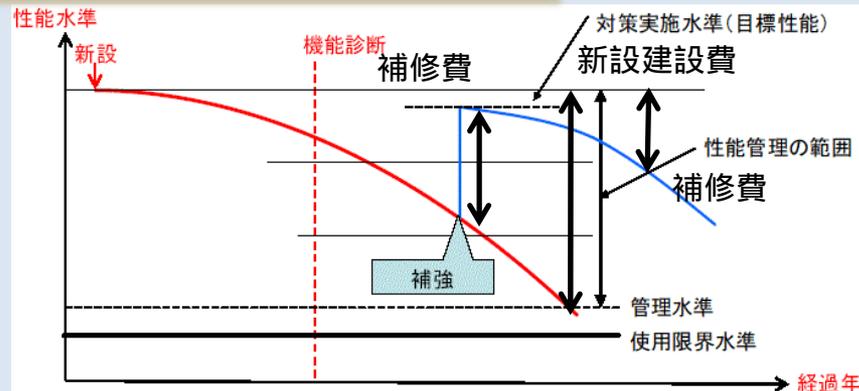
廃棄物処理施設の基幹的設備改良支援

更新整備が必要な施設の増加



・建設後20年以上経過した施設の割合は約31%、10～20年経過した施設は約47%に達し、今後、これらの施設の更新整備が増加する。

ストックマネジメントによる予防保全



・補修費 + 補修費 < 新設建設費
 ・必要な性能が管理水準以下に低下する前に、機能保全コストの最小化の観点から、経済的に耐用年数の延伸を図る

措置

- (1) 一般廃棄物処理施設の基幹的設備の改良により、施設の長寿命化や温暖化対策を推進する市町村に対して事業費の1/3を交付
- (2) 基幹的設備の改良(蒸気の高温・高圧化等)により、一定水準以上の高効率ごみ発電施設等を整備する市町村に対しては事業費の1/2を交付

導入効果

- 施設の性能を満足したままの延命化により、既存施設の有効利用が図られ、中長期的に財政負担が軽減する。
- 最新型設備によるエネルギー回収等により、温暖化対策に資する。

漂流・漂着ごみ処理に係る施設の追加整備に対する支援

- 循環型社会形成推進交付金の拡充 -

1. 背景

漂流・漂着ゴミによる環境・景観の悪化、漁業への被害等が深刻化。
海岸漂着物等の円滑な処理を図るためには、廃棄物処理施設を所有している市町村の果たす役割は重要。

2. 課題

< 漂流・漂着ゴミの特性 >

木、プラスチック、発泡スチロール等素材は様々
木片から丸太に等大きさや長さが様々
塩分が付着 等



様々な種類の漂着物



漂着した丸太

一般ごみに比べて市町村が受け入れ、円滑に処理するに当たっての課題。

3. 事業内容

事業実施主体

市町村（一部事務組合も含む）

事業内容

漂着・漂流ゴミを処理するためのストックヤード、破砕切断施設、除塩施設等の追加整備に対する支援

補助率 1 / 3（沖縄・離島 1 / 2）



破砕切断施設

漂流・漂着ゴミの処理に係る施設の追加整備に対する支援による円滑な処理の推進

災害廃棄物等の選別・仮置きヤードの整備に対する支援

- 循環型社会形成推進交付金の拡充 -

1. 背景と課題

災害廃棄物等を放置すると腐敗、飛散、流出等による生活環境上の支障や当該施設等の機能障害等が懸念されることから、迅速かつ適正に撤去処理が必要。

また、処理できるような状態になるまで災害廃棄物等を分別、選別し一時的にストックする必要。

しかしながら、その場所を整備・確保している市町村は少なく、また、確保していたとしても、災害廃棄物等による汚水の流出や地下浸透の防止等、生活環境上の支障を防止できる構造は少。



分別の不十分な
災害廃棄物



降雨により汚水が発生
している災害廃棄物

2. 事業内容

事業実施主体： 市町村（一部事務組合も含む）

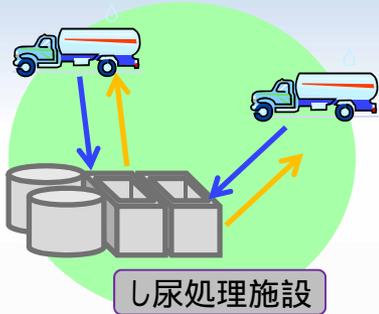
事業内容： 災害廃棄物等の選別・仮置きヤードの整備に対する支援

補助率： 1 / 3（沖縄 1 / 2）

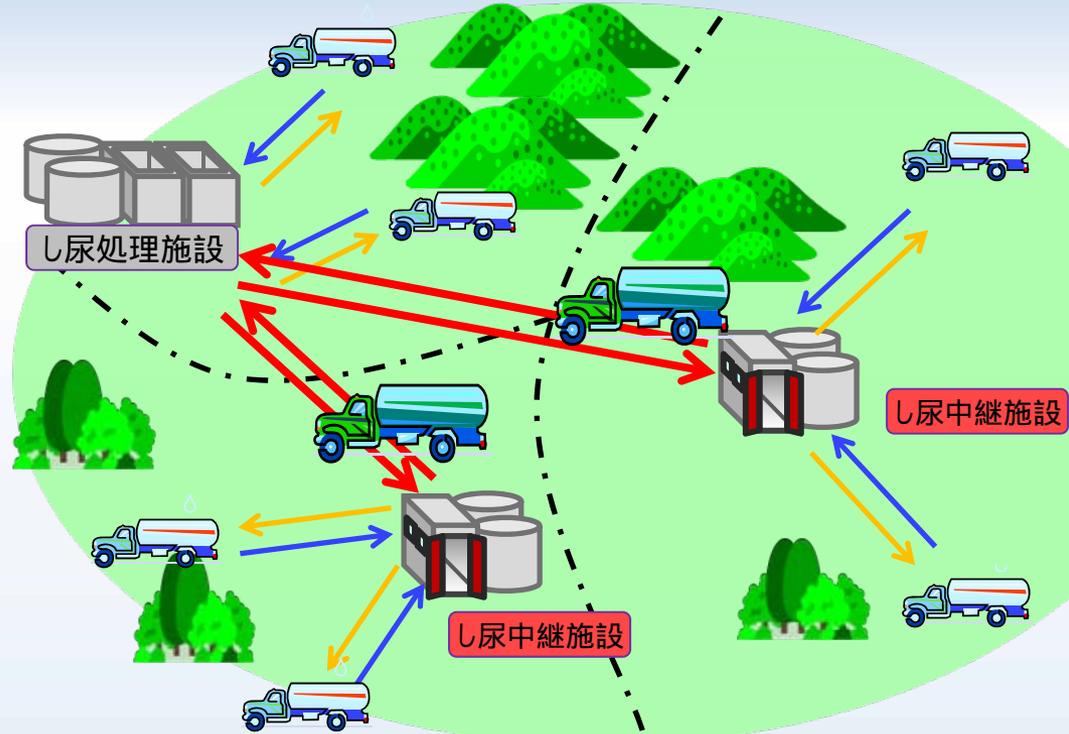
市町村における災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理

効率的なし尿等の収集・輸送のための施設整備

A市



広域化(A市 + B町 + C村)



し尿中継施設

し尿・浄化槽汚泥処理の広域化に伴い、し尿処理施設・汚泥再生処理センターへの輸送を効率よく行うため、小型・中型収集車のし尿等をいったん貯留等して大型車に積替え、効率的に運搬する。

導入効果

効率的なし尿等の処理

し尿処理の広域化を図ることができ、施設を集約することで一定規模以上の施設で効率的な処理が行える。また、施設の集約に伴い、し尿等をバイオマス資源として有効利用することがより効率的になる。

CO₂の削減、交通渋滞緩和

広域処理が進むと、収集車がそのまま遠方の処理施設まで運搬するのはかえって非効率となる。大型車に積み替えることで、総合的な輸送費・輸送面における効率化を図ることができる。

トータルコストの削減

複数の施設を集約することで公共事業費(建設)・維持管理費を縮減できる。一方、収集範囲が広がり運搬費が高まるが、中継施設の活用により費用が抑制され、総合的な費用としては経済性を実現。

廃棄物等の越境移動に係る国際的環境問題対策費

77百万円(77百万円)

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の概要

近年、アジアの急速な経済発展に伴う資源需要の増大等を背景に、循環資源の国際移動が活発化している。

循環資源や中古製品の輸出入においては、不法な輸出入や不適切なリサイクルに伴う環境汚染の懸念から、開発途上国を中心に厳しい輸入規制や禁止措置が取られている。アジアにおける循環型社会の構築と適正な国際資源循環の推進に向けて、循環資源の有効利用と安定的確保を図る上では、その前提条件として不法な輸出入を防止し、各国の税関職員との対話促進等により水際での管理体制の信頼性を高める必要がある。

本事業は、バーゼル条約及び国内関係法令に基づく廃棄物等の輸出入管理の徹底・強化を図るとともに、アジア各国と協力して、地域全体での不法輸出入防止に向けた監視体制の能力強化を図ることを目的とする。

2. 事業計画

(1) バーゼル条約対策

引き続き、バーゼル法に基づく規制対象物について、相手国との見解が分かれ、国際的紛争の原因となることを防ぐため、規制対象廃棄物の判断基準の明確化を行うとともに、近年の中国等の途上国向けに廃棄物等を輸出しようとする事案の増加を踏まえた相手国の関係法制度・運用状況に関する調査を行い、バーゼル条約及び国内関係法令に基づく廃棄物等の輸出入管理の徹底・強化を図る。

(2) アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討

引き続き我が国が主宰する「有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク」を活用したアジア地域全体でのバーゼル条約の施行能力向上等の取組を進めるとともに、新たに各国の税関職員及び関連国際機関等との対話促進や訓練強化等の活動を展開する。

(3) バーゼル条約95年改正に関する戦略的検討

非OECD加盟国への有害廃棄物の輸出を禁止するバーゼル条約95年改正に係る議論に対し、我が国スタンスの論拠となる情報収集とデータの解析・評価に基づき、近年の情勢変化に対応した戦略策定のための検討等を行う。

3. 施策の効果

<アウトプット>

- ・バーゼル条約規制対象物に関する判断基準
- ・締約国規制状況やアジア各国の関係法令等データベース（ウェブサイト上に掲載）
- ・輸出入事業者等に対するバーゼル法等周知目的のポスター・冊子
- ・アジアワークショップの定期開催、各国の状況やアジアネットワークにおける活動等を集約したウェブサイト 等

<アウトカム>

- ・廃棄物等の不法輸出入の未然防止
輸出入事業者等のバーゼル法等に係る義務への理解の促進
不法輸出入防止に関するアジア各国間のネットワーク強化
アジア各国のバーゼル条約当局、税関当局の施行能力向上
- ・条約の有効性を高めるための国際的議論への貢献 等

(新) 国連廃棄物リサイクル会議開催経費

40百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

1. 事業の概要

世界の途上国共通の課題である廃棄物の適正な管理の推進は「アジェンダ21」や「持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画(JP01)」においても重要な課題として取り上げられている。

アジェンダ21及びJP01の取組状況は、国連持続可能な開発委員会(CSD)において毎年レビューされており、廃棄物に関する実施状況については2010年及び2011年に開催されるCSD会合において評価することとなっている。

3Rイニシアティブの提唱などこれまで国際的な循環型社会づくりの議論をリードしてきた我が国に対する世界の期待は高く、こうした期待を受けて、CSDに積極的に貢献するとともに、3Rの世界的な推進を図るため、CSDへ世界の幅広い廃棄物関係者の意見、意志を集約しインプットすることを目的として「国連廃棄物リサイクル会議(仮称)」を、我が国で開催するものである。

2. 事業計画

UNDESAと協力して「国連廃棄物リサイクル会議」を2011年1月～2月頃に国内で開催する。会合の成果は2011年5月に開催される第19回CSD会合にインプットする。

また、「国連廃棄物リサイクル会議」の準備のため、会議での合意を目指す成果文書案の検討を進めるとともに、特に関心を有する国・専門家による準備会合を開催する。

3. 施策の効果

日本のイニシアティブにより、世界的な廃棄物対策の現状と課題、その解決に向けての取組の実施計画等を取りまとめ、2011年に開催されるCSD会合にインプットすることにより、CSDプロセス並びに適正な廃棄物管理及び3Rの世界的な推進に貢献する。

国連廃棄物リサイクル会議開催経費

「アジェンダ21」や「持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画(JPOI)」に示された廃棄物の適正管理や減量化を世界全体で推進することが必要

「国連廃棄物リサイクル会議」開催準備

国連経済社会局(UNDESA)等関係機関・各国との連絡調整等
準備会合の開催
合意文書案の準備・検討



2011年1月～2月 「国連廃棄物リサイクル会議」開催（国内）



世界的な廃棄物対策の現状と課題、その解決に向けて
の取組の実施計画等を取りまとめ
世界の幅広い廃棄物関係者の意見を集約

国連持続可能な開発委員会(CSD)第19回会合(2011年5月)にインプット

日本のイニシアティブにより、CSDプロセス並びに適正な廃棄物管理及び3Rの世界的な推進に貢献

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1．事業の概要

産業廃棄物処理業や処理施設の許可、迅速な行政処分の実施や行政指導・監視等を行っていくためには、都道府県等相互間の情報交換を速やかに行えることが必須であり、その活用基盤として現在、産業廃棄物行政情報システムが運用されているところである。

廃棄物の構造改革が未だ途上にある中、厳正迅速な行政対応をさらに進めていくためには、処理業許可業者情報及び悪質な処理業者を産業廃棄物処理業界から早期に排除するための行政処分情報の一層の充実を図る必要がある。このため、産業廃棄物行政情報システムの大規模な改修等を行う。

2．事業計画

(1) 産業廃棄物行政情報システムの改修

産業廃棄物処理業者情報の充実

- ・ 産業廃棄物処理業許可等申請、届出時において添付される書類（法人登記簿謄本、住民票の写し、許可書の写し等）を画像データ化して追加する。
- ・ 役員、収集運搬車両ナンバー等の情報項目を追加する。

迅速な行政処分の実施

行政処分の理由、詳細な行政処分内容等の情報項目を追加する。

(2) 産業廃棄物行政情報システムのメンテナンス

3．施策の効果

当該システムを利用した効率的な情報収集を行うことにより、国及び都道府県等における事務の効率化が図られるとともに、許可申請等における申請者の負担及び各自治体職員の事務負担軽減が進む。

情報共有化された基盤資料を効果的に各自治体において運用することにより、迅速な許認可事務が可能となる。

産業廃棄物の不適正処理に対する迅速かつ的確な行政処分を可能とすることにより、悪質業者を産業廃棄物処理業界から早期に排除することが可能となる。

(新) 移動式廃棄物処理施設に係る基準設定検討事業

21百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の概要

移動式廃棄物処理施設は、廃棄物を排出現場で処理できるため、がれき類や木くずの破碎施設が多量排出現場で用いられるケースが見られるほか、収集運搬の効率化や飛散流出リスクの軽減などのメリットがあることから、その活用に期待が寄せられている。一方で、廃棄物処理制度上、稼働場所周辺の生活環境への影響の審査の手法や移動式廃棄物処理施設が備えるべき技術上の基準については定められていない。

そこで、本事業では移動式廃棄物処理施設の具体的な技術上の基準等の設定に向け、周辺環境に与える影響や適正処理のための課題を抽出し検討を行う。

2. 事業計画

- (1) 移動式廃棄物処理施設に係る生活環境保全上の課題と対応についての検討調査
 - ・ 共通課題の抽出(22年度)、共通基準の策定(23年度)
- (2) 移動式廃棄物処理施設に係る技術上の基準の検討調査
 - ・ 木くず又はがれき類の破碎施設に関する個別施設基準の策定(22～24年度)

3. 施策の効果

移動式廃棄物処理施設の基準を策定することにより、円滑な処理を維持しつつ、生活環境の保全を図る。

移動式廃棄物処理施設に係る基準設定検討事業

検討の背景

現状

移動式施設としては、主にがれき類や木くずの破碎施設が多量排出現場で稼働
審査基準の明確化について自治体等から要望がある

メリット

- 排出現場で処理可能
収集運搬の効率化
飛散・流出リスクの軽減

課題

- 稼働場所周辺的生活環境への影響の審査
手法が未確立
- 自ら設置の移動式がれき類破碎施設の設
置許可取得義務の適用猶予の見直し

事業の内容

- 目的: 移動式処理施設について、生活環境の保全を図りつつ処理を円滑に
行えるような技術的基準等を策定する

移動式処理施設が備えるべき技術的基準や生活環境影響調査の実施方法につ
いて検討

がれき類の移動式破碎施設に係る技術上の基準等の設定に向けた検討

衛星画像を使った不法投棄等の未然防止等対策

101百万円（16百万円）

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1．事業の概要

産業廃棄物の不法投棄等の未然防止・拡大防止を図るため、日本の陸域観測技術衛星「だいち」を活用し、地上からの目視だけでは把握できないエリア等においても、不法投棄等の不適正処分に係る異変を早期に発見し、迅速に対応できる体制づくりを進める。

また、各地方事務所を情報発信・連携の拠点として、管内における国、地方公共団体、市民、事業者等の連携強化を図り、監視パトロールや身近な散乱ごみの清掃活動等の啓発普及活動等を進める。

2．事業計画

平成21年度は、一つの自治体に対して複数時期の衛星画像を提供し、当該衛星画像から産廃関連施設等における産業廃棄物の処理状況や施設の改変状況等を判読できるか否かを検証することとなっている。

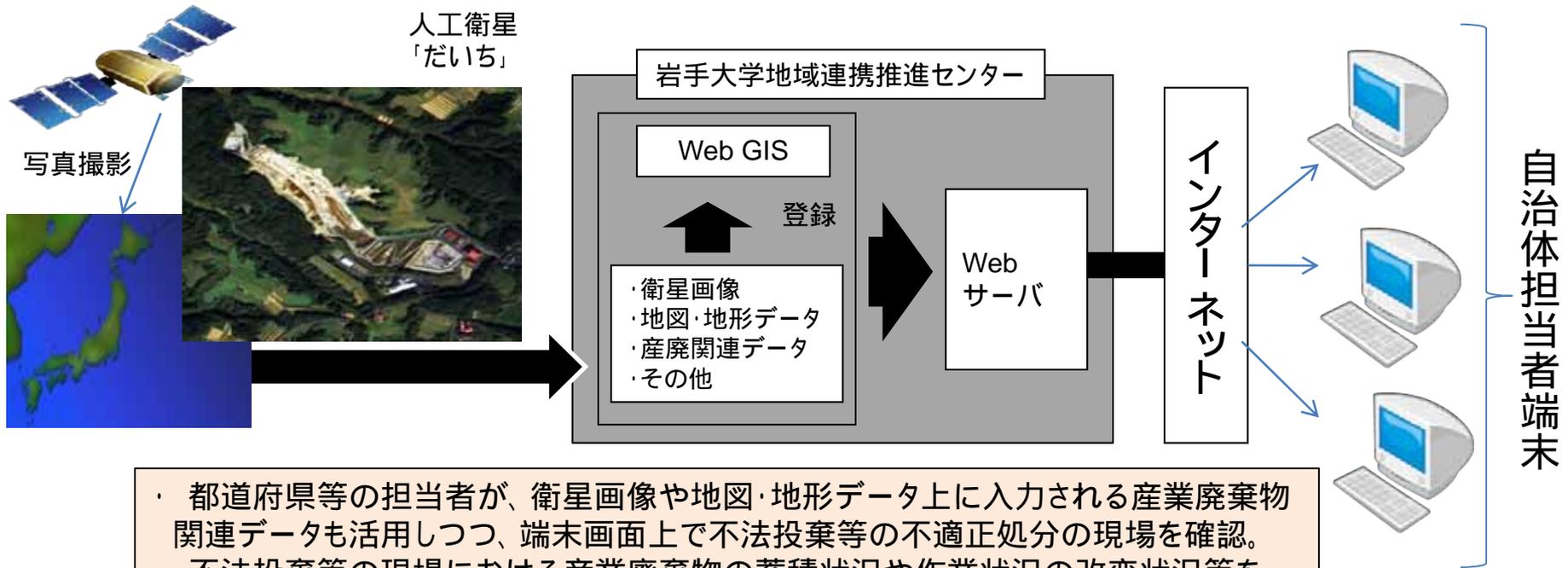
平成22年度は、都道府県等の中から島嶼部、大都市圏、地方中核市周辺地域等の異なる7地域ごとに2自治体の計14の自治体において、従来のものよりも非常に安価な衛星画像や地図・地形データや産業廃棄物関連施設の位置情報・許可内容等の情報を附加した電子情報の作成、当該電子情報を活用した不法投棄等の現場の探索、産業廃棄物関連施設における処理状況や施設の改変状況等の画面上での判読、状況に応じた必要な措置の実施等が可能となる体制づくり等を内容とするモデル事業を実施する。モデル事業の結果については、マニュアルとして取りまとめて、都道府県等に広く周知する。

また、引き続き、地方環境事務所を拠点に、国の関係機関、都道府県等、市民等と連携し、合同の監視パトロールや啓発普及活動等を実施する。

3．施策の効果

従来の人的資源に頼った監視体制の限界を克服し、不法投棄等の監視体制を充実・強化できるとともに、より効率的・効果的な不法投棄等の早期発見・早期対応が可能となることにより、非常に高額になりがちな不法投棄等の事案に対する支障除去等事業の実施に係る経費を大幅に節減することが可能となる。

衛星画像を使った不法投棄等の未然防止等対策



- ・ 都道府県等の担当者が、衛星画像や地図・地形データ上に入力される産業廃棄物関連データも活用しつつ、端末画面上で不法投棄等の不適正処分の現場を確認。
- ・ 不法投棄等の現場における産業廃棄物の蓄積状況や作業状況の改変状況等を画面上で判読。

・ 当該画像を証拠として、現場への立入検査や行政指導、法に基づく必要な措置

不法投棄等の未然防止・拡大防止

(新) 処理困難なPCB廃棄物の適正処理モデル事業

50百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の概要

PCBが使用されたトランス等については、日本環境安全事業株式会社により、全国5箇所の事業所においてその処分が進められている。しかし、運搬や処分の過程においてPCBが漏洩するおそれのある物や、大きさや設置場所の制約から処理施設への持ち込みが困難な物、外国製など構造が特殊な物など、処理困難なPCB廃棄物の取り扱いが課題となっている。

本事業は、PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく処理の推進を図るため、これらの処理困難なPCB廃棄物について、安全かつ確実な処理に必要な取組をとりまとめるものである。

2. 事業計画

- (1) 処理困難なPCB廃棄物の処理に関する調査の実施(22~23年度)
 - ・処理困難なPCB廃棄物の種類や保管量など、実態を把握する。
 - ・処理困難なPCB廃棄物を処理するための処理方策、技術の現状、処理に必要な費用、安全な処理に必要な課題等を把握する。
- (2) 処理困難なPCB廃棄物の処理モデル事業の実施(22~24年度)
 - ・処理困難なPCB廃棄物のうち代表的なものについて、保管事業者や処分業者等の協力を得て、保管場所での機器解体・抜油や処理施設への運搬・持込など様々な種類の処理作業を実証的に実施し、処理に当たった課題等を整理する。
 - ・上記の整理結果等を踏まえ、処理困難なPCB廃棄物の特性等に応じた安全かつ確実な処理の推進に必要な取組方策等をとりまとめる。
- (3) 処理困難なPCB廃棄物の処理に関する委員会の設置
 - ・処理困難なPCB廃棄物の安全かつ確実な処理の本格化に必要な取組をとりまとめるため、廃棄物分野、環境アセスメント分野等の有識者による委員会を設置し、専門的見地からの意見を聴く。

3. 施策の効果

処理困難なPCB廃棄物について、安全かつ確実な処理の本格化が図られることにより、国内に存在するあらゆるPCB廃棄物の効率的かつ確実な処理の推進が完結し、国民の安全性、信頼性に対する理解が深められる。

(新)海中ごみ等の陸上における処理システムの検討

18百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

1. 事業の概要

近年、外国由来のものを含む漂着ごみ・海中ごみ等による生態系を含めた環境・景観の悪化、漁業への被害などが深刻化している。

このような状況の中で、海岸漂着物の円滑な処理及び発生を抑制を図るため、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(以下「海岸漂着物処理推進法」)が平成21年7月に制定し、漂着ごみについては、法律の趣旨に則り各種施策が講じられてきているところである。

一方、海中ごみ等については、海岸漂着物処理推進法が検討される中で、NPO等の民間団体から対策について要望が出される等、海中ごみ等の回収及びその適正な処理に関して検討することが急務となっている。

これらのことから、海中ごみ等についてNPO等の民間団体が清掃・回収した後の合理的な陸上における処理システムの確立を図るため、総合的な検討を行うものである。

2. 事業計画

平成22年度

全国的な海中ごみ等の清掃・回収実態等を調査するとともに、海中ごみ等の処理に積極的に取り組んでいる地域を対象に詳細調査を実施し、海中ごみ等の陸上における処理に当たっての課題等を整理する。

平成23年度

有識者等から構成される検討委員会において、海中ごみ等の陸上における適切な処理システム(運搬・処理主体、処理方法、費用負担等)を構築するための指針の検討を行う。

3. 施策の効果

市町村、NPO等の民間団体向けの海中ごみ等の処理に当たっての指針を作成し、提示することにより、海中ごみ等の陸上における適切な処理システムが確立される。

海中ごみ等の陸上における処理システムの検討

海中ごみ等による環境・景観の悪化、漁業への被害等が深刻化

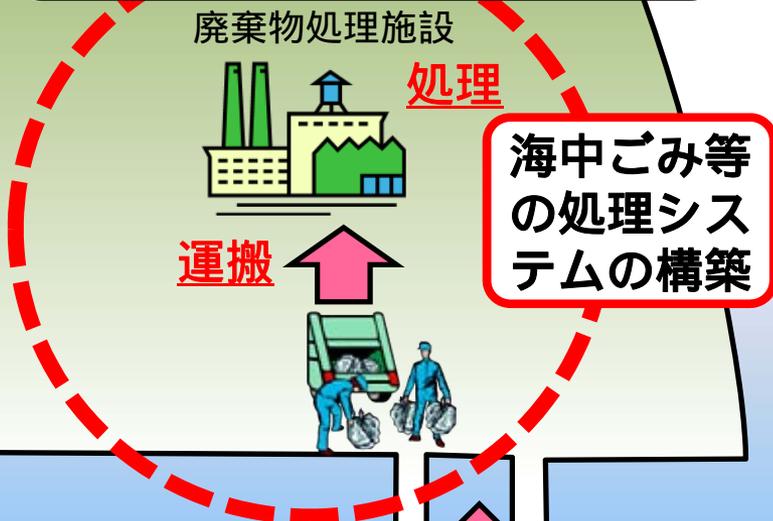


回収された海中ごみ

海中ごみ等の処理は地域で対応が様々
処理システムの構築が必要

NPO等が海中ごみ等を清掃・回収した後の陸上における合理的な処理システム(運搬・処理主体、処理方法、費用負担等)を検討

他地域・海外



ボランティア



海中ごみ



漁業活動

微小粒子状物質（PM2.5）総合対策費

200百万円(121百万円)

水・大気環境局大気環境課、自動車環境対策課

1. 事業の概要

健康への影響が懸念され、本年9月に環境基準が設定された微小粒子状物質（PM2.5）については、今後、モニタリング体制の整備及び対策の実施に向けた検討が必要である。

このため、（1）常時監視体制の早急な整備に向け、試験的モニタリングの大幅な拡充（一般環境：26 47都道府県、沿道：10 16箇所）や、並行測定の実施による機種認定を行う等の取組を進めるとともに、（2）発生源インベントリの精査やシミュレーションの実施などによる発生源・生成機構の把握により、これまでのPM全体の対策を含めた既存対策の効果の解析と、最新のPM2.5削減技術の開発状況の把握を行い、PM2.5を対象とした削減対策のあり方について検討する。

2. 事業計画

調査項目	H21	H22	H23
(1) 大気環境試験的モニタリング(拡充)			→
(2) 発生源・生成機構の把握、対策検討			
・発生源インベントリ調査			→
・発生源周辺調査			→
・シミュレーションモデル構築			
・削減対策のあり方の検討(新規)			→

3. 施策の効果

PM2.5のモニタリング体制を整備して、汚染実態を把握するとともに発生源を明らかにし、PM2.5削減に向けた施策の実施により健康被害の未然防止に資する。

微小粒子状物質（PM2.5）総合対策費

背景

- ・近年、PM2.5の健康影響が懸念
- ・H21年9月に環境基準が設定

現状

- ・大気環境モニタリングの試験的な実施

測定法

PM2.5自動測定機の性能・特性の評価
測定法の確立

常時監視

試験的なモニタリングの拡充
測定機器の機種認定（並行試験の実施）
常時監視体制の整備

新たな削減対策

発生源・生成機構の把握、インベントリ精査
シミュレーションの実施
既存対策の効果の解析
新たな対策の必要性・対策技術の検討

PM2.5の大気汚染対策を強化

有害大気汚染物質等対策推進費

273百万円(273百万円)

水・大気環境局大気環境課

1．事業の概要

平成20年11月にPRTR制度の対象物質が見直し（354 462物質）されたことを受け、有害大気汚染物質に係るリスト（234物質）の見直しに着手しており、今後、リストへの所要の物質の追加が見込まれている。

さらに、PRTR制度については、個別事業所の排出量データが開示請求方式から公表方式に改められ、地方公共団体による地域における有害大気汚染物質の排出状況の把握における利便性の向上が見込まれている。

このため、大防法第18条の22第3項に基づき、事業者による排出抑制の措置を促進し、地方公共団体の施策の推進に資するよう、排出抑制技術等に関する情報の収集・普及を行い、地域における排出抑制対策を支援する。

また、非意図的に生成する残留性有機汚染物質（POPs）については、地球規模での環境汚染が報告されており、平成16年に発効したPOPsに関するストックホルム条約及び同条約に基づき政府が作成した国内実施計画において、排出実態調査等を行うことが求められている。

今般、ストックホルム条約第4回締約国会議（平成21年5月）において、同様に非意図的に生成するペンタクロロベンゼンを新たに条約附属書に追加することが合意されたことから、当該物質を調査の対象に加え、排出実態、生成機構に関する調査、排出インベントリの作成、排出抑制のための技術情報の収集、普及を行う。

2．事業計画

調査項目	H21	H22	H23	H24
・有害大気汚染物質排出抑制対策推進事業				→
・非意図的生成の残留性有機汚染物質対策推進事業				→

3．施策の効果

事業者と地方公共団体の連携による排出抑制対策を支援することにより、地域における有害大気汚染物質の効果的な管理の改善を推進する。

また、非意図的生成のPOPsについて、発生源及び生成過程等を明らかにし、排出インベントリを整備し、排出抑制対策を検討することにより、これらの物質の排出抑制に資する。

有害大気汚染物質等対策推進費

目的

低濃度ではあるが長期ばく露によって人の健康を損なうおそれのある有害大気汚染物質や、肺の中に入ると、肺がんや悪性中皮腫等の疾病を引き起こすおそれのあるアスベストによる、**国民の健康被害の未然防止対策**を推進する。

事業内容

大気汚染状況の把握

環境大気中における有害大気汚染物質、アスベストのモニタリングを、対象物質に応じて測定方法を開発しつつ実施。

排出抑制対策の検討

大気汚染状況等に応じた排出抑制対策を重点的に実施すべき物質の選定を行い、国内の排出源からの排出状況に応じた排出抑制対策を、国内外の科学的知見を元に検討

<地域・事業者単位での排出抑制対策の実施>

国際貢献

我が国が、これまで培ってきた技術や対策等の経験を活かして、各国における有害大気汚染物質、アスベスト対策の施策展開を支援。

有害大気汚染物質排出抑制対策推進事業

従来の取組：有害大気汚染物質に係る有害性情報や曝露情報等の基礎情報の収集等

重点内容

地方公共団体と事業者の連携による排出抑制取組事例、排出抑制技術に関する情報の収集・普及

非意図的生成の残留性有機汚染物質対策推進事業

従来の取組：PCB・HCBに係る排出実態の把握、排出抑制に関する情報の普及等

重点内容

ペンタクロロベンゼンを新たに対象に追加

総量削減計画改訂調査

49百万円(30百万円)

水・大気環境局自動車環境対策課

1. 事業の概要

自動車NOx・PM法では、平成22年度までに、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準をおおむね達成することを目標としている。関係8都府県においては、自動車NOx・PM総量削減計画が作成され、同年度までを計画期間として、各種施策が総合的に進められている。

本調査においては、これまで、過年度の自動車NOx・PM排出量、環境基準達成状況等を踏まえ、総量削減施策の進捗状況を評価している。加えて、平成22年度は、計画期間の最終年度に当たることから、総量削減計画の見直しに資するよう、平成22年度及び将来年度における排出量の算定を実施し、追加施策の検討を行う。

2. 事業計画

項 目	H21	H22	H23
総量削減計画改訂調査(H14～)			→
うち、将来排出量推計及び追加施策の検討		→	

3. 施策の効果

総量削減計画の目標である二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成に資する。

総量削減計画改訂調査

目標：平成22年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準のおおむね達成
(自動車NO_x・PM法に基づく総量削減基本方針)
対策地域内都道府県：窒素酸化物総量削減計画の策定義務
(8都府県) 粒子状物質総量削減計画の策定義務
(自動車NO_x・PM法第7条・第9条)

8都府県にて策定した総量削減計画の進捗状況の把握
及び評価のための基礎資料の収集・整備

環境基準の達成状況及び評価
自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の排出状況 等

総量削減施策の
評価

自動車NO_x・PM排出量の当該年度及び将来
年度における排出量の算定、追加施策の検討

計画の見直し

(注) は平成22年度新規事項

自動車環境性能評価法国際標準化等推進費

50百万円(26百万円)

水・大気環境局総務課環境管理技術室

1. 事業の概要

我が国においては、これまで世界最高レベルの自動車排出ガス・騒音規制を実施することにより、大気環境の改善とともに、最先端の環境技術の開発を促し、国内自動車関連産業の成長、国際競争力確保の原動力となったきた。欧米も着々と将来に向けた規制強化を進める中、我が国においても引き続き規制強化等の検討を実施していくこととしている。

この規制強化等の検討と併せ、世界各国で異なる試験方法等について国際調和を図ることができれば、国内自動車関連企業において、各国個別の規制に対応するために必要であった開発コスト・工数を削減することができる。これにより、更なる国際競争力の強化を図ることができ、その結果として、更なる大気環境の改善も期待できる。

本事業では、以下のとおり必要な排出ガス・騒音データの測定等を行い、排出ガス・騒音の国際調和試験方法等の策定や国内導入について検討する。

自動車排出ガスの国際調和試験方法（走行パターン（モード）、測定条件等）策定

- ・ 国連において日本も参画のもと既に策定された2輪車の排出ガス国際調和試験方法について国内導入を検討
- ・ 国連で本格的に検討が開始される乗用車の排出ガス国際調和試験方法について、試験方法案の提案、データの提供

自動車騒音の国際調和試験方法（試験速度・加速度、測定条件等）策定

- ・ 国連において日本も参画のもと検討中の自動車騒音の国際調和試験方法について、国内導入を検討

自動車の特性に応じた新たな排出ガス等測定モード策定

- ・ 自動車排出ガス規制の、試験方法には実際の多様な走行パターンを平均化したものをモードとして規定しているが、次世代自動車の中には、ハイブリッドバス・トラックなどの特定の走行パターンにおいて、特に環境性能を発揮するものがあることから、路線バス、都市間輸送

トラック、宅配便トラック等特徴的な走行パターンで専ら使用される場合の排出ガス等の性能を評価できる測定モードを作成。自動車メーカーが、任意にこの測定モードに基づく排出ガス等の性能を表示し、路線バス事業者、宅配便事業者、その他特徴的な使用特性を有する使用者が、当該使用特性に応じた排出ガス等の性能を車種ごとに、客観的に比較できるようにすることで、一層の技術開発の促進を図る。

2 . 事業計画

	22年度	23年度	24年度
自動車排出ガス国際調和試験方法策定			
二輪車国内導入検討	→		
乗用車国内導入検討	→		
	(国連の検討状況に応じ、毎年度見直す)		
自動車騒音の国際調和試験方法策定		→	
自動車の特性に応じた新たな排出ガス等測定モード策定	→		

3 . 施策の効果

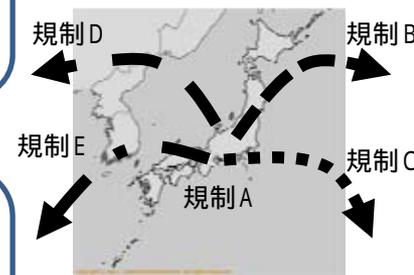
- ・ 試験方法等が国際調和されれば、複数の排出ガス・騒音規制に対応するために必要であった開発コスト、工数が削減され、国際競争力が強化される。
- ・ 削減された開発コストを、次世代車への開発に振り分けることができる。
- ・ 全世界で排出ガス低減性能の比較が可能となり性能の競争が促進される。
- ・ 上記の効果により、結果として更に環境が改善される。

自動車環境性能評価法国際標準化等推進費

現状・課題

- ・日本のメーカーは、日本のみならず世界各国へ商品を展開。今後は、中国、ASEAN市場等でのシェア争いが激化。
- ・一方で、世界各国の排出ガス・騒音試験方法が異なっているため、日本のメーカーは、各国個別の規制に対応すべく技術開発が必要。

各国個別の規制に対応する必要がある。



事業での検討事項

自動車排出ガスの国際調和試験方法策定(走行パターン(モード)等)

- ・22年度～24年度の3ヵ年で二輪車の排出ガス国際調和試験方法の国内導入について検討
- ・乗用車の排出ガス国際調和試験方法の検討

自動車騒音の国際調和試験方法の策定(試験速度・加速度等)

- ・22年度～23年度の2ヵ年で自動車騒音の国際調和試験方法の国内導入について検討

1つの規制への対応でよくなる。



効果

試験方法の国際調和

- ・開発コスト、工数の削減による国際競争力の強化。
- ・削減された開発コストを、次世代車への開発に振り分けることができる。
- ・全世界で排出ガス低減性能の比較が可能となり競争が促進。

更なる排出ガス・騒音の低減

自動車の特性に応じた新たな排出ガス等測定モード策定

- ・22年度～24年度の3ヵ年で路線バス、都市間輸送トラック、宅配便トラック等の排出ガス等測定モードを作成。自動車メーカーが任意にこの測定モードに基づく排出ガス等の性能を表示し、特徴的な使用特性を有する使用者が当該使用特性に応じた性能を比較できるようにすることで、一層の技術開発の促進を図る。

水・大気環境局水環境課

1. 事業の概要

水生生物保全のための水質環境基準を設定するために必要となる化学物質の毒性情報等に関する科学的知見を文献及び魚類毒性試験実施により収集し、学識者等からなる検討会において信頼性評価を行い、中央環境審議会の専門委員会の審議に活用するもの。

これまでに優先的に検討調査を行った96物質のうち必要のある項目について順次基準化に向けた検討を開始しているが、従来行ってきた既存文献のレビューにおいて、国際的に通用するOECDテストガイドラインに則した毒性試験データが大幅に不足している項目が多く残されている状況にある。環境基準の案の妥当性を説明するためには、毒性情報について十分な信頼性を有するデータを根拠としなければならず、今後は検討対象となっている項目の毒性試験を自ら実施する必要がある。

また、従来の検討対象としてきた工業用化学物質等と比べ、医薬品や家庭用品等に含まれ広く環境中に排出されることから水生生物へ影響が懸念されている化学物質については、環境中における物質の挙動や毒性に関する情報が大幅に不足している。このため、これら基準化を図る物質についての実環境中での対象化学物質のレベル及びそれに対する水生生物等への影響調査並びに新規検討対象物質に係る魚類毒性試験を拡充する。

2. 事業計画

調査項目	H21	H22	H23
・水生生物への化学物質の有害性の検討評価			→
・環境中濃度レベル及び水生生物の生息状況調査(拡充)		→	→
・魚類等毒性試験(拡充)		→	→
・水生生物の生息実態を活用した生物学的な水域特性のモニタリング手法検討			→

3. 施策の効果

水生生物保全に係る新規環境基準項目の設定により、この目標を達成するための施策の推進が可能となり、水生生物生息環境の改善や漁業等の振興につながる。

水生生物保全に係る環境基準策定

優先検討物質の選定・・・ 有害性と暴露の両面からみて水生生物へのリスクが懸念される物質

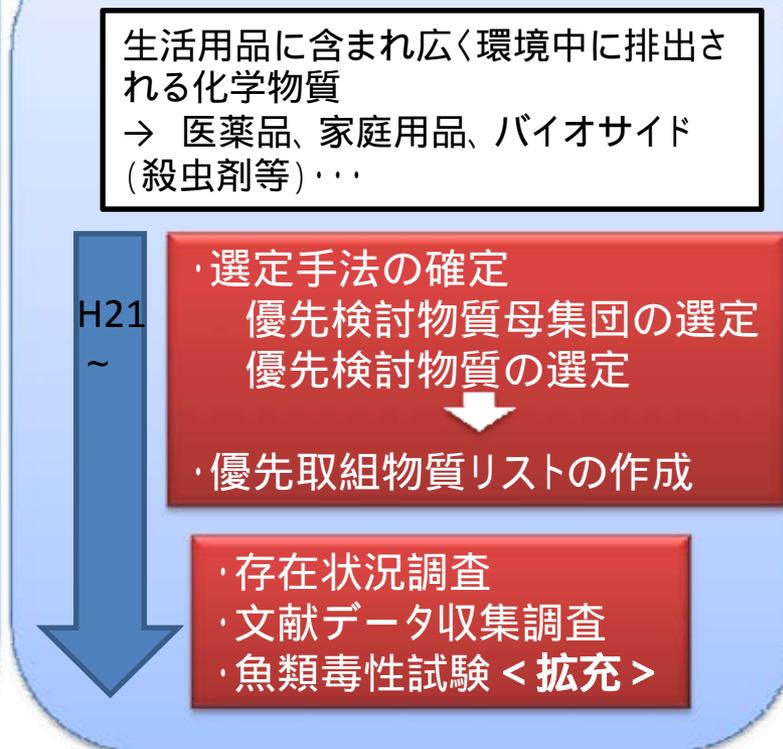
既存検討物質



諸外国の基準との比較

	日本	アメリカ	ドイツ	イギリス
項目数	1	45	72	75
	カナダ		EU	
	淡水	海水	淡水魚	貝類
項目数	121	38	15	27

新規検討物質



(新)底層DO等を用いた水質環境評価事業

150百万円(0百万円)

水・大気環境局水環境課

1. 事業の概要

生活環境の保全に関する環境基準については、設定から35年以上が経過し、水環境の状況が変化中、現在の環境基準項目の達成状況だけでは水環境の現状が国民に分かりにくく、水環境保全施策推進等につながらないとの指摘がある。

このため、昨年度行った、水質環境基準生活環境項目検討調査において、改訂の方向性についてとりまとめたところである。湖沼、閉鎖性海域等においては底層において水生生物の生息にとって基本である溶存酸素(DO)の低下により水生生物が生息不可能となる状況が見られることから、今後、特に底層DOについては、改善に係る指標の開発や時間変動の影響等について検討し新たな基準項目として設定する必要があるとの指摘を受けている。

また、平成23年度に見直しが予定されている湖沼法における施策や平成26年度を目標年次とする第7次(次期)総量規制において、環境基準としての底層DOを施策の目標とするべく、遅くとも平成23年度中には、底層DOに係る具体的な基準値設定及び類型指定のためのデータ収集を終了する必要がある。また、一方で地球温暖化に伴い日本の湖沼等での底層DOの悪化も懸念されており継続的な状況の把握が必要である。加えて、湖沼を中心に、魚類生息状況と水質との関係を把握する必要がある。

このため、魚介類等の斃死や湖底での貧酸素水塊の発生が報告されている湖沼や海域等を対象として、底層DO等の長期間連続観測(日間変動や季節変動の把握)及び関連項目の定期観測並びに湖沼での魚類の生息状況を把握、整理し、魚類生息状況と水質との関係を踏まえた水質環境の評価を行う。

2. 事業計画

調査項目	H22	H23
底層DO等の水質連続監視		→
魚類生息状況把握評価		→

3. 施策の効果

新たな水質環境基準項目設定を行うことで、この基準を目標とする施策展開を行うことが可能となり、水生生物環境の改善、漁業等の振興、さらなる環境保全活動につながる。

底層DO等を用いた水質環境評価事業

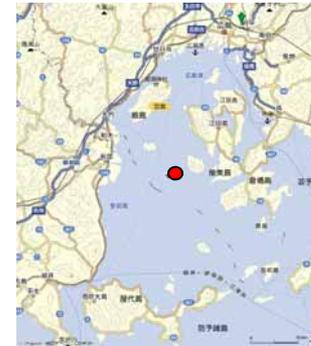
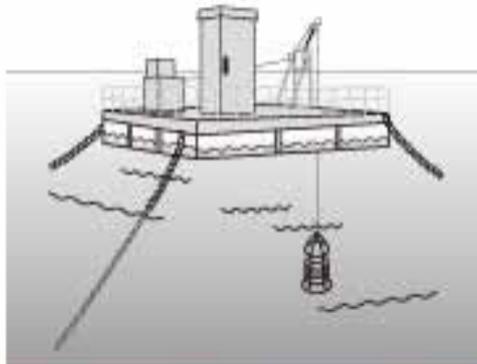
観測ポイント(湖沼法指定湖沼及び閉鎖性海域等で実施予定)



池田湖



諏訪湖



広島湾



琵琶湖



播磨灘

< 調査・解析方法 >

以下の水域に、合計8基の水質連続測定装置を設置し、日間変動も大きいDO、pH、水温等の連続測定を行うとともに、周辺での定期水質測定を行う予定。これらに加えて湖沼を中心に魚類生息状況把握を行う。

(湖沼)

琵琶湖、諏訪湖、池田湖、中海・宍道湖、釜房ダム

(海域)

広島湾、播磨灘

目的

- ・平成23年度より始まる第7次総量規制において底層DO等を施策の目標とするための調査(水域ごとにDOの変化が異なる)
- ・地球温暖化の湖沼・海域の水質(特に底層DO)に与える影響の監視のあり方の検討



施策の効果

- ・海域・湖沼の底層水質にかかる新たな水質基準の設定(底層DOの改善にかかる指標の開発や、時間毎のDO基準を定める必要性があるかを検討)
- ・気候変動による海域湖沼への影響の把握
- ・新たな項目測定や気候変動による水質影響監視による雇用創出

1. 事業の概要

現在、湖沼の水質環境基準の達成率については、河川の90%、海域の79%に比較して、50%と低い状態であり、水質改善が進んでいる湖沼についても、異臭味がある藻類が異常繁茂するなど、水利用上の課題も多い。

また、指定湖沼の水質改善は、湖沼法に基づき、実施されているが、この湖沼法については、平成23年度に見直しを行い、この結果に基づいて必要な措置を講ずることが附則に定められている。

今後の湖沼水質の保全については、実感しやすい水質指標の検討 地域住民が望む湖沼像を反映した環境基準の設定を行い、更なる水質改善を図るため、湖沼水質保全施策の枠組みの再構築が必要である。

このため、新たな環境基準の検討、現湖沼法の施策の効果検証を行うとともに湖沼の水質汚濁メカニズム等の検討を踏まえた市街地・農地等の面源対策及び未規制の小規模事業者(事業者用污水处理設備の構造検討)や更なる事業者等の点源対策等の水質保全施策の再構築を行い、湖沼法の見直しを行うものである。

2. 事業計画

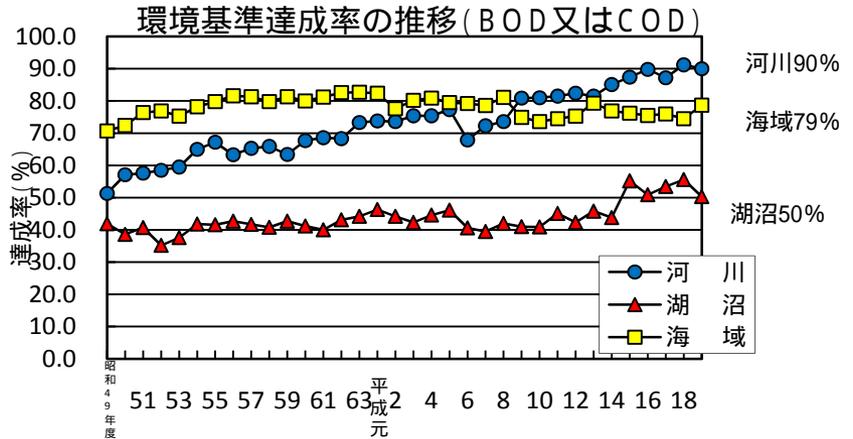
調査項目	H22	H23	H24
・ 実感しやすい水質指標、地域住民の望む湖沼像を反映した環境基準の検討 ・ 現湖沼法の施策の効果検証 ・ 水質保全施策の再構築、湖沼法の見直し ・ 事業者用污水处理設備の構造検討 ・ 施策のモニタリング			

3. 施策の効果

- 湖沼特性に応じた水環境保全施策の推進により、湖沼の水質環境基準の達成率の向上を図るとともに、国民に快適な湖沼水環境を提供する。

湖沼水質保全施策枠組み再構築事業

湖沼法については、平成23年度に見直しを行い、必要な措置を講ずることが附則に定められている。



(湖沼水質保全施策枠組み再構築事業)

水質保全の方向性

実感しやすい水質指標の検討
地域住民が望む湖沼像
更なる水質改善施策

湖沼の環境基準の達成率の改善は悪い。
(湖沼50% ← 河川90%・海域79%)

実感しやすい水質指標、地域住民が望む湖沼像の検討 → 環境基準の設定
湖沼法の施策の効果検証

→ どのくらい水質改善したのか。

水質汚濁メカニズム等を踏まえた水質保全施策の検討 (面源、点源)

・事業者用污水处理設備の構造検討

→ どのくらい水質改善するのか。

水質保全施策の再構築 → 湖沼法の見直し

1. 事業の概要

窒素、りん等の栄養塩は海域の動植物、プランクトン等にとって必要不可欠なものであるが、必要量を上回る流入や海域をめぐる社会経済情勢、自然条件の変化等による生物相の変化等によって海中の栄養塩のバランスが損なわれ、赤潮や貧酸素水塊の発生、海苔の色落ち等の水産被害の発生が見られる海域が存在している。

海域に必要な栄養塩類の濃度(量)や流入域及び海域において実施すべき方策は、海域の地理的・地形的条件、海域の利用状況、当該海域の流入域の経済社会活動の状況等によって大きく異なっており、それぞれの海域に応じた海域・陸域一体となった栄養塩の円滑な循環を達成するための効率的かつ効果的な栄養塩類の管理方策を明らかとすることで、生物多様性に富んだ豊かで健全な海域の構築に向けた行政、地域住民、研究者、産業界等による総合的な取組を推進する必要がある。

そのため、栄養塩類のバランスを回復あるいは向上させるために地域関係者が共同で取り組む海域及び周辺地域をモデル地域として選定し、流入域における栄養塩負荷発生状況、水質・底質の動向、漁獲量の把握、陸域・海域バイオマスの増殖・回収機能強化に関する調査、物質収支モデルを用いた要因分析及び循環量の評価、新たな技術開発動向も踏まえた実施方策の抽出等を行い、具体的な行動計画を当該海域のヘルシープラン(仮称)として策定する。さらに、モデル地域における検討結果を踏まえて、我が国の閉鎖性海域において、海域の実情に応じた栄養塩管理方策を確立するものである。

2. 事業計画

調査項目	H22	H23	H24
地域における栄養塩負荷発生状況調査 水質・底質や漁獲量の動向調査	→		
陸域、海域バイオマスの増殖・回収機能調査	→		
物質収支モデルの構築 要因分析、循環量の評価	→		
モデル地域選定、栄養塩管理のあり方検討 ヘルシープランの策定			→

3. 施策の効果

栄養塩バランスの劣化による環境保全上の障害を解消し、豊かで健全な海域環境が構築される。

モデル地域における実践結果に基づいて、同様の問題を抱える閉鎖性海域において、総合的かつ効率的・効果的な海域環境保全対策が実施される。

海域の物質循環健全化計画策定事業(平成22～24年度)

～ 海域ヘルシープラン策定モデル事業～

現況： 栄養塩類バランスの劣化による赤潮や海苔の色落ちなどの障害



モデル地域における対策検討

モデル地域の物質循環量把握

- ・ 栄養塩類の発生負荷量調査
- ・ 地域吸収量、蓄積、流出状況調査
- ・ 海藻、藻類等吸収源の増殖と回収試験
- ・ バイオマス利用促進について検討

物質収支モデルの構築

- ・ 地域の栄養塩類循環状況を再現
- ・ 栄養塩類循環に及ぼす要因の抽出

影響評価手法の開発

- ・ 円滑な栄養塩類循環のための診断、評価手法の検討
- ・ 効果的な対策案の検討

栄養塩類管理方策検討

- ・ 海域の類型化
- ・ 推進すべき活動、施設整備、調査研究、技術開発等の施策整理

栄養塩類の循環バランスを回復あるいは向上させるための具体的な行動計画の確立

ヘルシープラン

生物生産力と多様性の高い海域の構築

海域・地下水等の水質改善、水質汚濁の未然防止



(新)浄化槽整備区域設定支援事業費

30百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

1. 事業の概要

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、汚水処理施設の早急な整備が必要であるが、未だに汚水処理施設が普及していない人口が2000万人を越えている状況にある。今後、汚水処理施設の整備の中心は人口分散地域に移っていくと考えられるため、整備コストが小さく、整備期間の短い浄化槽の重要性が高まっている。

しかしながら、各市町村においては、浄化槽整備区域の設定は依然として十分に進んでいるとはいえず、必ずしも浄化槽の設置基数は伸びていない。

このため、社会情勢等の変化した現状において、改めて、初期投資、維持管理費用を詳細に比較検討し、浄化槽整備区域の積極的な設定手法や効率的な施設整備の手法を提案することで、浄化槽の整備促進の支援を行い、少子高齢化社会に対応し、汚水処理施設未普及人口の早期解消を図る。

2. 事業計画

浄化槽整備目標の実態把握等に関する調査

人口分散地を中心に浄化槽整備区域の新たな設定等の可能性を検証し、その成果を発信する。

浄化槽整備区域の積極的な設定・見直しに関する調査

自治体の財政等の状況も踏まえ、汚水処理施設整備の詳細な経済比較をモデル的に実施することで、浄化槽整備区域の積極的な設定手法を検討・提案する。

浄化槽の新たな整備手法検討業務

市町村設置型やPFI手法等の導入事例の解析を踏まえ、浄化槽の整備や単独転換の促進における効率的な事業的手法を検討・提案する。

新たな浄化槽整備手法の発信

(年次計画)

平成22年度 整備目標の整理・検証、自治体類型モデルでの整備区域の設定・見直し検討調査

平成23年度 事業的手法の検討、自治体類型モデルによる検証事例の発信

3. 施策の効果

平成24年に普及率12%の目標(廃棄物処理施設整備計画)の達成を図るため、浄化槽整備区域の新たな設定促進を図る。

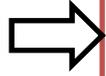
浄化槽整備区域設定支援事業費

污水处理施設の効率的な整備が求められている

(背景)人口減少や高齢化、

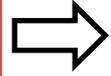
市町村合併、

厳しい地方財政等



整備・普及の中心は人口分散地へ
整備コスト小さく、整備期間の短い浄化槽が重要

しかし



各市町村での浄化槽整備区域の設定は十分とはいえない

必ずしも浄化槽の設置基数は伸びていない

浄化槽整備区域の積極的な設定、新たな浄化槽整備手法の導入に向けた自治体への支援が必要



浄化槽整備区域
設定支援事業

22年度

<自治体の浄化槽整備目標の実状の把握>

都道府県構想の目標の整理等 → 新たな設定や見直しの可能性を検証

<浄化槽整備区域の積極的な設定手法の検討・提案>

地域特性別の自治体類型モデルにおいて、実態に即したデータを基に
污水处理施設整備の詳細な経済比較

<新たな浄化槽整備手法の検討・提案>

各種事業的手法の事例解析を基に効率的な事業的手法を検討
個人設置型 ・ 市町村設置型 ・ PFI事業等の導入マニュアル化

浄化槽を適切に活用した自治体による効率的な事業実施へ

循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分）

12,838百万円（14,344百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

1. 事業の概要

湖沼等公共用水域等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水対策を推進し良好な水環境や健全な水循環の確保、並びに地球温暖化対策を強力に推進するため浄化槽分野での取り組みを促進するため、浄化槽整備に対する国の助成制度の一層の充実・強化を図る。

この他、内閣府に計上されている地域再生基盤強化交付金（污水处理施設整備交付金）により浄化槽整備を推進。

（1）低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業の実施

鳩山内閣で掲げている、日本における温室効果ガスの削減目標（2020年までに90年比で25%削減）に対し、浄化槽分野におけるCO₂削減対策の促進を図るため、以下の費用に対し、助成率1/2により助成を行う。

- ・省エネルギータイプの浄化槽への新規設置費用
- ・既設置合併処理浄化槽における省エネルギータイプのブロウへの取替え費用（1回限り）

（2）浄化槽整備区域促進特別モデル事業の充実

平成21年度より実施している浄化槽整備区域促進特別モデル事業（助成率1/2）のうち、単独処理浄化槽集中転換事業（市町村設置型及び個人設置型）につき、平成22年度から平成24年度までの3カ年において、10カ所の採択枠を追加する。

（3）単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進

現在9万円を上限としている撤去費用の助成対象事業費につき、単独処理浄化槽の撤去に必要な費用を勘案した経費に変更する。

20万円を基準額の上限に変更

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する際に併せて必要となる、家屋等からの排水設備の設置に要する費用について助成対象とする。

（4）個人設置型の浄化槽における公的負担割合の見直し

個人設置型の浄化槽について、助成対象事業費（公的負担割合）を現在の「40%」から「50%」に引き上げる。

（5）計画策定調査費の拡充（市町村設置型における拡充支援）

「（下水道計画の新たな策定予定が無く）新たに浄化槽整備区域を設定し、市町村設置型を実施する予定の市町村」に対して、「事業費の3.5%」から「必要な額」に拡充する。

事業計画の改定に要する費用についても助成対象とする。

2 . 事業計画

助成率：1 / 3 (低炭素対応型事業、モデル事業 1 / 2)

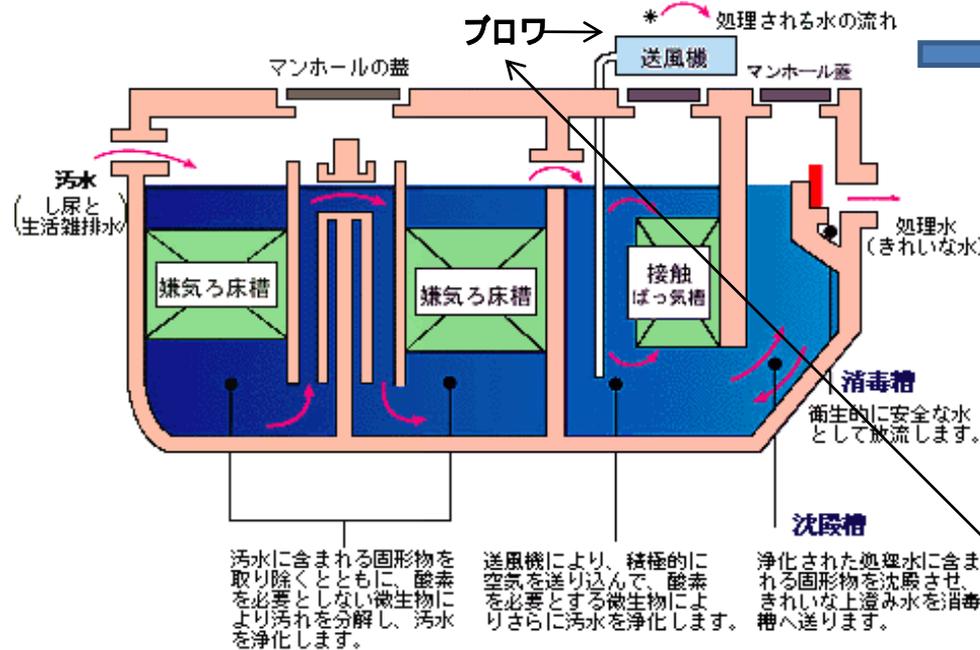
助成先：市町村等

3 . 施策の効果

浄化槽の整備推進により、湖沼等公共用水域等における生活排水対策が進み、良好な水環境や健全な水循環が確保できる。

低炭素社会対応浄化槽整備推進事業の実施について

1. 省エネルギータイプの浄化槽の設置費用への助成



プロワ (送風機) の運転に使用される電力の省力化に資するタイプの浄化槽への助成 (プロワ使用電力自体の低減化、プロワ運転の効率化、浄化能力効率化による使用電力の減少)

2. 既設置合併処理浄化槽における省エネルギータイプのプロワへの取替費用

現在の省エネルギータイプの浄化槽では、2～3割の使用電力低減が可能

現行の省エネ基準 (通常型)	5人槽	プロワ定格出力	53W以下
	7人槽	プロワ定格出力	75W以下
	10人槽	プロワ定格出力	101W以下

地球環境局環境保全対策課

1. 事業の概要

本年7月、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、「海岸漂着物処理推進法」(以下、「法」という。)が成立した。

本法律を適切に施行するため、国民に対して国民の責務を含めた法律の内容の周知や普及啓発を行うとともに、都道府県の取組状況を把握し、海岸漂着物対策の基本方針の策定や変更、海岸漂着物対策専門家会議の開催・運営等、総合的な施策を進める。また、海岸漂着物の処理に関する都道府県間の協力のあっせん、地域の環境の保全上著しい支障がある海岸漂着物の処理に関する協力を進めるために必要な調査や検討を行う。

2. 事業計画

(1) 海岸漂着物総合施策推進経費

- ・地域計画の策定状況、海岸漂着物対策推進協議会の設置状況、海岸漂着物対策の内容等の調査・整理(法第9条関係)
- ・海岸漂着物の実態、対策の内容、国民の責務等、法律の内容の周知(法第27条関係)

(2) 海岸漂着物処理推進協力経費

- ・都道府県の区域間の海岸漂着物の流出状況に関する調査・検討(法第19条第2項関係)
- ・地域において極めて処理が困難な海岸漂着物の処理に関する調査・検討(法第20条関係)

(3) 海岸漂着物対策専門家会議開催経費

- ・海岸漂着物対策専門家会議の開催運営(法第30条第2項関係)

3. 施策の効果

海岸漂着物処理推進法を適切に施行して海岸漂着物対策を推進することにより、国の責務を果たし、もって海洋環境保全を進める。

(参考)

○ 海岸漂着物処理推進法の関係条文

(国の責務)

第九条 国は、第三条から前条までに規定する海岸漂着物対策に関する基本理念(次条及び第十三条第一項において単に「基本理念」という。)にのっとり、海岸漂着物対策に関し、総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(協力の求め等)

第十九条 都道府県知事は、海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、海岸管理者等の要請に基づき、又はその意見を聴いて、当該他の都道府県の知事に対し、海岸漂着物の処理その他必要な事項に関して協力を求めることができる。

2 環境大臣は、前項の規定による都道府県間における協力を円滑に行うため必要があると認めるときは、当該協力に関し、あっせんを行うことができる。

第二十条 都道府県知事は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合において、特に必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理に関する協力を求めることができる。

(海岸漂着物等の処理等に関する普及啓発)

第二十七条 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない。

(海岸漂着物対策推進会議)

第三十条 政府は、環境省、農林水産省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する海岸漂着物対策推進会議を設け、海岸漂着物対策の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 海岸漂着物対策推進会議に、海岸漂着物対策に関し専門的知識を有する者によって構成する海岸漂着物対策専門家会議を置く。

3 海岸漂着物対策専門家会議は、海岸漂着物対策の推進に係る事項について、海岸漂着物対策推進会議に進言する。

地球環境局環境保全対策課

1. 事業の概要

本年7月、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、「海岸漂着物処理推進法」が成立した。これを受けて、漂流・漂着ゴミの発生の状況及び原因に関する調査、効率的な処理等に関する調査研究等を進める必要がある。

このため、地域特性が異なるモデル地域において、漂流・漂着ゴミの量と種類の詳細な分析、漂流・漂着ゴミの回収・処理の試行、地域の関係者による対策の検討を行い、海岸特性や処理施設の能力等、地域の実情に応じた漂流・漂着ゴミの効率的な回収・処理方法及び対策のあり方を整理する。さらに、これまでの調査結果を踏まえ、地域特性に応じた効果的な海岸清掃マニュアルを策定する。

また、漂着ゴミの全国的な分布状況や経年変化等を把握するためのモニタリングを実施し、対策を進めるに当たっての基礎資料を整理する（漂着ゴミ状況把握調査）とともに、漂着ゴミの原因究明調査を行って特定の地域の主要漂着ゴミの流出状況等を把握することにより実効的な発生抑制対策を進める（漂着ゴミ原因究明調査）。さらに、我が国から流出するゴミが他国にも漂着していることから、その状況を把握し、中国、韓国、太平洋地域の関係国を含めて漂着ゴミの削減に向けた国際的な協力体制についての検討を進める（漂着ゴミ国外流出対策調査）。

2. 事業計画

(1) 漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査

平成19～20年度：第1期モデル調査

平成21～22年度：第2期モデル調査

(2) (新) 漂着ゴミ発生状況・原因究明事業

平成22～24年度：漂着ゴミ状況把握調査、漂着ゴミ原因究明調査、
漂着ゴミ国外流出対策調査

3. 施策の効果

漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査では、モデル地域に着目して効率的な処理等に関する調査研究を推進し、漂着ゴミ発生状況・原因究明事業では、全国的な観点も加えて発生の状況及び原因に関する調査等を進め、漂流・漂着ゴミの削減を図る。

漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査の概要

モデル調査の内容

三種類の調査

概況調査

モデル地域を含む一連の海岸線について、概況(漂着ゴミの状況、ゴミ発生源の有無、ゴミ処理施設の有無等)や地域の取組状況等を調査する。

クリーンアップ調査

モデル地域において、詳細な品目毎に分類する共通の手法を用いて漂着ゴミを分析する。
モデル地域の海岸清掃を行い、海岸特性や処理施設の能力等、地域の実情に応じた効率的・効果的な回収・処理方法を検討する。

フォローアップ調査

クリーンアップ調査による清掃後、モニタリングにより定期的に漂着状況を把握する。
漂着状況の時間的・空間的分析等を実施する。

【総括検討会】

調査全体の企画、進捗状況の管理、全体の調査結果のとりまとめ等を行う。

【地域検討会】

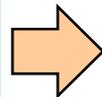
モデル地域毎に地域の関係者により構成し、地域の実情に応じた調査の企画、効果的な対策のあり方の検討等を行う。

地域の実情に応じた漂着ゴミの効率的・効果的な回収・処理方法の確立を図る

漂着ゴミ発生状況・原因究明事業

(1) 漂着ゴミ状況把握調査

- ・漂着ゴミのモニタリング
- ・全国的・経年的な状況把握



効果的な漂着ゴミ対策
に関する施策の立案

海岸漂着物処理推進法

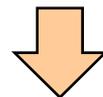
第二十二条 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査を行うよう努めなければならない。



地域の関係者等連携した
漂着ゴミのモニタリング

(2) 漂着ゴミ原因究明調査

- ・主要ゴミの発生実態調査
- ・流出状況の追跡調査



実効的な発生抑制
対策の実施



太平洋地域の海鳥のヒナ3羽の死骸から発見されたゴミ
(写真提供: JEAN)

我が国に流入
するゴミ

我が国から流出
するゴミ

(3) 漂着ゴミ国外流出対策調査

- ・太平洋地域における影響調査
- ・国際的な協力体制の検討



アジア太平洋地域における
国際協力体制の構築

(新) 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関の技術的能力確保・向上業務
77百万円(0百万円)

水・大気環境局土壤環境課

1. 事業の概要

土壤汚染対策法において、土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査（以下「土壤汚染状況調査」という。）については、環境大臣が指定した指定調査機関が実施することとなっているが、業者によって経験や技術の差が大きいなどといった指摘がある。

このため、改正土壤汚染対策法においては、指定調査機関が行う土壤汚染状況調査の技術的能力に関する信頼性を確保するため、指定の更新制度、技術管理者の設置などを新たに規定したところであり、特に、技術管理者については、土壤汚染状況調査に精通していることが必要があることから、技術管理者の試験制度を創設し、当該試験に合格することを要件とすることとしている。

このことから、当該試験の実施にあたって必要な試験問題の作成、試験実施の準備及び試験の実施・監督を行うこととし、試験合格者に対しては技術管理者証を交付することが必要である。

また、指定調査機関の業務実態等を把握するための業務実施状況調査を行い、当該機関の指導監督及び施策検討に必要な情報を得ることとする。

2. 事業計画

調査項目	H 2 2	H 2 3	H 2 4
技術管理者試験の実施・監督等			▶
指定調査機関の業務実施状況調査			▶

3. 施策の効果

当該施策により、指定調査機関に設置される技術管理者の技術的能力の確保・向上が図られることから、指定調査機関が行う土壤汚染状況調査等の信頼性が保たれる。

土壤汚染対策法に基づく指定調査機関の技術的能力確保・向上業務

指定調査機関の実態

- ・指定調査機関の経験や技術にバラツキがある。
- ・外部委託により、土壤汚染の調査に関する技術や知識を有していない機関もある。

土壤汚染対策のためには、一定の技術的能力を維持し土壤汚染状況調査の信頼性を確保することが必要

改正土壤汚染対策法により

- ・指定の更新制度
- ・**技術管理者の設置**を導入

環境大臣が実施する**技術管理者試験**に合格することが要件。

指定調査機関の業務実施状況調査

指定調査機関の業務実態等を把握し、指導監督及び施策検討に必要な情報を得る。

技術管理者試験の実施・監督等

試験の実施に必要な試験問題の作成や、技術管理者証の交付等を実施。

指定調査機関の技術的能力の向上・維持に資する！！

(新)微生物によるバイオレメディエーションの普及促進に係る技術指針策定
費

20百万円(0百万円)

水・大気環境局総務課環境管理技術室

1. 事業の概要

バイオレメディエーション事業の一層の健全な発展及び環境保全に資することを目的として、平成17年3月に「微生物によるバイオレメディエーション利用指針」を策定し、これまで5件の大臣確認を実施した。一般の土壌汚染対策法の改正に伴い原位置浄化の必要性が高まるなか、多様な汚染物質への適用可能性を持ち、比較的低コストであるバイオレメディエーションは有用な技術として今後の利用拡大が期待される。本事業では、平成17年度から現在までの適合の大臣確認実績に基づく最新の知見等も踏まえた既存の利用指針の具体化・適合確認手続きの明確化について検討を行い、バイオレメディエーションの利用促進及び大臣確認を行った技術の普及による安全性の確保を図ることを目的とする。

2. 事業計画

調査項目	H22	H23
バイオレメディエーションの現状・動向、 利用微生物の安全性に関する調査		
利用指針の具体化・適合の確認手続きの 明確化についての検討		

3. 施策の効果

バイオレメディエーションの適用実態、技術やその安全性に関する最新知見を収集し、これらの知見をもとに利用指針の具体化・適合確認手続きの明確化を行うことにより、バイオレメディエーションの利用促進及び大臣確認を行った技術の普及による安全性の確保が期待される。

< 微生物によるバイオレメディエーションの普及促進 に係る技術指針策定費 >

バイオレメディエーション技術

微生物の働きを利用して汚染物質を分解等することにより、
土壌・地下水等の汚染の浄化を図る技術。

多様な汚染物質に対して適用可能で
あり、比較的低コストで施工可能

土壌汚染対策法改正
に伴う原位置浄化へ
の期待の高まり

現状・動向等の把握、
利用微生物の安全性に関する
情報の収集

バイオレメディエーション技術の利用拡大による土壌浄化の促進

大臣確認を行った技術の普及による安全性の確保

バイオレメディエーションの利用指針
(平成17年3月策定)に基づく
経産・環境大臣の適合確認

実績合計わずか5件

確認を行わない技術
の利用に伴う安全性確
保についての懸念

最新の知見に基づく
利用指針の具体化及び
確認手続きの明確化の検討

1. 事業の概要

環境省では、航空防除において散布された農薬を大気経路で人が吸入した場合の健康に及ぼす影響への関心が高まったことから、平成9年に、使用実態の多い10農薬を対象として、リスク管理の目安となる気中濃度評価値を設定し、公開した。

当該気中濃度評価値については、平成9年に設定した以降既に11年経過し、農薬の散布形態（有人ヘリ 無人ヘリ）や種類（約30 約90）が多様化していること、また、平成19年以降実施している農薬の吸入毒性調査の結果、新たな知見が収集されたことから、気中濃度評価値の見直しが喫緊の課題となっている。

本事業においては、気中濃度評価値の見直しを含め、農薬の大気経路による人の健康へのリスクを適切に管理することを目的として、以下の業務を行うものである。

(1) 吸入毒性に関する情報収集

空中散布の形態が有人ヘリコプターから無人ヘリコプターにほとんど取って換わってきたこと、無人ヘリコプターは有人ヘリコプターに比べ機敏性に富むため、住宅地の近隣まで農薬散布が可能であり、人への暴露の危険性が高くなる恐れがあることから、無人ヘリコプターによる散布において使用実態の多い農薬を対象とし、国内外の吸入毒性試験成績に関する情報を収集する。

(2) 吸入毒性試験の実施

(1)において吸入毒性試験成績に関する情報が入手できなかった農薬のうち使用量が多い、毒性が高い、農薬の物性で気化しやすい等の農薬について、動物を用いた吸入毒性試験を実施する。

(3) 農薬飛散実態調査

無人ヘリコプターによる農薬の飛散について、文献調査を行うとともに、農薬別、作物別の気中濃度の測定を行い、大気中の気中濃度の動態について分析、評価する。

(4) 検討会の開催

検討会を設置し、(1)～(3)の調査結果について検討し、農薬の大気経路による人の健康へのリスクを適切に評価し、管理する手法を確立する。

2. 事業計画

	H 2 2	H 2 3	H 2 4
1. 吸入毒性に関する情報収集			→
2. 吸入毒性試験の実施			→
3. 農薬飛散実態調査			→
4. 検討会の開催			→

3. 施策の効果

農薬の大気経路による人の健康へのリスクを適切に管理することにより、国民の健康被害の未然防止を図ることが出来る。

農薬飛散リスク削減に向けた取組み

航空防除10農薬について空中濃度評価値を設定(H9)

現在

住宅地等の使用実態の多い農薬をモデルとした吸入毒性評価の実施(H19~H21)

空中散布の形態変化(有人→無人)に伴う使用農薬や適用作物の多様化

目的

空中濃度評価値の再評価

評価対象農薬の見直し

農薬の大气経路による影響評価事業(H22~H24)

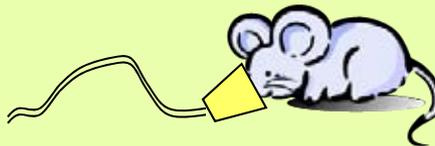
吸入毒性に関する情報収集

-吸入毒性試験成績に関する文献調査



吸入毒性試験の実施

-動物を用いた試験の実施



農薬飛散実施調査

-無人ヘリコプタによる農薬散布についてのモニタリング調査



子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）

3,403百万円（193百万円）

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

1. 事業の概要

近年、子どもたちの間で、心身の異常が年々増加していることが報告されている。例えば、小学生のぜん息罹患率は0.5%（1960年）から4%（2007年）と8倍に、男性性器異常が出生百万人あたり174人（1974年）から418人（2000年）と2倍に、小児肥満は6%（1977年）から10%（2006年）と1.6倍に、いずれも増加している。

こうした子どもの発達異常に対して、環境要因（特に化学物質）が与える影響を明らかにするため、環境省は子どもの健康と環境に関する調査研究を推進する。具体的には、平成22年度より10万人規模の妊産婦を対象に、母体血や臍帯血の提供を受けて化学物質を測定するとともに、その子どもを出生から13歳まで追跡する大規模コホート調査を開始する。

また、子どもの健康と環境に関する問題は国際的にも広く認識されており、平成21年（2009年）のG8環境大臣会合においても、各国が連携して調査研究を進めていくことが合意されたところである。特に、米国、韓国とは、密接な協力を進めることとしている。

2. 事業計画

本調査は、環境省の企画・立案の下に、国立環境研究所が研究実施機関としてユニットセンター（全国に10カ所程度・大学や研究機関を想定）の協力を得て実施する。ユニットセンターは、地方自治体と連携しつつ地域内の協力医療機関との緊密な共同関係において調査を実施する。

また、本調査は、妊婦初診時に調査対象者を募集・登録し、出生児が13歳になるまで主に質問票により健康状態を追跡する出生コホート調査である。登録後は、質問票の調査とともに、母体血や臍帯血、母乳などの生体試料も採取・保存し、化学物質などの分析を行うものである。調査期間は、3年間のリクルート期間と胎児期から13歳になるまでの追跡期間を通算し、平成22年度から平成37年度までの16年間で予定している。

調査の実施にあたっては、各センターの人的費、試料の分析費、参加者や協力医療機関への謝金等の他、国民や学界・産業界への広報、国際協力、パイロット事業の継続などの必要経費が見込まれる。

・スケジュール

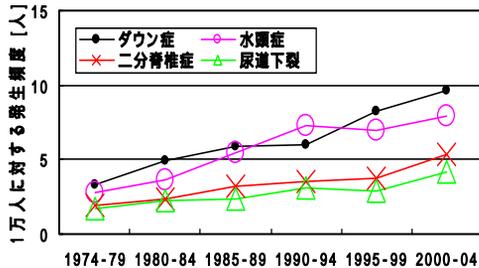
平成20年	～	ワーキンググループにて詳細な調査計画の検討 パイロット調査実施
平成21年	9月	本調査の基本計画（案）を示す
平成22年	1月	ユニットセンター（全国10カ所程）を内定
	10月	本調査の参加者登録開始
平成25年		3年間にわたって参加者を募集
		その後、子どもが13歳になるまで追跡調査を行う
平成37年		中間取りまとめ

3. 施策の効果

近年、妊娠異常や先天奇形、子どもの免疫・アレルギー疾患や内分泌・代謝異常、精神神経発達異常などが増加しており、子どもの健康に様々な問題が生じていることが明らかになってきている。

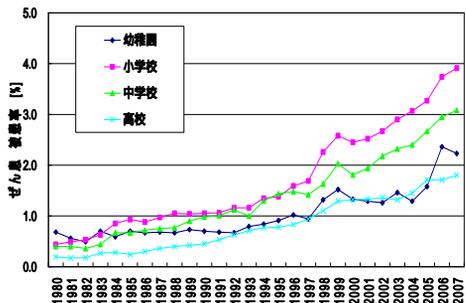
本調査を実施することで、子どもの発達に影響を与える環境要因を解明し、子どもの脆弱性に着目したリスク評価、リスク管理体制を講じることにより、次世代育成にかかる健やかな環境が実現するとともに、少子化対策の推進にも貢献する。

子どもの異常の増加



毎年生まれる子どものうち
1000人がダウン症
800人が水頭症
500人が二分脊椎症
400人が尿道下裂

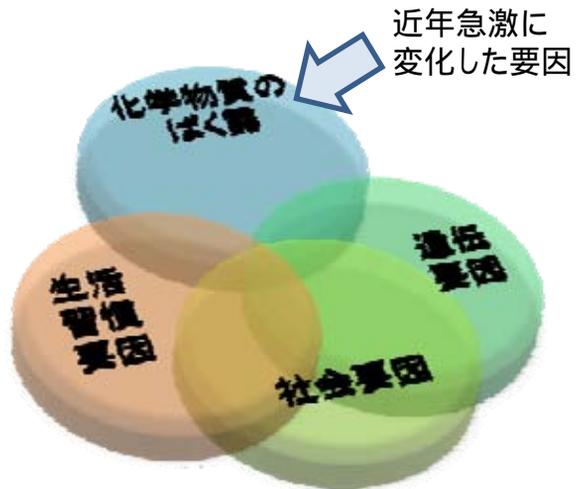
先天奇形:ここ25年で2倍に



小学生の4% (28万人)が罹患
中学生の3% (11万人)が罹患
高校生の2% (7万人)が罹患

アレルギー疾患(喘息):ここ30年で3倍に

子どもに影響を与える要因



・子どものこころと体の異常の急激な増加
・異常・障害の原因として化学物質の疑い

原因解明のため、大規模な疫学調査の実施が不可欠
米国(10万人)と連携して実施

調査のスケジュール

2010年 (H22) 新規出生コホート調査の立ち上げ

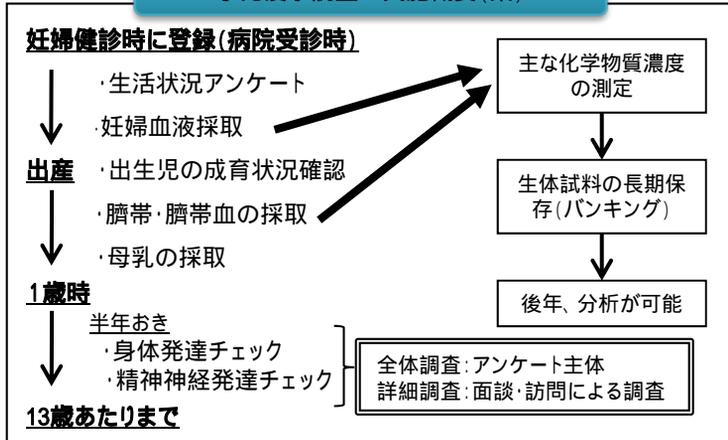
2013年 (H25) 調査対象者の登録完了 (約10万人)

国際比較

海外の調査との連携

米国 予算110億円(2008年)
0~21歳、10万人
ノルウェー 10万人
デンマーク 10万人
韓国 1500人(予定)
その他太平洋地区のコホート調査等

小児疫学調査の実施概要(案)



小児の発育に影響与える環境要因の解明

H25: 発達障害(先天異常)の要因解明
H30: 小児アレルギー(アトピー・喘息等)の要因解明
H37: 精神神経発達障害(学習困難等)の要因解明

2025年まで (H37)

中間取りまとめ

・小児の脆弱性を考慮したリスク管理体制の構築
・子育て支援・少子化対策へ貢献

(新) ナノ材料の環境影響未然防止方策検討事業 30百万円(0百万円)

環境保健部環境安全課

1. 事業の概要

近年技術開発が進んでいるナノ粒子については、今後大規模に商品化され、環境中への排出が見込まれているが、それによる健康や環境への影響も懸念されていることから、毒性評価に関する試験手法、環境・生体中の動態等に関する知見の集積及び試験法、ナノ粒子の特性を踏まえた環境リスクの評価方法の確立が課題となっている。

このため、平成20年度から試験法等の検討を行い、平成21年3月に検討内容を「工業用ナノ材料に関する環境影響防止ガイドライン」としてまとめ、ナノ材料の人及び動植物へのばく露を未然に防止するための管理方策を事業者に示したところである。

このガイドラインにおいては、今後の課題として、国と事業者が連携し、ナノ材料の環境中挙動の確認に必要な測定方法の開発、管理技術の有効性の確認等を行うことが必要とされている。このため、平成22年度より、管理技術の有効性の確認、濃度レベルだけではなく形状にも着目した毒性評価に関する試験手法の開発、挙動も含めた測定方法の開発等の実証研究を行い、新たな環境リスク評価方法の確立に関する検討を行う。

2. 事業計画

区 分	22年度	23年度	24年度
・管理技術の有効性確認検討(廃棄物焼却)			
・毒性試験方法検討(生態毒性)			
・環境中挙動解明手法(測定法)検討			

3. 施策の効果

ナノ材料の管理に関し、環境保全の観点から必要な、試験方法、測定方法、管理技術の整備を行うことにより、事業者との協力の下、リスク低減に向けた取組をより促進することができる。

ナノ材料の環境影響未然防止方策

背景

- ・ナノ材料は今後大規模な商品化に伴い、環境中に排出されるおそれ
- ・環境・生体中の動態に関する知見の不足
- ・カーボンナノチューブによって中皮腫が見られたとの研究結果
- ・また、OECDナノマテリアルWGを中心に、各国において環境への影響を防止するための管理促進が必要とされている。

緊急性

- ・平成21年3月に環境省が公表した「工業用ナノ材料に関する環境影響防止ガイドライン」(以下「ガイドライン」と言う。))の適切な実施が必要。
- ・平成21年5月に開催された第2回国際化学物質管理会合においても、ナノ材料の環境管理の強化を決定。



ナノ材料の適切な環境管理に向けて

平成22年度予算要求内容

- ガイドラインにおいて示された「今後の課題」への取組
- ・ヒト及び動植物への影響の確認(試験方法)
- ・測定方法の開発
- ・環境中での挙動、実態把握
- ・管理技術の有効性の確認 等

検討に当たって

- 他省庁と連携協力
- ・経済産業省・・・事業者における取組、産総研、ナノ拠点(H21補正予算)
- ・厚生労働省・・・労働者(労働安全衛生部)・消費者(医薬食品局)への直接のばく露
- OECDとの連携協力

既存化学物質等安全性点検・評価事業 273百万円(267百万円)

環境保健部企画課化学物質審査室

1. 事業の概要

「2020年までに化学物質による人の健康や環境への影響を最小化する」という国際目標の達成のため、改正化審法が平成21年5月に公布された。これにより、良分解性物質も含め、すべての上市された工業化学物質を対象として、一定量以上化学物質を製造・輸入する事業者からその数量や用途を届け出させ、「優先評価化学物質」(約1,000物質程度)を国が絞り込んだ上で、事業者に安全性試験の結果等を求めつつ、国が安全性評価を行う仕組みとなった。安全性評価の結果、環境影響の懸念の高い物質は、特定化学物質に指定して規制・管理が行われることとなる。また、衆議院・参議院経済産業委員会の附帯決議においては、安全性評価の作業スケジュールを明確にすること、簡易な安全性評価手法の開発を進めること、安全性評価の透明性・客観性を確保すること等が求められている。

このため、2020年までにすべての工業化学物質の安全性点検を終了させるためのロードマップの策定を行うとともに、改正化審法に基づくスクリーニング手法、安全性評価手法を確立する。また、国の関与が必要な安全性情報は自ら収集し、化学物質の安全性評価を推進する。

2. 事業計画

平成22年度～

- ・化学物質安全性評価ロードマップ策定事業【新規】
- ・既存化学物質等のスクリーニング手法検討調査【継続】
- ・生態毒性簡易推計手法開発調査【継続】
- ・監視化学物質生態毒性予備試験実施事業【継続】
- ・優先評価化学物質等生態毒性予備試験等実施事業【組替】
- ・高生産量化学物質有害性評価実施事業【組替】

3. 施策の効果

2020年目標の達成に向けたロードマップの明確化及び改正化審法における包括的化学物質管理体系に基づく一連の評価スキームの確立により、数多くの既存化学物質の安全性が不明のまま製造・使用されている実態の解消が図られる。

■化審法に基づく化学物質の審査・点検状況



既存化学物質のリスクが明らかでないまま
製造・使用が続けられている
(約2万物質中、点検済みは約1600物質)

一般の既存化学物質
政府による既存化学物質安
全性点検

高生産量化学物質
官民協力安全性情報収集・発
信プログラム(平成17年度～)

安全性情報の提供
化審法データベース「J-Check」

化審法の改正(平成21年)

- これまで法の対象とされていなかった良分解性物質も対象に追加。
- 既存化学物質を含むすべての化学物質について、一定量以上の製造・輸入を届出
- 国がスクリーニングを行い、優先評価化学物質(1000物質程度と想定)を指定。
- 優先評価化学物質について、有害性情報、用途情報等を収集し、国が安全性を評価

衆・参附帯決議：
 ・安全性評価の計画策定
 ・簡易手法の開発
 ・中小企業の支援
 ・情報提供と国際共有

2020年目標の達成
に向けた化学物質
安全性評価ロード
マップの策定
(新) 14(0)

- 既存化学物質等のスク
リーニング手法検討調査
(継続) 52(52)
- 生態毒性簡易推計手法
開発調査(継続) 77(77)

高生産量化学物質有害性評価実施事業(組替) 31(31)

- 官民協力プログラムの活用

優先評価化学物質等生態毒性試験等実施事業(組替)
71(71)

- 必要に応じて国が毒性試験

監視化学物質生態毒性予備試験実施事業(継続) 27(36)

環境保健部環境安全課

1．事業の概要

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)は、長期継続的なモニタリングの実施を締約国に対し義務づけており、我が国においては、平成14年度より現在POPs条約の対象となっている12物質群のうち10物質群(ダイオキシン類は別途調査)について、国内モニタリング調査を実施している。

このPOPs条約において、これまでの12物質群に加え、新たに9物質群の新規POPsが第4回締約国会議において追加決定されたことから、平成22年度以降は、これら新規POPsについても国内においてモニタリングを実施する（重点調査地点（辺戸岬）を含む）。

また、東アジアにおけるPOPsの環境中での残留状況の推移を正確に把握し、将来的な協力体制を構築していくために実施している東アジアPOPsモニタリング事業において、辺戸岬とともに重点調査地点に設定されたベトナム等との相互協力によりモニタリングを実施し、環境中での残留状況の経年変化を把握する。

高頻度（毎月1回）でモニタリングを実施する地点

2．事業計画

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度 以 降
・全国POPs残留状況(辺戸岬含む)の監視事業 ・東アジア地域のPOPs残留状況の監視事業				
	(10物質群)	(19物質群)		

3．施策の効果

新規POPsについて、環境中の残留状況を監視することにより条約の履行の一層の推進を図り、POPsによる環境リスクの効果的な削減に資する。また、我が国が主体となって、東アジア地域における技術協力を行うことにより、同地域のPOPs対策の実施を一層促し環境リスクの効果的な削減に資する。

POPs(残留性有機汚染物質)監視事業費

POPs条約

第11条: 国内及び国際的な環境モニタリングを実施すること

第16条: モニタリングデータを活用した条約の有効性の評価を行うこと

新規POPsのモニタリング

平成13年5月 「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)」採択
平成14年8月 日本がPOPs条約を締結→「POPsモニタリング調査」の開始(10物質群)
平成16年5月 POPs条約発効
平成17年6月 国内実施計画の策定

平成21年5月
第4回POPs条約締約国会議(COP4)→新規POPs対象物質(9物質群)の追加決定

平成22年度~ 新規POPsを含めたPOPsモニタリング調査の実施の必要性

条約規制開始時の平成22年度からモニタリングデータを取得し、その後の
経年変化を把握することが必要不可欠

東アジアPOPsモニタリング



1. 事業の概要

国連環境計画(UNEP)では、平成13年以来、地球規模での水銀対策について議論が行われてきており、21年2月に開催された第25回UNEP管理理事会では、22年に条約制定のための政府間交渉委員会を設置し、25年の第27回UNEP管理理事会までに成案を得ること、また政府間交渉委員会の準備のための作業部会が21年に開催されることが決定された。

我が国は、これまでの交渉においても、水俣病経験国として、世界的な水銀取組の強化、多くの国が参加する枠組みの構築の重要性を指摘し、法的拘束力のある文書の制定と自主的取組の強化を並行して推進することを提案してきており、アジア太平洋地域及び世界全体の検討の促進に貢献してきた。

今後本格化する条約交渉において引き続きリーダーシップを発揮していくという観点から、また、我が方の主張をより明確かつ重層的に交渉の場に訴えるという観点から、政府間交渉委員会を我が国において開催する。

2. 事業計画

区 分	22年度	23年度	24年度
・政府間交渉委員会日本国開催			

3. 施策の効果

本格化する条約交渉において引き続きリーダーシップを発揮していくという観点から、我が方の主張をより明確かつ重層的に交渉の場で訴えることが可能となる。

国際的な水銀対策の強化（「水銀条約」交渉対応）

背景

平成14年12月 世界水銀アセスメントの公表

平成21年2月 第25回UNEP管理理事会において水銀規制に関する条約制定に向けて平成22年に政府間交渉委員会を開催することに合意。（平成25年2月の第27回UNEP管理理事会で検討結果を報告し、条約化）

緊急性

水俣病経験国として、水銀条約の交渉をリード

平成25年2月に決する水銀条約交渉の進捗に応じ我が国の主張を効果的にインプット

特に我が国の家電、蛍光灯、鉱さい等からの水銀回収の実態、輸出入に係る検討を進め、適切に国際交渉を主導する必要あり（廃り部、水・大気局と分担）。
平成22年度に我が国において政府間交渉委員会をホスト。

交渉スケジュール（今後詳細決定）

平成22年に交渉が開始。

平成25年1月までに5回程度政府間交渉委員会を開催し、第27回UNEP管理理事会（平成25年2月）に検討結果を報告。

我が国の取組

国際交渉の主導

- ・交渉自体への知的貢献によるリーダーシップの発揮（交渉内容のコンセプト、具体案等の提示）
- ・政府間交渉委員会の我が国での開催、アジア太平洋地域会合の開催

（参考：別予算で実施予定の事業内容）

条約が国内に与える影響の分析、対応の検討（大気への放出管理、貿易の削減、長期保管等条約に含まれるであろう内容が我が国に与える影響の分析及び国内施策での対応を検討し、国際交渉へもフィードバック）

平成22年度要求の概要

政府間交渉委員会開催

（参考：別途予算要求している内容）

- 我が国における高精度の環境監視
- 水銀等有害金属に係る国際削減戦略構築事業
 - ・水銀等有害金属のマテリアルフロー把握及び排出インベントリ作成事業
 - ・有害金属排出・使用抑制のためのBATガイドライン策定事業
- アジア太平洋地域における将来濃度予測

水俣病総合対策関係経費等

11,471百万円(11,471百万円)

環境保健部企画課特殊疾病対策室
水俣病発生地域環境福祉推進室

1. 事業の概要

平成21年7月に成立し、公布・施行された「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置等の円滑な実施に向け必要な措置を講ずる。

また、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするため、医療と地域福祉を連携させた取組を進めるほか、環境保全と地域のもやい直しの観点からの施策を推進する。

さらに、水俣病の経験と教訓を引き続き国内外に発信する。

2. 事業計画

(1) 救済措置に関連した措置

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置の方針について、関係者の意見を聴きながら策定をし、救済措置の方針が決定した後、速やかにかつ円滑に対応できるよう所要の予算を計上する。

(2) 地域環境福祉施策

水俣病発生地域における医療・福祉対策及び「もやい直し」・「もやいづくり」を目指す多彩な活動を推進する。

胎児性水俣病患者や高齢化した水俣病被害者等の地域生活を支援する事業

離島等における医療・福祉レベルの向上のための事業

慰霊行事や地域のもやい直しを推進する事業

等

(3) その他

以下の事業を引き続き実施する。

- ・ 水俣病被害者等医療費等支給事業
- ・ 水俣病被害者等手当支給等事業
- ・ 健康管理事業
- ・ 公害医療研究事業
- ・ 水俣病検診機器整備事業
- ・ 水俣病国際貢献推進事業
- ・ チッソ(株)に対する支援措置

3 . 施策の効果

すべての水俣病被害者が安心して暮らしていける環境づくり、もやい直しの推進、水俣病のような問題を二度と起こさないための教訓の伝達・継承に資する。

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業費

110百万円(110百万円)

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

1. 事業の概要

茨城県神栖市においては、通常自然界には存在しない有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸による環境汚染に起因すると考えられる健康被害が生じているが、ジフェニルアルシン酸による環境汚染を通じた人への影響等については、十分な科学的知見に乏しく、かつ、早急な対策が求められている状況にある。このような状況を踏まえ、ジフェニルアルシン酸による汚染が確認された井戸の水を飲用に供していた住宅に居住し、又は居住していた者であって、ジフェニルアルシン酸のばく露が確認された者(対象者)に対して、引き続き医療費等の給付及び健康管理調査等を実施するとともに専門家による調査研究を継続する。

2. 事業計画

事業内容	20年度	21年度	22年度～
医療費等の給付	→	→	→
健康管理調査等の実施	→	→	→
小児支援体制整備事業		→	→
調査研究の実施	→	→	→

公害等調整委員会での裁定及び臨床検討会での検討等により変更となる可能性がある。

3. 施策の効果

対象者に対して、健康診査を行うとともに、医療費等を支給することにより治療を促し、著しいばく露を受けたと認められる者に対して、病歴、治療歴等に関する調査等を行うことにより、発症のメカニズム、治療法等を含めた症候及び病態の解明を図り、もって、その健康不安の解消等に資する。

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業

<趣旨>

神栖市における有機ヒ素化合物(ジフェニルアルシン酸)のばく露が確認できる者に対し、健康診査を行うとともに、医療費等を給付することにより、治療を促すことを通じて、当該者に係る症候及び病態の解明を図り、もってその健康不安の解消等に資する。

<対象者>

有機ヒ素化合物汚染井戸飲用住宅への居住要件を満たし、毛髪・爪検査等によりばく露が確認された者

専門家による検討会
(環境省)の審査を経て
確認

<実施状況>

申請受付開始日
平成15年6月30日

対象者数等
(平成21年10月19日現在)

医療手帳対象者 153名
(累計 157名)
うち健康管理調査対象者 30名

申請者数 565名
申請棄却者 408名
分析調査中等 0名

事業見直し等
・平成18年6月7日
平成18年度第1回臨床検討会
での意見を踏まえ、当初3年間実
施とされていた健康管理調査の
継続を決定

・平成20年5月22日
平成20年度第1回臨床検討会
での意見を踏まえ、平成20年7月
以降も事業を3年間継続すること
を決定

<給付内容>

医療手帳の交付

- ・医療費(自己負担分を公費負担)
- ・療養手当(通院:月15,000円、
入院:月25,000円)(併給なし)
- ・健康診査(年1回)(公費負担)

特に汚染の著しい井戸水の飲用者

なし
入院歴

- ・健康管理調査費用(月20,000円)
- ・健康管理調査協力金(300,000円)【初年度当初】

→健康管理調査の実施(健康状態等に係る報告票の提出による調査を実施、病歴、治療歴等の調査を初年度に実施)

あり
入院歴

- ・健康管理調査費用(月20,000円)
- ・健康管理調査協力金(700,000円)【初年度当初】

<その他>

小児支援体制整備事業の実施

H20.6.30～
(医療手帳の交付を受けた15歳以下の者のうち、親権者等からの申請があった者を対象)

一人一人の成長過程に応じた支援体制を整備するため、医療・発達・教育・福祉等の多角的な観点から、支援の実施について調整を行う

公害等調整委員会での裁定及び臨床検討会での検討、事業の見直し等により変更となる可能性がある。

有機ヒ素化合物の汚染源周辺地域における高濃度汚染対策

284百万円(241百万円)

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

1. 事業の概要

茨城県神栖市では、有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸を高濃度を含む巨大なコンクリート様の塊が発見されており、このコンクリート様の塊や周辺の高濃度汚染土壌を掘削・除去し、その処理を平成20年3月までに完了したところである。

しかしながら、汚染源周辺地域では、現在も地下水から10mg/L(ヒ素換算値：環境基準の1,000倍)以上の有機ヒ素化合物が依然として検出されるなど、高濃度の有機ヒ素化合物による汚染が確認されている。

このような状況を踏まえ、汚染源周辺地域を対象として、汚染地下水の処理による高濃度汚染対策を実施するものである。

2. 事業計画

高濃度汚染対策は、平成15年12月の閣議決定に基づく対策の一環として、地域及び期間を限定して集中的に実施するものであり、これまで平成20年度において、揚水による効果的な対策手法についての検証を終え、平成21年度より、汚染地下水を継続的に揚水し、その処理を実施するものとしている。

平成20年度～23年度 A井戸近傍において高濃度汚染対策を実施

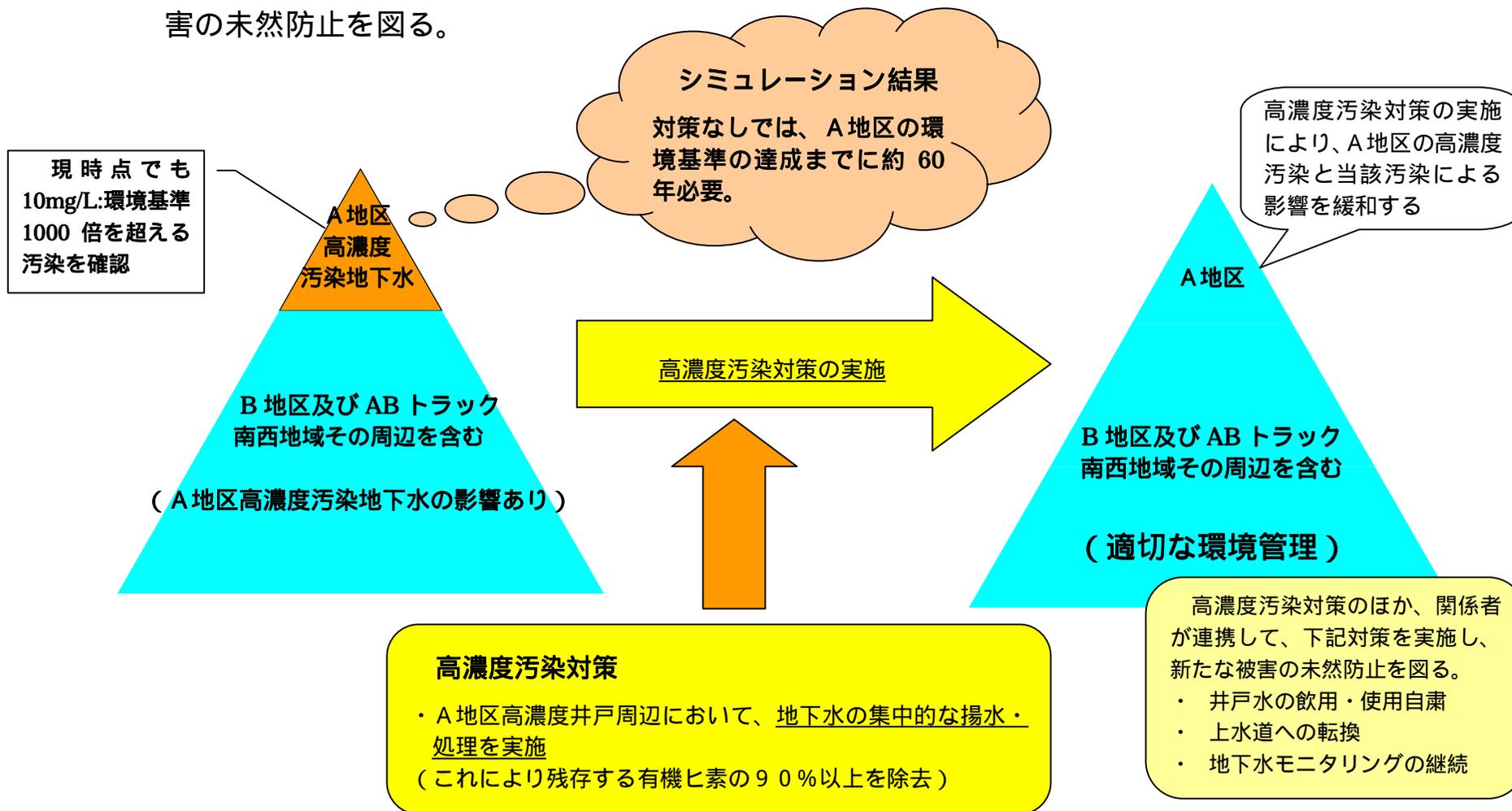
3. 施策の効果

シミュレーションによれば、高濃度汚染対策を実施することにより、A井戸近傍の地下水中に残存している有機ヒ素化合物の90%以上を除去することが可能とされている。

また、汚染地下水は、主として深層部の地下水の流れに沿って移動していることが確認されているが、高濃度汚染対策を実施することにより、これらの移動・拡散する有機ヒ素化合物の量を大幅に減らすことができ、健康被害の未然防止に資する。

有機ヒ素化合物の汚染源周辺地域における高濃度汚染対策

A井戸周辺地域で確認されている高濃度の有機ヒ素汚染地下水について揚水・処理を行い、新たな被害の未然防止を図る。



一般環境経路による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査

265百万円(94百万円)

環境保健部企画課石綿健康被害対策室

1. 事業の概要

石綿取扱い施設周辺などで一般環境経路による石綿ばく露の可能性があった代表的な地域において、石綿のばく露歴や石綿関連疾患の健康リスクに関する実態を引き続き把握するとともに、新たに有所見群と無所見群の2群を設定し、各群に属する住民を対象に、問診、胸部X線検査、胸部CT検査等を実施する。

全調査対象者に対して、定期的な検査(年1回)、適切なフォローアップを行いながら、石綿関連所見の変化や石綿関連疾患の発生状況を把握し、2群間の比較を含めた解析を行う。

2. 事業計画

調査対象地域それぞれにおいて、これまでの調査で得られた知見を活用して、平成22年度より対象者を大幅に増加させ、新たに有所見群と無所見群の2群を設定し、調査期間を5年間とした実態把握調査を開始する。

区 分	21	22	23	24	25	26
石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査	→					
(3地域：大阪府泉南地域、尼崎市、鳥栖市) H18～	→					
(6地域：奈良県、羽島市、横浜市鶴見区) H19～	→					
(7地域：北九州市門司区) H21～	→					
石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査【改編】						
(7地域：上記) H22～						→

3. 施策の効果

一般環境経路による石綿ばく露の可能性があった代表的な地域において、新たに、

2群間の石綿関連疾患リスクの差の有無の把握

定期的な検査の有効性に係る解析

を行い、得られた成果をその後の石綿関連施策に反映させる。

次期健康リスク調査のイメージ

対象者

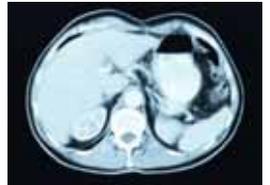
石綿取扱い施設周辺などで一般環境経路による石綿ばく露の可能性のあった代表的な地域の住民
(対象者数を大幅に増加)



対象集団設定

有所見群

無所見群



定期的な検査等

問診、胸部X線、
胸部CT、等

問診、胸部X線
最終年に胸部CT、等

5
年
間
程
度
実
施

・石綿関連所見を詳細に把握
・中皮腫、肺がん等に罹患した場合は把握
(毎年の調査実施結果を集計・公表する。)



調査期間終了後、
・2群間の石綿関連疾患リスクの差の有無の把握
・定期的な検査の有効性に係る解析
を行う。

成果をその後の石綿関連施策に反映

石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査・還元等事業

85百万円（41百万円）

環境保健部企画課石綿健康被害対策室

1. 事業の概要

石綿健康被害制度については、その創設時、国会において、最新の医学的知見の収集等に努め、その結果を踏まえて、必要があれば制度の見直しを行うよう求められている。

指定疾病である中皮腫や肺がんの診断方法については医学的知見が十分確立されているとは言えず、専門家でも診断に困難をきたす場合が少なくない。

適切な診断手法の確立のためには、症例を蓄積し、臨床・画像・病理等の各分野が連携して解析・検討を行うことが重要である。平成22年度においては、継続するテーマに加え、新たに特殊な中皮腫の鑑別診断方法、石綿小体数計測による認定基準の追加に関する調査を実施して解析・検討を行い、その成果を医療関係者に還元することによって、迅速かつ適確な診断に資する。

2. 事業計画

区 分	19	20	21	22	23	24	25
医学的所見解析調査						→	→
女性の腹膜中皮腫の解析	→						
石綿による肺がんの解析						→	→
腹膜中皮腫及び細胞診による解析		→					
石綿小体計測に関する精度管理			→				
中皮腫の病理組織分類、分子生物学的な指標						→	→
特殊な中皮腫の鑑別診断方法に関する調査						→	→
石綿小体計測による認定基準の追加に関する調査						→	→
調査結果の医療関係者に対する還元事業						→	→

3. 施策の効果

研究によって得られた検査・診断方法に係る成果を医療従事者に還元することにより、医療機関においてより正確な診断が行われ、迅速な救済がなされることが期待できる。また、制度を見直す際の参考となる知見を得ることができる。

石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査・還元等事業

指定疾病(中皮腫、肺がん)について、救済制度で認定された症例や医療機関において診断された症例から、疾病の進展、検査・診断の状況及びその結果に関する情報を収集し、これらを解析する。

得られた結果について、石綿関連疾患を取り扱うことの多い全国の医療機関に対し、講習会等によって、普及啓発を図る。

